

阿見町議会会議録

平成18年第3回定例会

(平成18年9月12日～9月27日)

阿見町議会

平成18年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月12日)	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	6
○議事日程第1号	8
○開 会	11
・ 会議録署名議員の指名	11
・ 会期の決定	11
・ 諸般の報告	12
・ 常任委員会所管事務調査報告について	13
・ 議案第51号 (上程、説明、質疑、討論、採決)	18
・ 議案第52号から議案第57号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	19
・ 議案第58号から議案第62号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	23
・ 議案第63号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	27
・ 議案第64号から議案第70号 (上程、説明、質疑、委員会付託)	39
・ 議案第71号から議案第76号 (上程、説明、採決)	54
・ 議案第77号 (上程、説明、採決)	56

○散 会	5 7
◎第 2 号（9 月 1 3 日）	5 9
○出席、欠席議員	5 9
○出席説明員及び会議書記	6 0
○議事日程第 2 号	6 1
○一般質問通告事項一覧	6 2
○開 議	6 3
・一般質問	6 3
藤井 孝幸	6 3
細田 正幸	7 5
難波千香子	8 3
天田富司男	9 6
石井 早苗	1 0 5
吉田 憲市	1 1 2
○散 会	1 1 7
◎第 3 号（9 月 1 4 日）	1 1 9
○出席、欠席議員	1 1 9
○出席説明員及び会議書記	1 2 0
○議事日程第 3 号	1 2 2
○一般質問通告事項一覧	1 2 3
○開 議	1 2 4
・一般質問	1 2 4
浅野 栄子	1 2 4
柴原 成一	1 3 4
荻島 光明	1 4 0

・休会の件	151
○散会	151
◎第4号（9月27日）	153
○出席、欠席議員	153
○出席説明員及び会議書記	154
○議事日程第4号	155
○開議	157
・諸般の報告	157
・議案第52号から議案第57号 （委員長報告、討論、採決）	157
・議案第58号から議案第62号 （委員長報告、討論、採決）	163
・議案第63号（委員長報告、討論、採決）	169
・議案第64号から議案第70号 （委員長報告、討論、採決）	177
・議案第78号（上程、説明、採決）	184
・意見書案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	185
・行政改革について （委員長報告）	188
・議会運営委員会並びに常任委員会の 閉会中における所管事務調査について	192
○閉会	194

第 3 回 定例会

阿見町告示第 88 号

平成 18 年第 3 回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 18 年 9 月 5 日

阿見町長 川 田 弘 二

1. 期 日 平成 18 年 9 月 12 日
2. 場 所 阿見町議会議場

平成18年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月12日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月13日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第3日	9月14日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問
第4日	9月15日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
第5日	9月16日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	9月17日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	9月18日	(月)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第8日	9月19日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）

第9日	9月20日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	9月21日	(木)	休	会	・議案調査
第11日	9月22日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	9月23日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月24日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月25日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月26日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月27日	(水)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 12 日]

平成18年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成18年9月12日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

5番 紙井和美君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	長	川田弘二君
教育	長	大崎治美君
監査委員		橋本英之君
消防	長	木鉛章君
町長公室	長	糸賀富士夫君
総務部	長	石井定夫君
民生部	長	瀬尾房雄君
経済建設部	長	臼田計律君
都市開発部	長	渡辺清一君
教育次長		大竹利一君
消防次長兼消防課長		大津力君
総務課	長	湯原恒夫君
企画課	長	坪田匡弘君
財政課	長	松本功志君
社会福祉課	長	飯野利明君
国保年金課	長	野口静男君
建設課	長	大野利明君
収入役職務代理者 兼会計課長		宮崎茂夫君
水道事務所長		横田充新君

○議会事務局出席者

事務局 長 栗原繁樹

書

記 山 崎 貴 之

平成18年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成18年9月12日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険条例の一部改正について）
- 日程第6 議案第52号 阿見町監査委員条例の一部改正について
議案第53号 阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第54号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第55号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第56号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について
議案第57号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第58号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第59号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第60号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第61号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計

補正予算（第2号）

- 議案第62号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第8 議案第63号 平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第9 議案第64号 平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定について
- 議案第65号 平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳
入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出
決算認定について
- 議案第67号 平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 議案第70号 平成17年度阿見町水道事業会計決算認定につ
いて
- 日程第10 議案第71号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて
- 議案第72号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて
- 議案第73号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて
- 議案第74号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて

議案第75号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて

議案第76号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を
求めることについて

日程第11 議案第77号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて

午前10時00分開会・開議

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、ただいまから、平成18年第3回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷実君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

4番 難波千香子君

6番 青山正一君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る9月5日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めます。議会運営委員長岡崎明君、登壇願います。

〔議会運営委員長岡崎明君登壇〕

○議会運営委員長（岡崎明君） おはようございます。

早速、会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成18年第3回定例会につきまして、去る9月5日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は7名で、執行部から総務課長補佐の出席を得て協議をいたしました。

会期は、本日から27日までの16日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月13日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、9月14日は同じく10時から本会議で一般質問、3名。

4日目、9月15日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

5日目から7日目までは休会で議案調査。

8日目、9月19日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

9日目、9月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日から15日目までは休会で議案調査。

16日目、9月27日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程案を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願い申し上げまして、御報告いたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告どおり、本日から9月27日までの16日間といたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの16日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（久保谷実君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本定例会に提出された議案案件は、町長提出議案第51号から議案第77号の27件です。

次に、本日までに受理した陳情等は茨城県弁護士会からの意見書、教育基本法改正法案の廃案を求める意見書の提出に関する陳情、地域の県立高校の存続と30人以下学級実現で行き届いた教育を求める意見書の提出に関する陳情、障害者自立支援事業、地域生活支援事業の聴覚障害者コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業等）における利用者負担分の減免措置についての要望書、以上4件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成18年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成18年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、8月31日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告についてを行います。

民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。こ

こで、委員長より調査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 皆さん、おはようございます。

それでは、閉会中の委員会の活動報告について、御報告いたします。民生教育常任委員会では、去る7月18日から19日の2日間、稲敷郡河内町と龍ヶ崎市に視察研修してまいりました。1日目は午後2時から午後3時30分まで河内町の給食センターを視察研修いたしました。出席委員は全員と議会事務局より栗原事務局長、執行部から池上給食センター所長の出席をいただき、また河内町給食センターの方では、石山教育長様、石橋教育委員会事務局長様、それに飯田栄養士様、これは県派遣職員の出席をいただき、給食センターの民間委託について御説明を受けました。

学校給食センターの現状は、昭和37年度より各学校単位でパン給食を実施してきたが、昭和45年10月より米の消費拡大を図るため、米飯中心の学校給食センターが設立され、運営を始め、現在の施設は平成2年度新設されたばかりでございます。運営につきましては、平成18年4月1日機構改革により、学校教育課、給食センター、それから生涯学習課が統一され、教育委員会事務局となり計14名で運営されております。

給食の実施状況につきましては、平成17年の実績では、週5回、うち1回だけパン、麺類なども実施している。年間199回で食数21万5,658食ということで、米消費については平成17年1万8,000、約18トンです。参考に、昭和60年度は3万キロでございましたが、少子化におきましてかなり子供たちも減少しております。そういう中で、数量的にもかなり減っているという状況であります。

給食数は平成18年4月1日現在、幼稚園が20名、小学校628名、中学校が366名、職員が103名ということで、計1,127名。参考に、昭和45年2,051名、

平成10年1,398名、少子化で半減している状況であるということです。

給食につきましては、幼稚園が3,500円から始まりまして、中学生、職員が4,300円ということで、4回段階で徴収しております。経費は、行政改革の中でうたっております。経費節減ということで、うたっておりますけれども、今現在1食当たり平均241円が食材、1食当たりの加工費254円の経費がかかっております。年間にしまして、一般経費として5,491万7,000円ということでございます。参考までに、昭和61年は7,500万円、平成10年は6,806万円ということで、年々減少しておりますが、一般経費加工費がかかっている状況であります。

それらを踏まえまして、学校給食の民間委託の件について御説明いたします。学校給食センター調理業務については、以前より民間委託を念頭に、そして合理化を円滑に行うことを基本として、パートタイマー、職員の活用などにより、調理員の稼働の効率を高めることで人件費などの経常経費からなる適正化を図ってきました。また、給食センターは平成2年度なんですけど、16年たっております。設備も老朽化し、更新、修理が逐次発生した経費が膨らむ要素があります。そういう中で、このような状況下、学校給食調理業務民間委託について検討してまいりましたが、平成17年11月に河内町は行政改革大綱が策定され、行政運営のさらなる効率化について強力に推進すべく提起されました。

給食センター業務についても、至急民間委託の方針に明記され、これを踏まえ、平成16年度当初から業者7社と業務内容の打ち合わせを重ね、調整、検討、協議を図ってきました。委託方式は、給食センター運営委員会並びに関係機関等で視察及び協議を重ね検討した結果、受託業者2社、これは調理工場による全面調理業務委託というふうに決定されました。これは平成18年7月7日開催の給食センター運営委員会においてです。

最終的には、来年の1月から3学期から実施しようということで、給食の調理から運搬までを民間に委託する完全民営化を実現しようとしている。

そういう中で、民間委託でどのようなメリット、デメリットがあるか、少しそれを話したいと思います。

メリットの部分は、1つは経費の削減であります。加工、経費、1食当たり今現在250円かかっていますが、今現在見積もりの中で156円ということで、この差を昨年の実績21万5,658食で掛けますと、金額的には2,134万円、約38%の削減が見込まれます。現在の見積もりの金額では、5,400名のうち2,113万4,000円、約30%前後、これ以上40%前後は減らせるということで見えております。2つ目は、施設設備に対する投資がないということです。3つ目は、献立表はあくまでも町側がするという事です。それは、町で雇用した栄養士がすべて献立をつくるというのが条件であり、そうではないと学校給食とは言えないそうです。また、次に、デメリットについてでございますが、1つ目は民間委託によるさらなる給食の質的充実向上が図れるということです。大量の受注で調理するものですから、経費も安くなるし、内容の充実も図れるのではないかとということです。

次に、デメリットですね。食材については、産地消費の推進の積極的な導入がいわゆる難しいということです。米につきましては、ふるさとかわち米を使っただけのことです。次に、学校給食衛生基準に準ずる、これは衛生管理が近隣でないことでできないということで、また、調理の作業工程の管理が難しい。

いろいろメリット、デメリットはございますけれども、約1時間30分の研修ではございましたが、貴重な時間を割いてくれ、丁寧に説明をいただき有意義な研修ができました。これで第1日目を終わります。

引き続き、2日目は7月19日午後1時45分から3時30分まで、龍ヶ崎市学校給食センターを視察研修いたしました。出席委員は6名、議会事務局より栗原事務局長、執行部から池上給食センター所長の出席をいただき、また龍ヶ崎市学校給食センターのほうでは、横田教育長、石山学校給食センター第一次長、それに松田議会事務局職員の出席をいただき、給食セン

ターの民間委託について御説明を受けました。

まず、民間委託による経営について、当市の財政状況が一段と激しさを増す中、事務事業の見直しや組織、機構の合理化、定員管理、給与の適正化などを進めておりましたが、経費削減となる民間委託の活用なども実施することとなり、第2調理場の民間委託を実施することになりました。第2調理場はニュータウン開設に伴う児童生徒の増加に伴い、平成11年4月に開設し、同年9月より調理業務の民間委託を実施、現在に至っております。これは、さだめてなんですが、調理業務だけです。

委託契約の経緯について、平成11年9月から平成12年3月まで3カ年間、契約額が2,948万円、月額契約にしますと300円、年間3,600円となります。これをもし直営で行う場合、どれぐらいの人件費になるか、平成11年のときが正職のほうで9名、パートが8名おりました。調理場の給与の平均で大体800万円ぐらい、委託で年間8,000万円、委託で3,600万円、直営で約800万円程度であります。経費的に見ますと、委託で3,600万円、直営で8,000万円程度で50数%の削減効果がありました。直営の人件費は1億2,600万円ほどとなり、これで委託しますと、6,500万円ぐらいの人件費の削減効果があるとわかりました。費用につきましては委託の方がメリットがあるということです。

現在の業務委託、平成16年9月から平成19年4月まで契約額1億1,018万7,000円、月額契約は306万円、調理食数2,733食、調理員数17名程度で、内容として、市の栄養士が作成した献立表により市で調達した食材を利用し、調理及び食器の洗浄作業を行う。

そして、今後の取り組みについては平成19年9月を目標に、第1調理場の民間委託を実施する予定であります。調理数5,392食、調理員数23名で、調理業務の委託を行う。約1時間45分の研修ではございましたが、丁寧に御説明をいただき、有意義な研修ができました。

この2日間の研修は実り多き、大変有意義な視察研修となりました。最

後に、私たちのために貴重な時間を割いてくれ、丁寧に説明、質問に答えてくれました河内町、そして龍ヶ崎市の関係職員にこの場をおかりして、関係職員の皆様に心から感謝を申し上げまして、民生教育委員会視察研修の御報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険条例の一部改正について）

○議長（久保谷実君） 次に日程第5、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険条例の一部改正について）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） どうもおはようございます。本日は平成18年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。議案第51号、専決処分について申し上げます。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が本年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとなったことに伴い、町におきましても健康保険条例の一部について、7月19日をもって専決処分を行ったものであります。

改正内容としましては、世代間の負担の公平化の観点から、一定以上の所得を有する70歳以上の方が医療機関等において受診した際に支払う一部負担金の割合を、10月1日以降の診療について2割負担から3割負担に変更したものであり、広報等での周知及び受給者証の交付期間を勘案した場

合、議会に諮る時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第2項の規定より、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第52号 阿見町監査委員条例の一部改正について

議案第53号 阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例

の一部改正について

議案第54号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第55号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第56号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第6、議案第52号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第53号、阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第55号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第56号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について、議案第57号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第52号から議案第57号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第52号阿見町監査委員条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正により、監査委員の定数が2人の町村の場合は、条例による定数の定めが不要となることから、定数を定めた規定を削除し、あわせて定数にかかわる根拠条項を削除するものであります。

次に、議案第53号について申し上げます。

本案は、福祉センターまほろばの使用料規定の改正等であります。公の

施設の町村間の相互利用に関しましては、従来から稲敷郡内の町村の住民は相互に利用することができるとともに、有料の公の施設の使用料はそれぞれの町村の住民と同額で利用できることにより、構成町村の住民福祉の向上を図っておりますが、市町村合併による構成市町村の枠組みの変更が生じたため、阿見町、美浦村、河内町、稲敷市の4市町村において、新たに公の施設の相互利用に関する協定書を締結したことに伴い、使用料の区分をこれにあわせて改正するとともに、新たに損害賠償規定等を追加し、施設の毀損等における損害賠償について、明確にしたものであります。

また、心身障害者福祉センターに関し、その業務が総合保健福祉会館に移行していることに伴い、条文中、心身障害者福祉センターを削除し、題名及び条文中の社会福祉施設等を老人福祉センターに改正するものであります。

次に、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、本年6月の医療制度関連法案の成立に伴い、健康保険法及び県医療福祉費対策要綱と同実施要領が改正されたことにより、町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、健康保険法の改正により特定医療費が保険外療養費に改められたこと、また入院時生活療養費が追加されたことに伴い、県医療福祉対策要綱及び同実施要領が改正されましたので、関係する条文の整理をするものであります。

次に、議案第55号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、先ほど専決処分の承認をいただきました議案第51号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、専決処分を要しなかった条文について改正するものであります。

まず、1点目につきましては、第6条第1号中の表現の修正であり、そ

の解釈についての変更はないものであります。2点目は、出産育児一時金の支給額についてであり、健康保険法の改正にあわせ、町国民健康保険条例においても少子高齢化対策等の観点も踏まえ、10月1日以降の出産について、30万円から35万円に改正するものであります。

次に、議案第56号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正、及び議案第57号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、関連しておりますので一括で申し上げます。

各案は、消防組織法の一部を改正する法律が施行され、同法の全条文にわたり見出し及び項番号が付され、表現の適正化と枝番号の整理が行われたことにより、改正前の消防組織法の条項を引用している本条例について、改正後の消防組織法に整合するよう、一部改正するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号から議案第57号について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第58号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

議案第60号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予
算（第2号）

議案第61号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正
予算（第2号）

議案第62号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第7、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第59号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第58号から第62号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第58号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,601万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ127

億4,964万3,000円とするものであります。

まず2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第11款地方交付税では、交付決定により普通交付税を減額。

第15款国庫支出金及び第16款県支出金では、障害者等の自立支援のための障害者地域生活支援事業補助金を新規計上。

第20款繰越金では、歳出の財源として現年度繰越金を充てるため増額。

第21款諸収入では、消防団員退職報償金を減額する一方、コミュニティ事業助成金を新規計上。

第22款町債では、都市計画街路整備事業、これはまちづくり交付金事業債であります。これを増額する一方、恒久減税に伴い許可される減税補てん債及び地方の財源不足補てん措置としての臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、3ページの歳出について主なものを申し上げます。第2款総務費では、諸費では町税還付にかかわる過誤納還付金を増額する一方、賦課費で事業費の確定に伴い土地家屋評価委託料を減額。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、介護保険特別会計繰り出し金を増額。障害者福祉費で、歳入でも申し上げましたが、障害者自立支援法に基づき、障害者等の自立を支援するための障害者地域生活支援事業を新規計上するものであります。

第4款衛生費では、塵芥処理費で事業費の確定に伴い、霞クリーンセンターの焼却炉運転委託料及び粗大ごみ処理施設運転管理委託料を減額。

第5款農林水産業費では、農業振興費でれんこんフェア負担金や地域農業を支える法人育成モデル事業費補助金を新規計上するものであります。

第7款土木費では、道路新設改良費で、道路新設改良事業における土地購入費及び補償金を増額。街路事業費で、下水道整備との事業調整に伴い、荒川本郷地区都市計画街路整備事業における道路工事を増額。

第8款消防費では、非常備消防費で消防団退団者数の減に伴い、消防団員退職者にかかわる報償金を減額。

第9款教育費では、文化事業で地域社会活動を支援するためのコミュニティー事業費補助金を新規計上するものであります。

次に、5ページの第2表、地方債補正については、都市計画街路整備事業ほか、2件の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第59号、国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、規定の予算額に2億8,581万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億3,781万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、前回定例会において議決いただきました税率の改正に伴い国民健康保険税を増額する一方、高額医療費共同事業における対象医療費等が見直されたことにより、同事業における国及び県の負担金並びに交付金を減額、そのほか国保財政の安定化等を図るため、新たな共同事業拠出金制度として、保険財政共同安定化事業が実施されることに伴い、同事業交付金を新規計上するものであります。

歳出の主なものとしましては、医療費の増に伴い、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費を増額するものであります。そのほか、歳入でも申し上げましたが、制度が見直された高額医療費共同事業では、医療費拠出金を減額、新たな共同事業拠出金制度における保険財政共同安定化事業では、拠出金を新規計上するものであります。

次に、議案第60号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に10万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億6,636万2,000円とするものであります。その内容としましては、過誤納還付金に不足が生じたため増額するもので、その財源については、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第61号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げ

げます。

本案は、既定の予算額に4万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億920万3,000円とするものであります。

その主な内容としましては、岡崎土地区画整理事業における土地区画整理審議会の開催回数が増となるため、報酬及び費用弁償を増額するもので、その財源については前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第62号、介護保険特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に4,159万9,000円を追加し、歳入歳出をそれぞれ16億9,145万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、保険給付費の増に伴い、国・県支出金及び支払い基金交付金並びに一般会計繰入金の法定負担分の増額を行うものであります。

歳出の主な内容としましては、介護保険制度改正に伴う要支援への認定移行が緩やかなため、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費などを増額する一方、介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費などを減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第62号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第63号 平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第8、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第63号、平成17年度一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、議案の詳細な内容等につきましては、総務部長に説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） それでは、決算に関する審査の報告をいたします。

平成17年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、8月2日から8月25日までの間の延べ6日間審査を

行いました。審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書及び付属書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、係数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ、関係者の説明を聴取して審査いたしました。

審査の結果、平成17年度一般会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。

以上、報告いたします。阿見町監査委員橋本英之、同じく千葉繁。

○議長（久保谷実君） 以上で、監査報告を終わります。

引き続き、担当部長に議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それでは、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算書の概要につきまして、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからになりますので、御参照いただきたいと思います。申しわけありませんが、括弧書きについては省略させていただきます。

平成17年度の一般会計の決算額は歳入総額136億6,315万6,000円、歳出総額129億4,534万3,000円となり、前年度と比較し歳入については7億4,470万8,000円の減、歳出については5億8,734万7,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は7億1,781万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として6,724万2,000円を充てますと、実質収支額は6億5,057万1,000円となり、前年度と比較し、25万3,000円の増となりました。

初めに、歳入の増額の主なものについては、地方譲与税が、決算額3億9,754万7,000円で8,242万8,000円の増、国庫支出金が、決算額7億9,810万5,000円で2億514万9,000円の増、県支出金が、決算額4億7,804万円で6,153万8,000円の増、諸収入が、決算額6億5,459万2,000円で2億4,115万6,000円の増となりました。

次に、減額の主なものについては、町税が、決算額74億3,131万6,000円で1億3,764万4,000円の減、地方交付税が、決算額9,731万3,000円で2億6,053万5,000円の減、繰入金が、決算額7億4,139万4,000円で2億1,032万3,000円の減、町債が、決算額7億6,650万円で10億2,250万円の減となりました。

歳入の増減の主な内容については、まず町税では、町民税が大規模法人の工場再編の影響に伴う法人町民税2億8,408万2,000円の減により、決算額31億7,782万3,000円で、2億3,562万4,000円の減となりました。

また、固定資産税が、新築の増に伴う家屋6,237万8,000円の増、設備投資の増に伴う償却資産8,076万8,000円の増により、決算額34億2,814万5,000円で1億1,088万3,000円の増となりました。

地方譲与税では、税源移譲としての所得譲与税8,647万円の増により増額となりました。

地方交付税では、普通交付税が前年度法人町民税の増収等に伴い、基準財政収入額が基準財政需要額を上回ったことにより、不交付となったため、2億5,111万4,000円の皆減となりました。

国庫支出金では、総合運動公園整備事業補助金1,460万円の増、まちづくり交付金3億6,677万9,000円の大幅増などにより増額となりました。

県支出金では、保険基盤安定負担金6,211万2,000円の増、平成17年国勢調査事務委託金1,819万2,000円の皆増などにより増額となりました。

繰入金では、財政調整基金繰入金2億6,496万5,000円の減、舟島小地区コミュニティーセンターの建設事業完了に伴う公民館整備基金繰入金9,733万9,000円の皆減などにより減額となりました。

諸収入では、荒川本郷地区都市再生機構負担金2億5,100万円の皆増などにより増額となりました。

町債では、平成7年度及び平成8年度減税補てん債借換債6億2,600万の皆減などにより減額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議員報酬関係経費1,036万2,000円の減などにより、議会費全体の決算額は1億4,476万2,000円で、1,989万8,000円の減となりました。総務費では、一般管理費、職員給与関係経費2,626万7,000円の増、総務事務費1,973万7,000円の減、企画費、職員給与関係経費3,701万円の減、防犯対策事業7,408万3,000円の増、賦課事務費2,250万8,000円の減などにより、総務費全体の決算額は15億4,010万3,000円で1,087万6,000円の減となりました。

民生費では、国民健康保険特別会計繰り出し金1,694万2,000円の減、老人保健特別会計繰り出し金4,932万円の増、児童手当支給事業1,851万7,000円の増、保育所費職員給与関係経費2,350万3,000円の増などにより、民生費全体の決算額は27億5,184万3,000円で、1億2,216万2,000円の増となりました。

衛生費では、霞クリーンセンターの維持管理費4,590万5,000円の減、牛久市・阿見町斎場組合負担金1,604万1,000円の減などにより、衛生費全体の決算額は10億802万6,000円で7,507万1,000円の減となりました。

農林水産業費では、ふれあいの森管理事業1,540万7,000円の皆増、ふれあいの森整備事業が4,476万8,000円の皆減、農業基盤整備事業が3,803万3,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は2億4,872万2,000円で4,564万8,000円の減となりました。

商工費では、阿見町東部工業団地企業誘致事業6,860万7,000円の増などにより、商工費全体の決算額は1億3,609万円で、6,750万2,000円の増となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業1億19万円の減、荒川本郷地区都市計画街路整備事業6億4,605万4,000円の増、荒川沖寺子線街路整備事業7,686万7,000円の減、中央地区緑地整備事業2,310万円の増、廻戸地区近隣公園整備事業1億380万5,000円の減、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰り出し金2億1,114万7,000円の増などにより、土木費全体の決算額は31

億2,138万2,000円で4億8,218万7,000円の増となりました。

消防費では、消防機械力整備事業3,470万円の皆減などにより、消防費全体の決算額は5億9,935万8,000円で4,689万円の減となりました。

教育費では、小学校学校施設整備事業3,358万4,000円の増、舟島小地区コミュニティーセンター建設事業2億6,090万2,000円の皆減、霞ヶ浦平和記念館整備事業2,676万5,000円の減、本郷ふれあいセンター運営費2,924万7,000円の減などにより、教育費全体の決算額は14億5,596万3,000円で、3億1,216万3,000円の減となりました。

災害復旧費では、台風被害復旧工事としての公共公用施設災害復旧事業3,395万2,000円が皆減となりました。

公債費では、元金償還費6億5,020万2,000円の減、利子償還費4,710万2,000円の減により、公債費全体の決算額は19億3,363万7,000円で、6億9,730万4,000円の減となりました。

諸支出金では、みどりの基金費1,516万1,000円の減などにより、諸支出金全体の決算額は545万7,000円で、1,739万6,000円の減となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が58億2,741万7,000円で、6億9,496万9,000円の減となり、歳出総額が45%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の減などにより2,918万4,000円の減、扶助費が児童手当支給事業及び障害者居宅生活支援事業費の増などにより、3,151万9,000円の増、公債費が平成7年度・8年度減税補てん債一括償還分の皆減に伴う元金償還費の減などにより、6億9,730万4,000円の減となりました。

物件費については、賦課事務費2,550万8,000円の減、舟島小地区コミュニティーセンター建設事業3,492万円の皆減などにより、7,921万1,000円の減となりました。

普通建設事業費については、防犯対策事業7,601万3,000円の皆増、荒川本郷地区都市街路整備事業6億4,536万4,000円の増、阿見吉原土地区画整

理事業2,980万円の皆増などにより、1億8,355万5,000円の増となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費4,601万1,000円の減、道路橋梁維持補修事業1億19万円の減などにより、1億4,405万1,000円の減となりました。

補助費等については、阿見東部工業団地企業誘致事業における企業立地奨励金6,560万9,000円の増、幼稚園就園奨励事業における同奨励費補助金、恐れ入りますが、3,680万円というのを368万円に訂正お願いしたいと思います。同奨励費補助金368万円の増などにより、142万1,000円の増となりました。

災害復旧事業については、公共公用施設災害復旧事業3,395万2,000円が皆減となりました。

積立金については、みどりの基金費1,516万1,000円の減などにより、1,626万1,000円の減となりました。

繰り出し金については、老人保健特別会計繰り出し金4,932万円の増、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰り出し金2億1,114万7,000円の増などにより、1億9,107万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、別記歳入歳出の状況概要を御参照いただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） それでは、1つ決算審査意見書の方から質問させていただきます。

公債費比率が17.5%ということで、非常に前年よりは相当落ちております。そういう中で、ここは実質公債比率ということがよくうたわれております。阿見町にとっては15年から17年度で平均で16.1%の実際の公債比率

になっておりますが、17年度に置きかえると、実際公債比率はどのように
なっているのか。分母がこういう項目で、分子はこういう項目ということ
で、説明していただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部
長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それではお答えいたします。

まず、公債費比率は当該団体の公債費による財政負担を実質収支な一般
財源別に見るための仕様であります。今質問ありました実質公債費比率は
8月30日の新聞にも載りましたが、阿見町は44市町村中16.1の第16位とい
うことで、報道されております。

公債費比率の算定要件につきましては、実質公債比率の出し方につつま
しては、公債費比率の算定要件に特別会計の繰出金の中で公債費に充てら
れたもの等を加えたもので算定することになります。数字的に申しますと、
分母が95億1,650万円、分子の方が19億2,630万8,000円となりまして、17年
度単年度で15.8ということになります。これにつきましては、あくまでも
15年から17年の3カ年平均で出しますので、16.1%ということになります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） そうすると、今後公債費比率高くなっていく
のかどうなのか。18年度と18年、19年を見据えた中で実際の公債比率がど
のような経緯になっていくのか、その点はおわかりでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部
長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えします。公債費の今後の考え方なんで
すが、現在公債費が高いというのは、先に整備いたしましたごみ処理関係
と総合福祉会館が大きな負担になっている現状があります。その町債償還
につきましては、平成23年度にすべて完了することになります。その時点

では、今の試算で行きますと、大きな事業を入れない限りはおおむね10%以下になる予定であります。ただ、下水道等の特別会計の繰り出し金が増えてきますので、そういうのもいくらか絡むと結構厳しい状況になるのかなということで考えております。ただ、あくまでも税収がふえれば、財源は当然豊かになりますので、自然と数字は下がることになります。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑は、ありませんか。11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 私も決算審査意見書の中で質問させていただきたいと思います。

霞クリーンセンターの委託工事請負費、請負契約は監査委員の意見書によりますと、随意契約ということから早く入札制度の方へ移行してくれるようにというお話が出ております。それでまた、先ほどの補正予算の中でも、霞クリーンセンターの運営費1,600万円と減額されておるわけです。そしてまた、主要施策の予算で実行報告の中でも、維持修繕費が霞クリーンセンター4,601万円の減という形になっておるんですが、減額になっているので、それなりの努力があったのかと思うんですが、この問題はかねてから、早く入札制度へ移行したらどうかということは各委員の中からも出ていたと思います。

それで、現在クリーンセンターの工事の随意契約に対する理由として、メーカーの特技、特別な技術をもってそのメーカーに随意契約をしているんだということでございます。しかし、すべてが随意契約ではなくて、メーカーの特技が外れたものに対しても一般入札、指名入札でも結構ですが、その入札制度を契約という形にもっていく努力というものをなされて、例えば、どなたかがおっしゃってございましたけれども、他県の同メーカーの導入施設に対して、細かく分けて修繕費、維持管理費、その他はほかのメーカーにお願いしたところ、かなりの減額ができたという実績もあるようでございます。ですから、そういう面で他県他町村の同じメーカーの導入

施設などを参考にして、そういう減額の対策というものを、競争入札の導入も図っていくという努力をなされたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。経済建設部長白田計律君。

○経済建設部長（白田計律君） お答えいたします。

霞クリーンセンターにつきましては、17年度に内容の精査をしました精密機能検査を実施いたしました。そういう5年間の今後の補修計画とかいうのを作成したわけでございます。それに伴いまして、18年度からそれに沿った形で補修等を行っていきたい。その中で、金額が出ましたように競争入札にできるものにつきましては極力していきたいという方向で考えております。

○議長（久保谷実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 随契ですと、適正価格といいますが、そういうものがどこが適正なのか。またコストダウンにおいてもほかのメーカーさんの価格、コストダウンにおいてもかなりの競争入札だと契約の内容が下がってくる。今現在、行革も議員も含めて執行部はもちろんのことですけれども、今行っているところであります。この行革の意味、行財政改革の意味をもっても、ぜひともこれは競争入札。できないものに対してはしようがありませんが、監査委員の意見書にもあるとおり、極力努力していくように要望したいと思います。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑ありませんか。22番岡崎明君。

○22番（岡崎明君） まず、監査委員の方に感謝申し上げたいと思います。非常に意見書の中にもありますように、的確な御指摘を随所にいただいております。そういう点について、感謝申し上げたいと思います。

ところで、入札制度の問題なんです、毎回監査委員さんの方からも御指摘いただいております。その成果として、非常に微々たる数字なんです

が、年々下がってきているのは、この意見書からも見られます。ただ、平成17年度落札率が96.85%ということで、どうしても高どまり、果たして競争されているのかどうなのか、非常に疑いたくなるような状況にあります。やはり談合というのは高値どまり、高どまりするというので、無駄な税金が使われるということで、談合をやっぴりやめてもらわなくてはならない。こういうふうに言われているわけですがけれども、この談合がどうしても日本のこういう業界の中で、なかなかやめられない。つい最近では、福島県で東京地検特捜部が入って今捜査されて、逮捕者も出ておりますけれども、この下水道工事の落札率がたしか新聞報道ですと94.6%という落札率だと。談合をやっている94.6%ということですから、当町の平成17年度の、これは単純な平均落札率ですがけれども、96.85%というのは非常に高い落札率であると言わざるを得ないと思うんです。

そういう中で、町長としては、この数字、また監査委員さんからの御指摘を受けてどういう所見を持っておられるのか、町長にお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） この入札方法と絡んでいろいろ議論があります。従来からこれは非常に古くて新しい問題で、入札問題を適正にやるというのは事業執行者として大きな責任のある問題でありまして、これまでも適正な執行を図ってきたつもりであります。正直言いまして、この落札率が果たしてどのぐらいが適当なのか。この辺については、なかなか数字的に判断するのは難しい点がありわけであります。

落札率というのは、基本的には予定価格に対する率でありますから、1つには設計価格というのを出して、それをもとに予定価格はつくるわけです。この段階でやはり、現実の問題として、もちろん現場条件に合った形でできるだけ適正な設計をするという前提でやっているわけですがけれども、

やはり客観的な条件で見て、現場条件が悪いところとか、あるいは施工期間の問題とか、いろいろありますので、予定価格を決める際にそういう条件を勘案して、その前の段階で設計価格に対してはかなり切り込むような形で予定価格をつくっている。こういうこともあります。

そういう点で、いろいろな要素があるので、今言えることは、できるだけ最近はこの談合とかいうことではないという条件づくりを考えながらやってきていて、少なくとも今の形では、阿見町の場合、談合ということが具体的に問題になったケースはないわけですから、基本的には適正な執行が行われていると判断しているということでもあります。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑ありませんか。13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 私も入札制度については、少し質問したいということで、待っていたんですけども、入札制度をやはり改革するには、やっぱり一般公募または有識者の改革推進協議会とかいうものをつくって、やはり町がそういうものを提言を受けていい方向に向かっていくということが大事だと思うんです。今後そういう組織をつくる考えがあるのかどうか。その点、町長にまずお尋ねいたします。

あと、今回きょうは高齢者学級の皆さんよく来ております。私が質問するのではないんですけど、先ほども70歳以上は2割から3割ということで、もう痛みばかり高齢者に押しつけているわけなんですけど、そういう点で町が高齢者に優しいものをやるには、何をやったらいいのか。そうすると、やっぱりまほろばをどういう形でいい方向に向かっていくかということだと思うんです。そういう面では、まほろばに対して最初1番目に今から施設をよくするというので、1億600万円というような形で町が出しております。そういう面で、数字はこちらの決算の数字ではないですけど、町長が今後考えておられるまほろばの将来像というのは、どういうことを考えておるのか。その2点、お尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川

田弘二君。

○町長（川田弘二君） 入札方式の問題について、阿見町でもある額以上のものについては、一般競争入札というのを導入してやっております。ただ、一方ではやはり地域活性化のために地元業者優先という1つの考え方があります。そういう点、それからすべて一般競争入札ということを考えると、非常に業務執行上、非常に難しい点も出てくる。そういう点から、今、一般競争入札をどの範囲にするかという判断のもとにやっているわけで、そういう点では、これだけ入札に関する談合問題が議論されている中で、やはり全体として妥当な考え方はどうなのかということが、かなり一般的な形で議論され、整理されてくると思いますので、そういう流れの中で阿見町としては、今の段階ではこういう形で判断してやっていくということで、全く今のまま踏襲ということではなくて、そういうことの中で、こういういい形があるということ、そういうことを検討しながらやっていきたいと考えております。

それから、高齢者福祉の問題と絡んで、まほろばをどういう形でという話。あそこも大分古くなって、今回いろいろな形で冷暖房施設がおかしくなったということで、かなり手を入れて、それとあわせて緊急的に補修すべき点については補修するという形で、今はとりあえずそういう形で整備したわけではありますが、将来的には高齢者の数もふえていく。そういう中で、高齢者の対策としてあそこの活用というのは、ますます重要になってくる。そういう点で、今具体的にいつごろこういう形でという構想は持っておりませんが、議会の関係の方々とも十分議論し、またきょうは大分高齢者の皆さんもお出でいただいておりますけれども、皆さん方の御意見も十分聞きながら、あそこの立地条件というのを生かして、さらによりいい形での検討というものはやっておく必要があるんだろうと考えております。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） やっぱり入札制度、非常に96.85%、やっぱり95%以上ということはもう談合の何ものでもないという話は随分ありますし、この入札差額、もしも4%をこれから引いたときにどれだけ入札差金ができるかということも考えると、やはりもう少し努力をなされて、やはり町民に1円でも多い執行をいただきたいです。そのことをまずお願いしておきます。

あとやはり、今後下には平和記念公園とか、予科練記念館というものができますし、あと、大室のバックヤード等いろいろ勘案して、やはりまほろばをどのような形にしていっていいのかということもやはり考えていただきたいと、そのことを要望しておきます。

○議長（久保谷実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第64号 平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決

算認定について

- 議案第67号 平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第9、議案第64号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第64号から第69号までの平成17年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条の第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付してここに提案いたします。

また、議案第70号水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長及び水道事務所長から説明させますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成17年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月21日及び8月2日から8月25日までの間の延べ7日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき審査を行いました。審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている付属書類はいずれも関係法令に従い作成されており、決算係数についても関係帳簿等及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、千葉監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく千葉繁。

○議長（久保谷実君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長及び水道事務所長から、各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第64号について説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） 議案第64号、平成17年度国民健康保険特別会計の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の39ページから42ページを御参照いただきたいと思います。

平成17年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額42億359万4,000円、歳出総額39億1,469万6,000円となり、前年度と比較し歳入については

2億8,035万8,000円、前年度比7.1%の増、歳出においては2億1,969万2,000円、前年度比5.9%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は2億8,889万8,000円になり、前年度と比較しますと6,066万6,000円、26.6%の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が退職者被保険者の増などに伴う現年度分国保税調定額の増により、決算額が13億3,220万4,000円で、前年度と比較し2,689万3,000円、2.1%の増。国庫支出金が、決算額12億4,877万4,000円で3,307万3,000円、前年度比2.6%の減。療養給付費等交付金が、決算額6億4,815万2,000円で9,473万5,000円、前年度比17.1%の増。県支出金が国の三位一体改革に伴う都道府県調整交付金の創設により、決算額1億5,121万8,000円で1億3,320万円の大増となりました。また、繰入金を支払い準備基金繰入金の増により、決算額5億1,206万1,000円、7,445万8,000円で、前年度比17.0%の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が、25億9,033万2,000円で1億8,242万3,000円、前年度比7.6%の増となりました。また、老人保健拠出金が老人保健制度の年齢引き上げにより、対象者が減少しているため、決算額8億6,429万5,000円で605万4,000円、前年度比0.7%の減。介護納付金が、介護納付金算定における一人当たり介護費用額の引き上げ、及び介護2号被保険者の増により、決算額2億8,040万6,000円で3,647万3,000円、対前年度比15%の増となりました。

今後も、国保医療費は少子高齢化社会の進展や医療技術の高度化などにより増加をすることが予想されます。このため、保険事業の充実と医療費適正化対策の推進をより一層図り、国保財政の健全化に努力していく所存であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の408ページから441ページを御参照いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（久保谷実君） 次に、議案第65号について説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） 議案第65号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の43ページから45ページを御参照いただきたいと思います。

平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額16億2,371万円、歳出総額15億7,514万3,000円となり、前年度と比較しますと、歳入については2億4,681万8,000円、17.9%の増。歳出については2億4,486万1,000円、18.4%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は4,856万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源として350万円を充てます。いわゆるそうしますと、実質収支額は4,506万7,000円となりまして、前年度と比較しますと、718万7,000円、19%の増となりました。

まず、歳入の主なものでありますが、分担金及び負担金は決算額2,154万3,000円で96万9,000円、4.3%の減。使用料及び手数料は、決算額4億1,591万2,000円で1,085万4,000円、2.7%の増。国庫支出金は、決算額1億5,460万円で9,730万円、169.8%の増。繰入金は、決算額7億8,255万円で1,978万9,000円、2.5%の減。町債は、決算額2億230万円で1億4,090万円、229.5%の増となりました。

次に、歳出の主なものについてですが、下水道費が公共下水道整備事業補助分2億8,842万2,000円の大幅増。同単独分2,801万8,000円で34.7%の減。霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金822万円、82.2%の増などにより、決算額7億9,097万8,000円で2億5,739万8,000円、48.2%の増となりました。また、公債費につきましては、決算額7億8,416万5,000円、1,253万7,000円で1.6%の減となりました。

以上、決算の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算書の443ページから468ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君） 次に、議案第66号について説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） 続きまして、議案第66号、平成17年度老人保健特別会計決算の概要について、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから49ページを御参照いただきたいと思います。

平成17年度老人保健特別会計の決算額は、歳入総額30億4,884万1,000円、歳出総額29億8,882万2,000円となり、前年度と比較しますと、歳入におきましては3,173万7,000円、前年度比1.1%の増、歳出につきましては3,801万6,000円、前年度比1.3%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は6,001万9,000円となり、前年度と比較しますと、627万9,000円、9.5%の減となりました。

歳入の主なものとしたしましては、費用公費負担割合の引き上げに伴いまして、支払基金交付金が決算額17億3,084万8,000円で、6,609万7,000円、前年度比3.7%の減。国庫支出金の決算額が、7億9,907万7,000円で6,537万7,000円、前年度比8.9%の増。県支出金の決算額が、2億781万2,000円で1,957万7,000円、前年度比10.4%の増となりました。

また、歳出につきましては、老人保健対象者は減少傾向にありますけれども、一人当たりの医療費は増加をしており、医療諸費の決算額が、29億8,774万6,000円で5,340万8,000円、前年度比1.8%の増となりました。

これは高齢化が進む中、医療保険体制が充実されまして、老人保健対象者、ほとんどが何らかの治療を受けているものと考えられます。今後におきましては、引き続き、保健事業の強化や保健予防の充実、ともに介護保険等の調整など、諸政策を積極的に推進していく所存でございます。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の470ページから481ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君） 次に、議案第67号について説明を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） 議案第67号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページを御参照いただきたいと思います。

平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額10億8,602万6,000円、歳出総額10億5,139万8,000円になり、前年度と比較しますと、歳入については1,061万1,000円、1%の減、歳出につきましては8,042万6,000円、8.3%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は3,462万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,925万4,000円を充てますと、実質収支額は1,537万4,000円となり、前年度と比較し、674万5,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、国庫支出金が、決算額1億6,962万3,000円で674万4,000円、4.1%の増。財産収入が、決算額5,193万4,000円で6,593万5,000円、55.9%の減。町債が、決算額1億6,080万円で1億9,340万円、54.6%の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が本郷第一土地区画整理事業関連公共事業の工事請負費4,630万8,000円、23.3%の増により、決算額7億2,305万8,000円で1億2,174万9,000円、20.2%の増。公債費は、決算額3億2,834万円で4,132万3,000円、11.2%の減になりました。

以上、決算の概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算書の483ページから503ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷実君） 次に、議案第68号について説明を求めます。経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） 議案第68号、平成17年度農業集落排水事業特別会計の決算の概要について、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページを御参照いただきたいと思います。

平成17年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額2億2,331万円、歳出総額2億2,063万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については3,601万9,000円、19.2%の増、歳出については3,443万4,000円、18.5%の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は267万7,000円となり、前年度と比較し158万5,000円、145.1%の増となりました。

歳入の主なものについては、福田地区事業における事業費の増に伴い、県支出金が、決算額9,165万円で1,692万円、22.6%の増。町債が、決算額5,290万円で1,060万円、25.1%の増となりました。

歳出の主なものについては、事業費が、決算額1億7,447万5,000円で3,453万3,000円、24.7%の増となりました。これは主に福田地区事業における管路築造工事の増、及び実穀上長地区事業における一般調査設計によるものです。

以上、決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては、決算書の504ページから521ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷実君） 次に、議案69号について説明を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） 議案第69号、平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから63ページを御参照いただきたいと思います。

制度施行から6年目を迎えました平成17年度の執行状況ですが、要介護認定者は制度執行直後の平成12年4月末の491人から、平成18年3月末では

1,036人と111%の伸びとなっております。これに伴い、サービス利用者数も増加し、保険給付費は昨年に比べて8.1%の増となっており、居宅サービスを中心として制度が着実に定着しつつあると言えます。

このような状況を反映し、平成17年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額16億115万6,000円、歳出総額15億9,848万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については9,002万3,000円、6.1%の増、歳出につきましても1億1,379万9,000円、7.7%の増となり、その結果、歳入歳出差し引き額は267万4,000円となりました。

初めに、歳入の主なものについてですけれども、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴いまして、決算額2億7,623万8,000円、914万3,000円、3.4%の増。国庫支出金が、決算額3億6,714万7,000円で、1,745万6,000円、5%の増。支払基金交付金が、決算額4億8,614万7,000円で、2,297万4,000円、5%の増。県支出金が、決算額1億8,903万2,000円で862万2,000円、4.8%の増。繰入金が、決算額2億5,600万3,000円で899万3,000円、3.6%の増となりました。

次に、歳出の主なものについてですけれども、総務費が一般管理費などの減に伴いまして、決算額6,441万4,000円で478万1,000円、6.9%の減。保険給付費が要介護認定者の増加などにより、決算額15億2,920万3,000円で1億1,411万5,000円、8.1%の増。諸支出金が、決算額476万5,000円で446万5,000円、1,488.3%の大幅な増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書522ページから555ページを御参照いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（久保谷実君） 次に、議案第70号について説明を求めます。水道事務所長横田充新君。

○水道事務所長（横田充新君） それでは、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算について、御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の573ページをお開き願います。

まず初めに、平成17年度水道事業の概況について申し上げます。給水件数でございますが、前年度1万2,475軒から143軒、1%増の1万2,618軒で、給水人口は3万5,682人から73人、0.2%減の3万5,609人となりました。それから、年間排水量でございますが、397万6,935立方メートルで、前年より7万4,409立方メートル、2%増加いたしました。また、普及率でございますが、前年度より0.3ポイントふえまして、75%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出であります。水道事業収益8億6,686万9,106円に対しまして、水道事業費用7億9,451万3,058円となり、6,379万5,823円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の8億6,223万1,530円で、これは全体の99.4%を占めております。事業費用で主なものは、受水費の3億5,082万4,535円であります。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入は3,362万1,000円で、これは加入分担金でございます。それから、資本的支出でございますが、2億6,727万2,286円で、その主なものは設計委託料4,490万8,500円、工事請負費1億6,600万5,000円、企業債償還金5,321万6,286円であります。

詳細につきましては、この決算諸の562ページから582ページを御参照いただきたいと思います。

以上で、御説明終わります。

○議長（久保谷実君） これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 議案第68号、農業集落排水なんですけども、順次事業が進められまして、大変きれいな農村づくりができることと思います。これは大変喜ばしいことでもあります。今後は、実穀上長地区と計画さ

れているようですけれども、農業集落排水がどんどん整備をされ、公共下水道が整備され、ちょうどそのはざまにあるのが市街化でありながら、荒川本郷地区であります。市街化だから当然公共下水道を整備しなければならぬところでございますけれども、現在3路線の道路を実施計画をしている。進行中でありまして、その道路沿いはごく一部でありまして、やはりそのほかの公共下水道の必要なところは随分あるわけです。都市計画税を徴収しているんですから、やはりこういうところも優先的にやっていただかなければならないと思うんですが、今後の農村集落排水より、あの公共下水道がおくれるようなことでは非常に住民に不満を与えると、私は思います。今後の公共下水道、荒川本郷地区をどのように計画するのか、それをまずお尋ねをいたします。

早急に青写真を発表されませんと、市街化でありますから、当然住宅も建つわけです。後々の開発に不便を来すようなことがあると困りますので、今後どのような方向に進めていくのかお尋ねしたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） ただいまの倉持議員の質問でいきますと、荒川本郷地区と限定されておりますので、その辺の考え方を御説明いたします。荒川本郷地区でも荒川本郷地区ということで、前に住宅都市整備公団が土地区画整理事業を実施しようとした区域です。ここは当然、処理区域に入っておりますので、認可区域ということで今後考えていく必要がある。そういうことで、認可区域指定するわけですが、現在は御存じかと思いますが、都市計画街路荒川沖寺子線、それから南大通り線、センター通り線、ここに本管を道路整備とあわせて、同時に下水道管、本管を整備するという考え方で、現在進んでおります。

ほかの地域については、整備処理区域、整備区域になっておりますけれ

ども、事業認可の関係がありますので、これは5年ごとに見直しをかける必要があります。そういうことで全体についての考え方は、現在まだ構築はされておられません。今後これからの5カ年の部分で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 都市開発部長の考えはわかりましたけれども、私はそれが本命の答弁とは思っていないんです。

実穀上長地区をやめろとは言いませんけれども、都市計画税をとっているんですから、やはりこれはとっているところを優先するべきではないかと思うんですが、その点をこの農村集落排水と公共下水道は意味が違うと言うかもしれませんが、やはりお金をとっているところを優先すべきではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○15番（倉持松雄君） これは部長ではなくて、両方まとめて話してもうらんだから、真ん中の人じゃないか。経済建設部長と公室の間を答えてもらうんだから。

〔「総務部長」と呼ぶ者あり〕

○15番（倉持松雄君） いや、都市開発部長に聞いてはいないんだよ。都市開発部長ではなくて、経済建設部長よりか、真ん中だから総務部長はだれだい。民生か。

○議長（久保谷実君） 都市開発部長渡辺清一君。

○都市開発部長（渡辺清一君） 都市計画事業と都市計画税の関連的な話かと思えますけれども、御存じのように都市計画税は目的税です。都市計画事業の実施に充てるというのが大原則ですから、違う方には使うことはできません。

先ほどちょっと説明しましたが、荒川本郷地区は下水道事業だけが都市

計画事業ではありませんで、ほかの街路3本というのを現在進めています。これは平成20年度を目標に進めているわけなので、下水道だけにというわけにはまいりません。ただ、基本的には、都市計画税を徴収しているわけですから、都市計画事業はやっぱりそういう徴収していないところには充てることはできませんで、優先させるという考え方は基本原則としてはあると考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 私の聞いていることはそんなことではないんです。それは言われなくてもわかるんです、目的税は。目的税でもうとっているんだから、農村集落排水と公共下水道は意味が違うと言うかもしれませんが、農村集落排水よりもお金をとっているその区域の方が優先されるべきではないかと思うんですが、それを答えていただきたい。だから、都市開発部長ではなくて、真ん中の人だと。

○議長（久保谷実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 一般的な下水道事業、それから結果として農村下水道事業とも言われる農業集落排水事業、いろいろな手法で地域の環境整備のための下水道整備をやっているわけだけれども、荒川本郷地区については従来の経過もあるし、またある期間に集中的にやれば、国の補助金、それから従来の公団、今の都市再生機構、ああいうところからの金も入る。そういう前提で今集中的に荒川本郷地区については道路整備を主体にして、それとあわせて、下水道の本管を入れるということをやっている。

一方では、阿見町の場合非常に限られた地区ですけれども、農業集落排水事業をやっている。ただ、ここで本来難しいのは、私たちの考え方としては、農村部は農業集落排水事業をできるだけやればいいのかという考え方があったんだけど、阿見町の場合は特殊な条件で、結局工

業団地がいろいろなところにあるというような形で、下水道の本管が入っているんです。下水道の本管が入っている部分については基本的には下水道事業でやるという仕組みになっている。そういう中で、何とか農業集落排水事業でやれる部分について、集落排水事業でやるという位置づけで、従来の最初は小池地区でやって、それから大形君原ですか、あそこをやって、今、福田地区。

本来は、実穀上長というのは下水道地区になっていたんだけど、いろいろな経過の中で、あそこは集落排水の区域に取り込んででもいいだろう。それから、大砂吉原についても一応集排地区に位置づけられた。そういう形で、下水道事業と農業集落排水事業という基本的には、言ってみれば、国で言うと、農林水産省と国土交通省の縦割り行政、そういう流れというのが事業にも入ってきているわけで、そういうことですから、やっぱり農業集落排水でやった方がいいだろう。下水道を早くやった方がいいだろう。いろいろな意見がありますけれども、今の実態の中では、まず荒川本郷地区について従来の経過もあるし、地域としての道路整備の問題、それからあそこの地区に六十何ヘクタールのばら買いの土地がある。そういうような全体情勢の中で、荒川本郷地区については、道路整備とあわせて下水道というものを重点的に、さっき話が出ましたが、20年目標にやる。それから、集落排水事業についてやる部分については、そこを重点的にやる。そういう仕組みでやっていますので、その辺の事業全体の仕組みについての御理解をいただきたい。

ちょっとまだ倉持議員が言われる本当の趣旨と、その辺十分理解できない部分もあるので、私の答えを聞いて、もう一度はつきりわかるような形で話をいただければいい。

○議長（久保谷実君） 15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 質問ではございませんから、ごゆっくり聞いてください。

町長の濁った言葉もややわかってまいりますが、あの地区は市街化と称してどこにもうちを建てられるような、非常に考え方によってはよろしい地区になっております。そういう地区でありますので、都市計画でそれは微々たるものかもしれませんが、特別な税金をとっているわけですから、やはりあの中に居住している地権者の方々が払って、あの都市計画税は町に入ってるんだよね。ほかに行ってしまうわけではないから。やはりとっている人は、やはりそれなりにとっているんだという責任感を持って、あの地区の方々にこういう地区に住んでよかったとっていただけるような施策をこれから講じていただきたい。あした、あさってというわけにはいかないと思いますので、町長、よろしくお考えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（久保谷実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、午後1時からといたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（久保谷実君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、15番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は20名です。

それでは、質疑を続けます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月27日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第71号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第72号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第73号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第74号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第75号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第76号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷実君） 次に、日程第10、議案第71号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第72号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第73号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第74号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第75号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第76号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第71号から議案第76号までの阿見町政治倫理審査会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

今回の人事案件は、阿見町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴うものであります。阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第4条の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し、専門的知識を有する者並びに、地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で、公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており、委員の任期は2年となっております。

川村氏、黒田氏、戸ノ岡氏、今田氏は、平成16年10月に就任、1期2年の間、委員として熱心に取り組み、本年9月30日に任期が満了するものであります。各氏は、専門的知識を有し、人格・識見ともにすぐれており、最適任であることから、引き続き選任したいと考えております。

また、西脇氏、鷲尾氏は一般公募の応募者の中から選考した結果、人格・識見ともにすぐれており、最適任であると考えております。

つきましては、以上、6名を阿見町政治倫理審査会の委員として委嘱いたしたく、本日提案する次第であります。

慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、採決いたします。本案6件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって議案第71号から議案第76号については、原案どおり同意することに決しました。

議案第77号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて

○議長（久保谷実君） 次に、日程第11、議案第77号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第77号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

このたび教育委員会委員高橋二三夫氏が10月5日をもって任期満了となります。高橋氏は平成10年10月に就任、2期8年の間、阿見町の教育行政に熱心に取り組まれました。人格・識見ともにすぐれており、社会的にも地域住民からも信頼が深く、教育委員としては最適任であると考えております。

つきましては、引き続き高橋氏を教育委員に任命いたしたく、本日提案する次第であります。

慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 異議なしと認めます。よって議案第77号について

は、原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時06分散会

第 2 号

[9 月 13 日]

平成18年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成18年9月13日（第2日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

5番 紙井和美君

17番 櫛田 豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木 鉛 章君
町 長 公 室	長	糸 賀 富士夫君
総 務 部	長	石 井 定 夫君
民 生 部	長	瀬 尾 房 雄君
経 済 建 設 部	長	白 田 計 律君
都 市 開 発 部	長	渡 辺 清 一君
教 育 次 長		大 竹 利 一君
総 務 課	長	湯 原 恒 夫君
企 画 課	長	坪 田 匡 弘君
財 政 課	長	松 本 功 志君
秘 書 課	長	川 村 忠 男君
税 務 課	長	横 田 健 一君
社 会 福 祉 課	長	飯 野 利 明君
国 保 年 金 課	長	野 口 静 男君
総合保健福祉会館	長	大 崎 匠君
環 境 課	長	菅 谷 幹 夫君
学 校 教 育 課	長	大 塚 康 夫君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	栗 原 繁 樹
書 記	山 崎 貴 之

平成18年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成18年9月13日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成18年第3回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 藤井 孝幸	1. 役場職員の専門職養成と町民サービスについて	町 長
2. 細田 正幸	1. 高齢者の税負担増について	町 長
3. 難波千香子	1. 行財政改革の視点から清掃業務の改革について 2. 国際化へ対応した広報活動について 3. 妊産婦に優しい社会へ	町 長
4. 天田富司男	1. 小学校の統合問題について	教 育 長
5. 石井 早苗	1. チャイルドシート貸出しについて	町 長
6. 吉田 憲市	1. バイオマス資源の利用について	町 長

その1

午前10時00分開議

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） では、通告に従い、質問をいたします。

私の質問の要旨は、町職員の業務の専門性の確保と、町民サービスとの関係についてであります。

近年、盛んに使われている言葉ですが、少子・高齢化、高度の情報化の急速な進展が、地域経済へのさまざまな影響をもたらしています。この中であって、地方分権の一層の進展により、市町村の役割は拡大し、自主性、独立性が高まり、各市町村の自己決定権が拡大され、自己責任もますます重くなってきていると思います。また、細かい例を挙げれば、高齢者の虐待、障害者の支援費制度に基づく地域への受け入れなど、多くの業務が国から県、県から市町村へと移管されてきております。

阿見町においても、極めて厳しい財政状況の中で、町民のニーズは多様

化、細分化され、これからの町業務はますます広範、複雑、多岐になってまいります。今までより以上に、職員一人ひとりの使命感及び高度な資質が求められる時代となってきました。

そこで、人事院の公務員人事管理に関する報告というものがございまして、「行政の専門集団を目指して」という報告書の中で、公務員は国民本位の効率的行政を支える専門集団となる必要があると。また、その中で、求められる公務員像として、専門能力の向上と市民感情の保持ということが明記されています。ここでいう公務員は、地方公務員を含むということは言うまでもありません。現状がそうでないから、このような報告が出たのだらうと推察いたします。

我が町ではどうでしょうか。専門集団と言えますでしょうか。現行の職員の採用方法もしくは採用後の職員教育、人事異動を見ても、専門的知識を持って、また教育を受けて業務に精通し、自信を持って日々の業務に従事しているのでしょうか。これは、一人ひとりの職員の問題ではありません。庁内のシステムの、もしくは人事管理の問題であります。スペシャリスト、プロを養成する機能、機構になっていないからであります。業務の中では、1カ月もすれば慣れる職場もあるでしょう。しかし、じっくりと勉強しなければならない職場もあるはずです。

先ほど述べましたが、町民ニーズは多様であり、業務も国から県へ、県から市町村へと移管され、法律も規則も条例も幅広く職員は勉強を余儀なくされます。でなければ、各種ニーズに対し町民に説明責任も果たせないし、現在の課題を将来どう解決していくかという考える時間的余裕もなく、残念ながら、その知識も浅く広くとなっているのが現状ではないでしょうか。目の前の仕事に追われ、専門的知識を学ぶ機会も少なく、二、三年でまた別の部署へ異動する。さあ、これからというときに、新たな部署での勉強をまた余儀なくされています。これでは、腰を据えて真剣に業務に取り組む姿勢も薄くなるのではないのでしょうか。これは、人情だというもの

です。いつまでたっても、その職の新米というのが現状です。これで真に町民サービスの向上につながるのでしょうか。甚だ疑問があります。専門的知識を身につけた優秀な人材を配置することは、町民、つまり納税者のニーズの満足度につながることは間違いありません。例えば、ある日突然人事異動で配置され、丸々部の部長、丸々課の課長、係長となる、しかも以前若いころに体験、経験、勉強したというのであればいいのですが、いきなり全く経験のない異なる部署での業務について、本当の意味で適切な判断、指導ができるのでしょうか。もちろん、配置された方々は業務の根拠となる法律、規則、条例などを懸命に勉強することでしょう。が、日々の目の前の仕事に追われ、勉強は業務と並行してやらざるを得ないでしょう。これですます複雑多様化する業務、それから町民ニーズに対応できるのでしょうか。できているとすれば、上辺だけで中身の薄い業務となるのではないのでしょうか。

もっと平たく言えば、二、三年で人事異動がある、例えば建設課から社会福祉課へ、そして教育委員会へと異動していきます。専門知識を努力して勉強してやっと身につけたものが、その職場で生かされることなく、また別の職場へとただ単に異動作業を繰り返しているだけに、町民へのサービスという視点が欠けているような気がいたします。これは、職員に対しても自信のないまま職務につくというマイナスであり、町民サービスにとっても極めてマイナスだというふうに考えます。

現実に二、三年で異動となれば、やれることは予算要求や各種手続の事務処理だけで終わり、本質的な問題解決には取り組めないし、業務内容も深まらないのは当たり前です。ジェネラリストはいるが、スペシャリストは不在という結果となっていきます。目まぐるしく変わる法律、制度、複雑・多様化するニーズ、ジェネラリストよりもスペシャリストが求められる時代であると、公務員の人事管理改革の必要性もうたわれております。

ジェネラリストの弊害は国も地方も同じですが、人間の心理として無難

に、無難に二、三年過ぎれば人事異動、そして前職での責任は問われない。かくして、事なかれ主義とその場対応で時を稼ぎ、問題を先送りする風潮が蔓延していくこととなります。せつかく志を高く、高い倍率で採用試験に合格して入庁した優秀な人材、やる気のある職員がいるのに、だんだん初心を忘れ、プロ意識も迫力もない職員となっていくのが極めて残念です。職員本人にとっても、町としても、非常にマイナスであります。

ここで、公共経営研究所というところがありまして、この公共経営研究所が、各都道府県、政令市、中核市、特例市に対してアンケートをとっております。その内容は、現在の人事管理について、特に重要な課題として考えていることは何ですかという質問です。その質問に対して、多様で高度な行政ニーズに対応する専門的人材育成と、ほとんどの自治体が重要な課題としてとらえており、回答しております。

さらに具体的に、スペシャリストがなぜ必要かということについて述べさせていただきます。

まずその1つに、各種業務が規制改革や民間開放に向けた取り組みが進められる中、民間にゆだねた業務を監視、監督、検査の能力を求められ、これにはどうしても知識、経験が必要となるのは必定でございます。

2番目に、プロの集団の部下を、または事業者を監督・指導する立場にある者が全くの素人で、プロの現場業務、事業者を管理・指導できるのかというような問題もあります。このような部署に配置された職員は、プロを上回る専門性が必要となるのは当然であります。

3番目に、窓口で町民や事業者が来て、さまざまな要望も苦情もあるでしょう。そのときに対応する職員が専門用語も理解できず、また法律、規則、条例に精通していなければ、説得もできなければ説明責任も果たせないのではないのでしょうか。

4番目に、高齢者、障害者に現場で接する職員が、高齢者、障害者関係の法律や対象者の特性、また本人、その家族の心情、心理を理解していな

ければ、真に対象者のための心の通った政策、事業の企画・立案ができないのであります。

5番目に、町の各種計画を作成する際に、担当職員がその業務の基本的知識、専門的知識を持たなければ、長期的展望に立って物事を見ることはできない。したがって、コンサルタントにお願いをし、高いコンサルタント料を払い、できた計画が全国一律的な特色のない計画ができ上がるという結果になります。

以上、4つのスペシャリストの必要性を述べましたが、ぜひスペシャリストを養成し、町民サービスの向上につなげるべきだと私は思うのでありますが、いかがでしょうか。俗に言う組織経営で重要な3要素というのは、人、物、金でございます。最近では情報というものが入っていますが、この人、物、金、情報をいかにコントロールするかということでございますが、この人については、ほかの3つ、物、金、情報をコントロールするという最も重要な要素であります。これが人です。組織は人なりというゆえんがここにあるのです。人を育ててこそ、その人も生き、町民サービスもさらに向上・充実するということを確信するわけでございます。

そこで質問いたします。

質問のその1つ、役場各課に専門職、スペシャリストの養成及び配置の必要性はあるのか、ないのか、この点についてどうお考えになっているのかをお尋ねします。

2番目に、スペシャリストが必要と思われるのであれば、特にどの部門に専門職が必要だと考えられておられるのか。

3番目に、現在、どのようにして専門職を養成しているのか。その現状をお聞かせ願いたいと思います。

第4番目に、専門職配置が、町民サービスにどのようにつながるかとお考えになっているのか。

以上4つの質問をいたします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えします。

まず、現在、町では、平成17年4月現在の全職員376人からこの5%に当たる19名を削減し、平成22年4月現在で357人とする阿見町職員削減計画を策定し、行政サービスの低下を招くことのないように心がけながら、適正な職員採用や職員配置を行い、簡素で効率的な行政運営に努力しているところであります。

また、専門職及び専門的知識や資格を有する職員については、必要に応じて養成を行い、関係各課に配置し、業務を遂行し、一層の町民サービス向上に努めているところであります。

どの部門に専門職が必要かについては、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化にもよりますので、特にどの部門と言い切ることは難しいかもしれませんが、町民サービスの向上や業務遂行上、専門性を追求すれば、どの部門にも必要性は考えられると思われまます。

専門職の養成に関しては、専門的知識や資格取得のため、これまで福祉関係の専門員や社会教育主事資格取得のための研修参加、または茨城県への実務研修生の派遣等を行ってきており、研修終了後は取得したノウハウを生かせる部門への配置を行ってまいりました。

本年度は、昨年度に引き続き、収納対策の一環として、茨城租税債権管理機構に係長級の職員1人を派遣し、収納事務の実務研修を行っております。また、文書法制担当の育成として、茨城県自治研修所の法務マスター研修に職員1人を参加させているところであります。

主な有資格者の職員配置を申し上げますと、総務課に防災士1名、法務マスター研修修了生1名、社会福祉課に介護支援専門員2名、介護認定調

査員 3 名、総合保健福祉会館に障害程度区分認定調査員 4 名、障害者ケアマネジメント従事者 2 名、社会福祉課、都市計画課、区画整理課及び下水道課に県実務研修派遣経験者 9 名、生涯学習課に社会教育主事 1 名という状況であります。

また、本来の専門職としては、民生部門に保育士 43 名、保健師 9 名、看護師 1 名、理学療法士 1 名、栄養士 1 名、教育委員会に学芸員 1 名、栄養士 1 名、その他建築士 3 名等を配置しております。

その他、より多くの専門職を必要とする部門については、委託や非常勤特別職、または臨時職で対応しているのが現状であります。例を申し上げますと、徴収嘱託員や消費生活センター相談員、医療関係のレセプト点検員、介護認定調査員、図書館司書等であります。

社会情勢の変化や住民ニーズの多様化により、当町にもこれまで以上により質の高いサービスが求められてきております。そのためには、特に専門的な知識を要すると思われる部門に専門職を配置することにより、業務が円滑に進められ、町民に的確に対応できる体制を整えることができ、町民へのさらなるサービス向上につながりますので、今後も引き続き専門職の配置は必要であると考えております。

したがって、職員の能力開発や資質向上も視野に入れ、組織機構の見直しや適正な職員配置等と連携させながら、専門職の育成に取り組んでいきたいと考えております。

藤井議員の基本的な認識の中に、現在の町の人事異動方式とかそういうことについての問題点も指摘されておりましたけれども、それは確かにそういう面はあります。ただ、藤井議員の話を聞いていると、ある職員が仕事を覚えて、その成果が出ないうちに二、三年でしょっちゅうかえている、そういう認識をされているようですが、その辺については、人事管理について大分実態と違いがあるということも認識をいただきたいと私としては思います。

それで、正直言いまして、職員としてのその仕事の適性の問題とかいろいろありまして、そういう観点を踏まえながら人事異動をやっておりますし、若い職員とまた次の段階の職員では、また扱いも違って来る、そういうことで、特に管理職段階になれば、管理職というのは当然いろんなことを経験して、基本的に大事なものは、将来についてのきちんとした見通しを持てることとか、ちゃんとした判断力を持てる。特に個々の具体的な問題についての厳しい判断を求められることもあろうわけですから、そういう意味で、同じ専門職、専門性といっても、仕事の内容には大いに違いがあるということ。そういうことで、基本的には専門的知識あるいはスペシャリストとしての能力というのは、それぞれが取り組む仕事の中で、仕事の中で身につけていくものでありまして、そういうことをやはり人事管理の中で、また通常の業務の中できちんとか対応していくというのが現在の考え方でありまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 若干、私の質問の中身で、どの部門に専門職が必要かと、必要性はあるというふうには執行部の方もお話ししておりますけれども、どの部門に専門職が必要かということをお尋ねしているんですが、特にどの部門に専門職が必要かというお尋ねをしたんですが、どの部門にも必要だというお答えですけれども、これは、私は特にどの部門というのは、先ほども一般質問で言いましたように、一般の事務、業務というのは、これはある程度、ちょっと時間がたてば理解できたり、仕事はこなせるんですよ。だけど、専門的な知識がないと業務ができないという部分もかなりあると思うんですね。

それで、まず質問は、阿見町では職員の研修計画というのがあるんですかね。

そして、何でもかこんなことを言いますと、376人、16人減と言いますが、400人近くいる職員をどのように育てていくのか。長期的視野に立って

人材を育成していくのかという、その計画があつてしかるべきとは思いますが、これがまずあるのか、ないのか。それが1つ。

それから、もう1つは、専門職といいましても、町長が今お答えになりましたように、仕事の中で、仕事をしながら身につけていくという、これはすごく時間もかかるし、当然、今、対処法はそうならざるを得ないという私も理解はできます。けども、これは時間もかかるし、結局、専門職にはなり得ないんですよ。何でかという、ぱっと異動するからですね。だから、その異動の期間の長短もこれは配慮に入れる必要があると思うんですが、私は1つに、特に言わなかった防災士が配置されているというふうにおっしゃいましたが、この防災の専門官、県では危機管理官という名称で呼んでいますけどもね、これを配置すべきだというふうに思うんですが、これはいかがですかね。

というのが、今、御承知のように、有事法制というのがあります。これで有事法制で町がやらなければならない仕事ってたくさんあるんですよ。そのたくさんある仕事の中で、これは町民の生命・財産を守るんですから、先送りするというわけにはいかないんですよ。去年の私の質問では、来年の3月までに整備を整えると言いましたけれども、これはその3月までにできるんでしょう。だけど、それから訓練をし、いろんな条例を整備しながらやらなければならないというのには、片手間というか、兼務では、私はできないというふうに認識しております。というのが、現実に平成8年の、何回も私も質問していますけども、平成8年から出てきた町の防災計画が、18年になるまで見直しもされていないし、防災会議も開かれていない。そういうことがありますので、ぜひ町民の生命・財産を守らなければならないというところに、町に防災担当官もしくは名前はいいですがけれども危機管理官を置くべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。その2つです。

〔「自衛隊の天下りじゃだめだぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それでは、お答えいたします。

1つ目の職員研修計画というのはあるかということなのですが、平成17年度の実績で申し上げますと、まず1つとして新任職員研修、それから初級1部研修、それから初級2部研修、それと現任課長研修、それから管理職研修、管理職の研修会、それと情報セキュリティー研修というようなものを、自治研修において実施しております。その参加人数につきましては、236名という研修結果を行っております。その中では、当然、人材育成とか、それから専門知識を有するものというような研修を行っております。

それから、2つ目の異動の期間ということになりますが、人事異動の中では、当然、先ほど町長が説明しておりましたとおりいろんな事情が、その内容によりまして異動しているわけなのですが、全体的には異動の期間というものを5年というのを目安にして異動を考えております。

それから、防災士の専門家の配置ということになりますが、これにつきましては、藤井議員が言っておりますとおり、昨年17年12月議会の中で一般質問をしておりますが、その中で、先ほども言っていますように国民保護法を18年度、来年3月までに作成する計画でおります。当然、その仕事がありますので、防災関係の見直しにつきましては、その後ということで回答している、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 今、1つの職員研修の件ですが、これは市町村にもあるところがあるんですが、茨城県では、職員研修基本計画というのがあるんですね。そして、ここに私も持っているんですけど、21世紀、新しい時代の地方行政を担うためにという、長期的な視野に立った職員をどうするか、この部門の職員をどうするかというようなこの計画があるんです。

やはり、こういうきちっとした計画ではなくても、その場、その場の研修じゃなくて、活字にあらわした基本計画というのも、私はあるべきだというふうに思うんですが、これは徐々に整備をしていただきたいというふうにお願いします。

それともう1つ、危機管理官で、危機管理官というのは先ほど共産党の方が言っていましたけども、天下りがどうのこうのという話、そういう狭い話じゃないんです。私が言っているのは、町民の財産・生命を守るという、そういう役目のある部署が、先送りしたり、ほかの業務に、日々の業務に追われて、生命・財産を守る計画が見直されたりできないという、そういうところに私は危惧をしているわけです。それは何でできないかと言ったら、やっぱり日々のことに追われちゃうんですよね。どんな優秀な職員が行っても。だから、つつい先送り、先送り、先送りで10年も見直さないという結果になるんですよ。だから、その点はやはりこの国民保護法、有事法制、これってすごく大きいんですよ。膨大に、範囲も広いんです。片手間でやれる仕事じゃないんですよ。だから私は危機管理官を、おのずと各県もそうですし、都道府県も危機管理官を置いているところたくさんあります。市町村も置くようになるでしょう。だからそれを早目に設置したらどうですかという提案なんです。何も自衛隊だけが天下りの先じゃないですよ。だって、警察官もおるし、消防署の職員もおるじゃないですか。そういうつまらんことを言う人もおるんだけど、私はそういうことで危機管理官を置いた方がより町民の生命・財産が守りやすいということを行っているんですよ。これはぜひ検討をしていただきたいと思います。

ここで、東京都の総務局が出している地方公務員制度を考えるとというのがあるんですよ。この東京都の総務局が出しているんです、私が言うんじゃないんですよ。公務員を民間人と比較して、まず危機意識が希薄という、私が言うんじゃないですからね、これ、都の総務局が言っている、危機意識が薄いというところで、如実にこれが出ているような気がしてなりません。

ん。

もう1つ、次の質問です。学校に警備員、これはまた予算等いろいろあるでしょうけども、学校に警備員を配置したらどうかという、ぜひ必要だというふうに。今も子供の生命とか何か非常に危機にさらされておるんですよ。それを……。

〔「ちょっとうるさいよ。静かに」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、注意してください」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） 学校に……。

○議長（久保谷実君） 御静粛にしてください。

○8番（藤井孝幸君） 専門的な警備を、警備員を配置していただきたい、配置すべきだという案ですが、先生に、今、先生はでも本当に業務って広いんですよ。非常に警備まで手が回らないというところがあると思うんです。専門ではありませんからね。だから、そういうものは、子供の生命を守るというのであれば、もっと積極的に警備員を導入するという、導入しているところ結構ありますよ。そういうところはいかがですか。

それと、もう1つ、ちょっと言いづらい話なんですけど、社協の局長にもプロパーを配置したらどうかという、こういう配置すべきだという、その2つ。学校に警備員を配置すべきだということと、社協の局長はプロパーであった方がいいんじゃないかと、どうかと、そのお考えをお聞かせください。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） それでは、お答えします。

学校に警備員を配置してはどうかということなんですけど、現在、町では総務課においては青色パトロールを毎週行っております。それから、学校関係では、ボランティアの方をお願いしてそういう安全と安心できる対策ということで警備の方をお願いしております。さらに、昨年度までには学

校の施設整備関係を整えまして、そういう犯罪が起きないように対策をとりますので、その辺のことで、それから配置そのものについては、そういう要請もありましたけれども、現在、そういう意味での配置については、検討していてもいいのかなということは考えております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 社協の局長人事のお話が出ました。藤井議員も社協に長年、局長としていた経験等も踏まえての話だと思いますけれども、人事については、基本的には全体の状況の中で判断してやっていますので、藤井議員の意見というのはお伺いしますけれども、今ここでどうするということは言えません。

特に、余り具体的な人事について、考え方としてのものはいいんですけども、余り立ち入った形のものはないでいただきたい、私、そう思います。

〔「はい、要望」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 一般質問ですので、要望は別の機会にしてください。

〔「だから要望」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 一般質問ですから、質問が終わった時点で要望は別の機会にお願いします。

次に、21番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔21番細田正幸君登壇〕

○21番（細田正幸君） 私は、高齢者の税負担増について質問をいたします。

ことしから高齢者の税負担が、所得が増えていないのに上がったのはなぜかというような問い合わせがあります。6月以降、実際に年金生活者は、年金が減ることはあれ、所得が増えないわけですけども、ふえないのに

住民税の通知が来たという相談がありました。所得の少ない年金生活者からも、所得税、住民税、国保税、介護保険料などを値上げ徴収するのはおかしいのではないかというふうに思っております。

この件については、お年寄りの方が納得できないという方もおりますので、町はなぜこういう税金が増えたのかきちっと説明すべきであるというふうに思います。

また、これの対応として、税金が増えないような軽減制度、また、控除策はどのような制度があるのか。幾つかあると思うんですが、あれば町の広報などで知らせるべきではないのかというふうに思います。

また、お年寄りからの今回の増税で、阿見町全体でそれぞれの町民税、国保税、介護保険料とありますけれども、幾ら増税になるのか、その増税額を質問したいというふうに思います。

また、増税で税金をとるわけですから、当然、税金は町民に還元するというのが税の本来の仕組みだと思います。とったらば、それをお年寄りに還元できる方法が町として何があるのかも、あわせてお答えお願ひしたいと思います。

小泉内閣の5年間で、格差社会の拡大が大きな社会問題にもなっております。これは、年金収入しかない高齢者に医療費の1割負担、入院時の食事の全額負担、高齢者の普通所得者への医療費の3割負担、これは今回の議会で提案されておりますけれども、その上に所得税、住民税、国保税、介護保険料などの負担増が強化されました。これは、全体的に見れば、福祉の減退、後退になっております。今後、高齢化社会に入っていくのに、これらの福祉の減退は問題ではないかというふうに思っております。

また、これらの負担増から、少しでも自己防衛をとる必要があるのではないかというふうに思います。自治体でできる負担軽減策、また、福祉サービスを強化する必要があるのではないかというふうに思います。

これらの点について、町はどんなふうに考えているのか、質問をしたい

と思います。

以上です。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の高齢者の税負担増についての質問にお答えいたします。

初めに、今回の改正が行われた理由について説明をいたします。

我が国の年金課税につきましては、拠出段階では社会保険料控除の適用により非課税、給付段階では公的年金控除などの適用により実質非課税となっておりました。このため、少子・高齢化に伴う社会保険料拠出と年金給付の増大により、基幹税としての個人所得課税が減少しており、税負担にもゆがみを生じておりました。

公的年金控除は、年金という特定の収入に適用される特例の控除であり、その控除額は大きく、特に65歳以上の高齢者を、経済力にかかわらず一律に優遇する措置であるため、世代間のみならず高齢者間においても不公平を引き起こしておりました。

他方、老年者控除は、65歳以上の大部分の者に適用され、実質的に年齢のみを基準として高齢者を優遇する措置となっており、これらの優遇措置の結果、65歳以上の年金受給者の課税最低限は、現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準にありました。

少子・高齢化が進展する中、現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図るため、低所得者に適切な配慮をしつつ、これらの優遇措置の縮減を図り、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求めていく必要があったのであります。

以上のようなことから、平成16年3月に法令が改正され、所得税及び住民税について、老年者控除を廃止し、公的年金控除等の見直しが行われま

した。また、平成17年の改正により、65歳以上の人の住民税の非課税措置が段階的に廃止になりました。

これらを受け、全国の地方自治体で条例の改正が行われ、当町におきましても平成18年度分の個人住民税から適用されることになりました。

改正の主な内容であります。65歳以上の人で、合計所得金額が1,000万円以下の人に適用されていた所得税で50万円、個人住民税で48万円の老年者控除が廃止されました。また、公的年金等の控除額の見直しにより、65歳以上の人の控除額の最低保障額が140万円から120万円に縮減されました。このほか、65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する個人住民税の非課税措置が今年度から段階的に廃止され、今年度が3分の1課税、平成19年度が3分の2、平成20年度が全額課税となりました。この改正の内容につきましては、広報『あみ』6月号で町民の皆様方にはお知らせをしております。

次に、税金がふえないような軽減制度、控除策であります。個人住民税は、住民にとって真に必要な身近な行政サービスの費用を、それぞれの負担能力に応じて、より広く、より薄く分担するという性格の税でありますので、税制改正の趣旨からも、町税の減免条例に定める災害等に対する町民税の軽減などとは異なりまして、軽減措置になじむものではないと考えます。

しかし、所得税、住民税の申告時に、次のような控除を受けることにより、税負担の軽減につながる場合が考えられます。

まず1つ目が、社会保険料控除であります。これは、1年間に支払った国民健康保険税や介護保険料等を所得から控除するものであります。

2つ目は、医療費控除であります。これは、納税者本人や家族のため1年間に支払った医療費の一定額を所得から控除するものであります。

3つ目は、障害者控除であります。障害者控除は、障害者手帳がなくとも、65歳以上で町長が障害者に準ずると認定すれば受けることができます。

控除額は、障害の度合いによって異なるものとなります。

これらを申告することにより税負担を軽減することができると思います。

これらのことにつきましては、これまでも広報等により周知を図ってきたところではありますが、今回の改正により税負担がふえた高齢者の方々もいると思われまますので、さらなる周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、今回の改正によりまして、どのくらいの増収になったかということであります。概算になりますが、概算で住民税につきましては、65歳以上の納税義務者が約2,400名おりまして、老年者控除の廃止、年金控除額の見直しで約3,600万円、さらに、老年者の非課税措置の見直しにより約780名の納税義務者がふえ、約380万円の増になります。

国保税につきましては、約2,100名が対象で、約880万円の増、介護保険料につきましては、約920名が対象で、約410万円の増となります。これらを合わせまして、町全体としまして約5,270万円の増ということになります。

最後に、増収額を還元すべきである、その方法は何があるかということではありますが、今回の税制改正に伴うものは、自主財源としての町税は確かに増収となりますが、一方では、国の三位一体改革により、国庫補助金の削減や地方交付税の抑制が行われるとともに、地方財政計画の縮減が進められている状況の中では、総体的な歳入としては依然厳しい状況にあるということには変わりがないのであります。

したがいまして、こういう形で増収がなされたという見方については、各制度改正の一面的、部分的なものでありまして、増収分の還元ということについては、町全体の財政運営の中でそれぞれの施策の必要性や有効性を十分検討の上で行われるべきものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私が言っているのは、65歳以上の方がまず主に

なったと、それは認めて、65歳以上の税収で5,270万が負担増になったと。特に思うのは、要するに年金生活者というのは、働いている現役世代ではないわけですよ。特に、これは町長も北欧3国視察のときに、向こうは税金高いけれども、老後の生活が安定していて、ゆったり生活しているということを述べておりましたけれども、日本は、そういう点で、いわゆるまだ不十分な、途中なのに、いわゆる高齢者に負担をかけるということは、これから安心して老後を送れるということについては、逆行しているわけですよ。

そういう点から私は質問しているわけですが、当然、仮に負担増、今年なったわけですから、負担増した分はお年寄りが安心して暮らせるように、町としてもその分はもっと手厚い還元をしようとするのが、私は当たり前だと思うんですよ。それを、働く人たちの税金と同じように一般化してしまったのでは、お年寄りの不安というのは、私は解消できないというふうに思うんですよ。そういう点、町長が視察して感心した話とは、今の答弁は丸っきり逆な話なんで、どっちが本当だか知らないんですけども、もう一度、そういう点で、お年寄りを大事にするのか、それとも政府の方針どおりほっぽっておくのか、改めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 答弁の中でもお答えしましたように、今回の改正については、国の段階で全体的に考えて、世代間の不公平、あるいは高齢者間の不公平、そういうものを是正して、現在の体制に合わせるという、そういう趣旨で行われた改正に基づいて、こういう形になってきているわけでありませう。

だから、そういう意味で、年金だけしかもらっていない人からもとめるのか、その人たちも負担増になるのか、こういう、これは基本的な問題であ

りまして、この問題そのものについては、町として対応の方法がないというのが実態であります。

今年、先ほど福祉の先進国である地域を回ってきた報告の中でも話ししましたけれども、やはりこういう福祉の問題、負担の問題、受益の問題というのは、長い目で見て長期にかけて制度的な整備をする、そういう点では、私の実感としては今のこういう形のものが決していいとは思いませんけれども、これは国全体の指示での中での話、そういうことですので、この点については、もっといい形での安定した負担と受益の関係というものが、長い目で見てきちんとそういう制度的なレベルアップというのが図られるべきだとは考えますけれども、この点については御理解いただいていると思います。

次に、この負担増になった分についての還元という話でありますけれども、この辺については、現在の阿見町の老人福祉のあり方がどうか、そういう判断ともつながる話であります。今、これだけ増収になったんだから、その分は全部回すとか、そういうことじゃなくて、先ほど説明しましたように、こういう形の増収はあったけれども、トータルとして見れば三位一体の改革とかそういう中で、いろいろな形で減っている部分が、福祉関連でもそういうのが減っているものがある、そういう状況の中での総合判断ですから、これからこのストレートな還元とかそういう形ではありませんが、これからの町の高齢福祉をどうするか、現在の実態の中で、またこういう負担増があった中でどうするかということは、これからきちっと議会の皆様とも十分に議論した上で考えていきたいと、こう思います。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 町長もその政府のやり方が十分じゃないと。還元については、議会ともこれから考えていきたいということで、そういう点では、私たちもアイデアを出すし、執行部の方もお金をとっているわけですから、やっぱりとった分、全額を返せじゃなくて、その8割ぐらい

は返ってくると、そういう感じになれば、私は住みよい町になるんだというふうに思っております。そういう点では、今後、還元策については研究していきたいなというふうに思います。

あと、それから、直接的な税負担の軽減なんですけども、やはり年配者の方は具体的に説明しないとわからないわけですよ。今、町長が医療費控除があるというふうに言っていますけども、自分の例えば130万所得の人が医療費幾らかかれば、支出したら控除になるのかというのは、具体的に例を出さないとわからないわけですよ。税制の控除で調べてみますと、医療費は所得、課税所得の10%を超えた場合と、あとは5%ですよ、その課税所得の5%を超えた分については控除の対象になるわけですから、そうすれば、所得が120万とかそういう人ならば、その5%の額というのは3万とか4万と違って、うんと低くなるわけですよ。それ知らないで税金申告すれば、当然、控除がないわけですから、余分に払うということになりますので、それはやはりふえたんですから、こういう控除もありますよと。健康保険税についても、7割、5割、2割ですか。2割の軽減は、申告しなければ軽減策受けられないわけですよ。だから、そういう点については、増えましたとうい広報だけじゃなくて、こんなふうになれば税金が返ってきますよと、課税所得税引きますよというのは、やっぱり丁寧に教える必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点について、もう少し親切に町民に教えたらどうかと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長石井定夫君。

○総務部長（石井定夫君） お答えします。

ただいまの質問に対しましては、各課、具体策について、連携とりまして、広報等でわかるようにPRしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保谷実君） 21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） そういうことで、きちんとPRをして、これはジェネリックの問題もそうですけれども、負担減についてはやってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで、21番細田正幸君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 通告に従いまして、3項目について御質問いたします。町長初め執行部の前向きなる御答弁を御期待申し上げます。

まず初めに、行財政改革の視点から、清掃業務の改革についてお伺いいたします。

昨今、新聞報道などによると、現在、経済市場は好転し、今年秋には、戦後最長の景気拡大であるいざなぎ景気を超える勢いとされており、日本の経済もようやく再生の道を歩む兆しが見えてきています。

一方、阿見町を見ると、地方交付税の減少や税収の伸び悩みなどで財政状況が逼迫している中、住民サービスを継続・向上させながら、いかに歳出を抑えるか、行政の徹底した効率化に向け、その手腕がますます問われていると思います。当町においては、行政改革大綱を設定以来、この間、さまざまな行政運営の見直しに努めてこられたものと認識しております。

そのような中で、今般、総務省より新地方行革指針が示され、今までの行政改革への取り組みを見直し、いわゆる集中改革プランを作成し、町民にわかりやすく公表することが要請されております。このため、当町では新たな行政改革大綱の設定に着手されたところではありますが、しかし、川田町長の今年度の施政方針に「徹底した行財政改革による財政基盤の強化を求める」とあるとおり、一段と踏み込んだ改革が求められていることは明らかであります。

そこで、町民の感覚から、こういうふうなことをしたら軽減できるんじゃないか、削減できるんじゃないかということ、語る会等とかで町民から聞かされましたので、提案させていただきたいと思います。

庁舎内も含めて、職員の清掃ですけれども、自分の職場の清掃は自分たちですというのは、町民感覚からしたら当然の話、常識の話だと思いますけれども、これまでも職員の業務スペースの清掃やワックスがけの回数などを見直し、委託料の減額を図ってこられたことには大変評価するものですが、今後におきましても、清掃業務の内容をさらに精査し、業務委託であります共用部分の清掃業務の回数を見直し、職員で平日の閉庁後に実施されてはと思いますが、いかがでしょうか。経費の削減にもつながると思いますので、御見解をお伺いいたします。

次に、国際化へ対応した広報活動についてお伺いいたします。

当町では、国際化に向けたまちづくりを推進するため、町、国際交流協会を設立し、8年目を向かえ、姉妹都市交流や地域国際交流活動を推進し、草の根の国際化への意識啓発など、成果を上げてきております。今やインターネットを初めとする情報技術の普及や交通網の発展により、世界の国との距離が縮まり、人や物の交流が地球規模で展開される時代となっています。本町における外国人登録者数も年々増加し、定住者の割合が多くなっており、8月末現在で759人、全人口の約1.6%であり、33カ国から阿見に来て生活をされており、その中には、日本語がわからずに日常生活に不安を抱く人も多く、国際化の進展に対応した情報の充実が不可欠です。

このほど100号を超えた静岡県沼津市の広報『ぬまづ』英語版や、ことし5月から3カ国語に翻訳されました広報、また昨年からは6カ国語に翻訳された『つくば』広報紙を見せていただきましたが、広報の抜粋となっております。大変評価も高いと聞いております。

そこでお尋ねいたしますが、毎日の生活に役立つ情報の提供として、外国人に役立つだけでなく、英語を学ぶ日本人にとっても勉強になることか

ら、広報『あみ』英語版等の外国語版の発行を提案いたしますが、御所見をお伺いいたします。

次に、妊産婦に優しい社会へ2点についてお伺いいたします。

第1点は、マタニティーマークの活用について、町の取り組みであります。子育ての原点は、大切な未来の宝物を授かっている妊婦さんですが、どうしたら地域・社会で妊婦さんを見守る環境づくりができるかを考えていく必要があると思います。このマタニティーマークは、厚労省の「健やか親子21」推進検討会で、ことし3月、デザインが決定、全国各地の自治体や団体、個人で活用され、反響を広げています。バッヂ、スクラップ、駐車用カードなどにして利用されています。これは、妊婦であることをさりげなく周囲に伝えることのできる道具として、満員電車で押される、近くでたばこを吸われる、人ごみで気分が悪くなっても周囲に理解してもらえないというようなつらい思いを少しでも解消できるようにということから開始されたと聞き及びます。バッヂを身につけることで、周囲の人が気づきやすくなり、思いやりの心がさらに促進されることが期待されます。

阿見町においても、妊産婦に優しい環境づくりに取り組んでいくためにも、マークの町民への周知、また、マタニティーバッヂの配布を実施してはどうでしょうか。御所見をお伺いいたします。

第2点は、出産一時金の支払い方法についてであります。出産育児一時金の制度は、安心して赤ちゃんを産み育てることができるようにと設けられた福祉制度の1つであり、出産費が高額となるため、国民健康保険加入者には出産1人に対し30万円の一時金が給付されております。ことし10月から35万円に増額されますが、大変喜ばしいことではありますが、現行の給付方法は、出生届と母子手帳持参で申請しなければなりません。一時金を受け取るまでに1カ月近くかかる仕組みであり、退院時に出産費用を窓口で支払う人がほとんどであります。一時的であっても、高額の分娩費を親が一旦立て替える必要があります。入院が土、日、祭日となると、割り増

し料金が上乘せされ、一度に大変な出費となります。安心して出産するのに妊娠中の検査費用、準備費なども含めると50万円ぐらい手元になくっては心配ですとの声が届けられます。出産のための貸し付け制度もありますが、この制度は、一時金の8割を限度に無利子に貸し付ける制度ですが、当然、一時金として支給されるべきものを貸し付けるということには違和感があります。

そこで、町役場から直接医療機関に出産一時金を支払っていただける委任払い制度の積極的な取り組みが望まれます。資金を準備する負担が緩和されることにもなり、出産費用の総額から出産一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む受領委任払い制度のさらなる普及について、御所見をお伺いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 難波議員の質問にお答えします。

初めに、庁舎清掃を職員が行い、経費節減を図ってはどうかという御提案であります。

役場庁舎の清掃については、委託業務として廊下、階段、トイレ及び駐車場等の日常清掃を、常駐3名により行っております。

また、定期清掃として、年に4回の休日に行う床面のワックスがけや、年1回のガラス、サッシ、じゅうたん、照明器具の清掃などがあります。

御質問のありました経費の節減については、もちろん取り組んできております。その内容を説明しますと、事務室及びカウンター内の事務スペースの清掃を毎朝各課職員が行っております。さらに、平成10年度から清掃範囲の縮小やワックスがけ回数の減など、業務内容の見直しを進めてきたほか、単体で発注してきました清掃、用務、空調、給排水等の管理業務を一括契約に、また、平成18年度からは3カ年の複数年契約とするなど、段

階的に節減を図ってきました。

その結果、清掃委託料は、これら一連の見直しを始める前の平成9年が1,277万円であったのに対し、17年度決算では747万円と、530万円、41%の削減を達成しております。

しかしながら、清掃の目的は、日常の小まめな作業により良好な環境を維持することにあるわけで、ひいてはそれが維持管理費の節減にもつながるものであります。今後、さらに削減を進めようとする場合は、そうした点について十分配慮する必要があると考えます。本年度もワックスがけの回数を減らすなどの対応をしたわけではありますが、このことがかえって施設環境に悪影響を及ぼさないとか、そういう検証もしながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、職員はこうした日常の清掃作業のほか、町全体に目を向け、道路や霞ヶ浦湖岸のごみ拾い、平地林の草刈り、フラワーロードの管理作業、まい・あみ・まつりなどのボランティア活動にも積極的に取り組んでおりますことをこの機会に紹介させていただきたいと思っております。

どうか、議員の皆さんにも御理解と御協力をいただければ幸いです。

次に、国際化に対応した広報活動についてであります。

まず、今年度の国際交流事業のメインとして、アメリカの姉妹都市、中国の有効都市から中高生を中心とする使節団を迎え、3カ国による交流を初めての試みとして実施したところ、多くのホストファミリーを初め、関係者の御協力をいただき、有意義な交流を行うことができました。難波議員には、今回もまたホストファミリーとして学生のホームステイ受け入れをしていただき、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて、国際化の問題については、近年の運輸通信技術の飛躍的な進歩により、人、物、情報の流れは地球的規模となり、地球全体が一体化するいわゆるグローバル社会が形成されつつあります。こうした中で、国民一人

ひとりの生活もさまざまな分野で国際化と深いかかわりを持つようになってきており、地方においても、この国際化の流れに的確に対応した活力ある地域づくりを進めていくことが重要となっております。

このような状況の中で、当町の国際交流事業としましては、平成9年に阿見町国際交流協会を設立し、町民主体の草の根活動を推進しているところであります。

事業としましては、地域交流事業として、在住外国人と町民との交流及び支援、そして姉妹都市、友好都市等の海外都市との交流事業であります。具体的には、地域交流事業として、外国人の方には日本語教室の実施、外国語をマスターしたい町民の方のために、英語、中国語の外国語講座を開催しております。また、在住外国人の方と町民が気軽に交流ができるよう、桜の木の下での花見会、まい・あみ・まつりの盆踊りへの参加、世界各国及び日本の文化・料理の紹介などを行っております。これらの行事につきましては、英語併記のポスターを役場、公民館などに掲示してお知らせしております。

一方、海外都市との交流については、スーパーリア市との交流については、主に親善訪問団及び学生の相互訪問を行っており、これまでの実績からお互いの信頼関係が醸成されてきています。

また、交流の多面化が進み、ウイスコンシン州立大学と茨城大学農学部との姉妹校締結、さらに茨城県立医療大学でも、学生の語学の短期留学による交流等を検討しております。また、ライオンズクラブ・ロータリークラブの交流、ふれあいの森地内にスーパーリアの森の建設。スーパーリア市内においては、友好日本庭園などの整備が計画されております。

中国柳州市についても、主に親善訪問団の相互訪問のほか、中高生によるホームステイ交流もスタートしております。

このように、スーパーリア市、柳州市との議定書等に基づき、これまで順調に交流が進められております。

ちょっと国際交流関係のPRが長くなりましたけれども、議員御提案の広報『あみ』英語版等の外国語版の発行についてお答えいたします。

まず、当町における在住外国人の状況であります。外国人登録状況を見ますと、8月末日時点で外国人登録者数は759人と、当町の人口の約1.5%となっており、その数は年々増加傾向にあります。

在留資格別で見ますと、日本人の配偶者等の定住者が453名、60%と割合が高くなっております。その他、大学への留学生や企業等への研修生などです。

国籍別では、タイ178名、中国176名、フィリピン154名、ブラジル91名、韓国44名の上位5カ国で643名、84.7%と、外国人の大部分を占めております。

一方、英語を母国語とするイギリス、アメリカ、オーストラリアでは計16名と少数となっております。

ところで、参考までに県内の広報紙の外国語版の発行について見ますと、これはつくば市のみで発行されております。つくば市の場合、世界のつくばと言われますように、約8,000名の外国人が暮らしていることから、嘱託職員として5名の外国人——これはアメリカ、中国、韓国、タイであります——を雇用し、庁内に「外国人のための相談室」を設置して、相談業務を行っております。広報紙は6カ国語——英語、中国語、韓国語、ポルトガル、スペイン、タイであります——に、この6カ国語について月1回発行しております。

そのほか、水戸市、日立市、神栖市においては、国際交流協会等で情報紙を年1回程度発行するにとどまっております。

当町としましては、外国人の方々が安心して暮らせるよう、英語、中国語、ポルトガル語の3カ国語による、役場への手続、相談窓口、消防、救急などの連絡の仕方などを掲載した生活便利帳を作成してありまして、外国人登録届け出の際等に、希望に応じて配布しております。また、『町勢

要覧』、町ホームページには英語併記とし、母子健康手帳、ごみ出しカレンダーは、英語、中国語、ポルトガル語などの多言語併記など、各課それぞれに外国人住民の利便性を図っております。さらに、相談業務につきましては、茨城県国際交流協会に外国人センターが設けられておりまして、6カ国語による相談の受付をしていることから、このセンターへの紹介をしているところであります。

その他、特に在住外国人への支援として、地域社会へ溶け込むためには言葉の習得が重要であることから、先ほども述べましたが外国人のための日本語教室を実施しております。教室は、年間を通して毎週水曜、日曜に開催し、ここでは、延べ45名の外国人が、16名のボランティアの日本語教師から5つのレベルごとに熱心に学んでおり、年度末には外国人による日本語発表会を開催し、1年間の学習の成果を披露しております。

この教室は、単なる日本語の習得の場としてだけではなく、教室終了後は外国人同士の情報交換の場となり、多くの外国人がそれぞれの立場で生活していることを知り、また、お互いの母国語で会話ができることで、遠く祖国から離れて暮らす外国人にとっても、やすらぎの時間ともなっております。

このように、当町としましては、国際化に対応した町として、外国人にとって暮らしやすく開かれたまちづくりを推進してまいりました。

いずれにしましても、地域に暮らす外国人など多様な文化的背景を持った方々がともに理解し協力し合って地域づくりを行う多文化共生社会の実現のため、議員御提案を含めて国際社会に対応した広報活動に努めてまいりますので、御理解のほどをお願いします。

余りはっきりした答弁とはなりません、この辺、今の段階では御理解いただきたいと思っております。

次に、妊産婦に優しい社会へという点についてお答えいたします。

まず最初に、マタニティマークの活用についてであります。厚生労働

省は、21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」を進めているところでありますが、その課題の1つに「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を挙げております。この課題の達成のために、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、交通機関における優先的な席の確保等について、国民、関係機関、企業、地方公共団体、国がそれぞれの立場から取り組むことが重要であるとしております。

マタニティマークの活用法としましては、身につけることによって、妊産婦が交通機関等を利用する際に席を譲ってもらうなど、周囲が配慮を示しやすくなるという効果を期待するものであります。また、交通機関、職場、飲食店その他の公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付し、ポスターなどとして掲示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するというものであります。

町の取り組みとしましては、現在は庁舎内外の機関でのマタニティマークに関するポスター掲示やリーフレットの配布を行っております。

さらに、母子健康手帳交付時での紹介や、町広報紙やホームページを活用するなど、さまざまな機会をとらえてマタニティマークの普及を行い、町民に対し妊産婦に優しい環境づくりの推進をしてまいります。

また、ことし8月1日からJR東日本も含めた首都圏の鉄道事業者16社が、マタニティマークの無償配布を実施しております。茨城県内では、水戸駅構内のお客様相談室にて配布が受けられますが、最寄りのJRの駅に申し込むと郵送してもらうことも可能ですので、御希望の方はこちらを御利用いただければと考えております。

次に、出産一時金の支払い方法についてであります。

出産育児一時金の支給額については、健康保険法の一部改正により、10月以降の出産について30万円から35万円に引き上げられ、当町におきましても国保条例の一部改正を本定例会に提案しているところであります。

さて、議員御指摘の受領委任払い制度につきましては、被保険者が医療機関の窓口で出産費用を支払う負担を軽減する観点から、今回の医療制度改革の中でも、新たな少子化対策の一環として導入に努めるよう指針が出されているところであります。

当町におきましても、既に実施している市町村を参考にしながら、導入に向けて調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

まず、清掃業務の改革についてでありますけれども、御答弁の中で、施設環境に悪影響を及ぼさないようにしていくためにも、その辺を考えていくという御答弁でありましたけれども、さまざまな御努力をされていることには本当に敬意を表するものでありますけれども、1つここで業務委託の一部削減に大変努めている自治体を御紹介したいと思うんですけれども、埼玉県松伏町というところでありますけれども、庁舎内の、ここは共通部分、共用部分の階段、通路、トイレなど、平日の閉庁後に30分程度、ここは管理職が約50人で去年から始めたそうですけれども、年1回、ここはワックスがけということでありまして、また、窓ガラスも1回、ダニの害虫駆除も従来どおりそれはやっておられるそうですけれども、そういう中で、今回、年間450万円の予算の中の4分の1の約100万円で済む見通しということをお聞きしております。また、剪定作業、道沿いの剪定作業なども職員、担当職員、今では担当部署以外からも賛同しまして剪定を行うようになりまして、500万円削減できたという、そういうやることによって、職員が財政難を身近にさらに感じられるきっかけにもなっているということをお聞きいたしましたけれども、今、御答弁の中で、庁舎530万円の、今から約8年前から比べると削減されているわけでありまして、16年、17年度と委託料を見ましたところ、約748万円と、今は同じ計上されているわけでありまして、大変、努力されているにもかかわらず、町

民に対するアピールが大変弱いような気がしてならないものであります。

この行財政改革について、町民の関心はとても今、高いと感じております。阿見町は、この行革に本気で取り組んでいるのか、取り組んでいるのなら、その結果はどうかという、大勢の町民がこのような疑問を持っているのであります。今後、新たな歳出削減に向けて、内容を精査し、可能な限り検討されますことを、これは要望いたします。

また、国際化に対応した広報活動について、大変詳しく御説明をいただきまして、ありがとうございました。さまざまな御努力に敬意を表すものであります。また、今後、翻訳作業等の一つやるのに関しましては、いろいろ作業があるかと思っておりますので、前向きなるまた検討をぜひお願いしたいと思っております。また、ぜひこれは町民の意識啓発にもつながるものと確信しておりますので、御期待申し上げたいと思っております。

次に、2点質問したいと思っております。妊産婦に優しい社会について御質問いたしたいと思っております。

まずこのマタニティーバッジについてでありますけれども、今、御説明の中で、JRの駅に申し込みますと郵送で配布していただけるという御答弁でありましたけれども、またこれは母子手帳交付の際にこの点、またこういう面もまだまだ、周知かなりされているという御答弁でありましたけれども、広報で見たことあったかなと今、はたと思ったんですけれども、そういう周知徹底等も、今後、積極的に働きかけるべきではないのかなと思っております。また、総合保健福祉会館にも若い妊婦さん、これから産もうとする方も大変行かれる場所でもありますので、その辺の今後のPRの方法、とらえ方、またお聞き更にしたいたいと思っております。

また、出産一時金の支払い方法ですけれども、御答弁の10月から35万円に増額されるのに当たって、他町村を検討しながら、また考えていくという御答弁でありますけれども、そういった場合には、今後、三択の方法があるというわけでよろしいのでしょうか。

また、委任払い制度の申請用紙というものは、もし今後のそういったなった場合には、いついたって、また周知、また広報等、またそういう場合を詳しくまたお聞きしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） お答えいたします。

まず、マタニティーマークの配布の件ですけれども、物はこういう物ですね。これがそうです。現物でございます。それで、これをさわやかセンターで配ったらというような御意見だと思っておりますけれども、先ほど町長の答弁でお答えしましたように、現時点ではJRさん関係の方で配布しておりますので、そちらを御利用いただければというふうに考えております。今後、どうしてもそういう声をもっともっと広くて私もつけたい、私もつけたいというような声があちらこちらから出れば、考えていきたいというふうに思います。

それと、30万から35万に変わるので、その機会に三択云々というふうな話がありましたけれども、そうではございませんで、やる方向では考えております。ただ、その手法的に、様式的なもののことで検討するということです。申請書の仕方とか、それとお医者さん、当然、お医者さんの方に払うわけですけれども、そのやりとりの関係等を研究していきますということでございます。

以上です。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

ちょっとやりとりを研究していくということは、すみません、そうしましたらいつということじゃなくて、どういう様式ということによろしいんでしょうか。一度に、要するに申請用紙の場合、貸し付けの場合もあるし、

御本人の御希望で、いや、私は生まれてからという方もいらっしゃると思いますし、大変な状況でも今、できるという状況もあるんですけども、一度にそういう申請用紙とかそういうことを含めてという意味なんでしょうか。ちょっと理解が。すみません、もう一度お願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長瀬尾房雄君。

○民生部長（瀬尾房雄君） すみません、先ほどちょっと説明等、御理解の方がいただけなかったですけども、方式は委任払い方式は取り入れていきますということがまず1つあります。

それと、あと貸し付け制度、それは貸し付け制度という形で当然、残しておかなければならないと思いますので、それは別の形で残していきますということでございます。

国保だけでは当然ございませんので、社会保険の関係とかいろいろ保険の種類もございます。関係医療機関と調整が必要なので、そういう申請の仕方等を研究しながら、早い時期に実施していきたいということで御理解いただきたいと。

○議長（久保谷実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。またそういう詳しいこともまた広報等でまた御説明していただければと思います。

本当に、赤ちゃんが宿り出産するまでの期間は大変不安なものでありますし、また妊娠、出産、育児と経済的な負担も大変重い現実がありますので、少子化時代に歯どめがかけられる1つ1つ一定にさまざまなきめ細かな支援をぜひ今後も引き続きしていただきたいと申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、13番天田富司男君の質問を許します。登壇願います。

[13番天田富司男君登壇]

○13番（天田富司男君） 一般質問の前に、秋篠宮殿下におかれましては、内親王が生まれ、昨日は命名の儀が行われまして、悠仁様という名前がつけられました。本当におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

また、悠仁の悠というのは、長いとかゆったりという意味だそうです。余り意味のない長い質問じゃなく、ゆったりとした気持ちで意味のある質問をしたい、そのような思いでいますので、教育長、よろしく願いを申し上げます。

私は、小学校の統合問題ということで今回の質問をさせていただきます。

中教審の答申において、平成17年10月26日に答申が出ておりますが、その中で、義務教育の目的と理念ということで書かれております。憲法第26条はすべての国民に教育を受ける権利を保障し、またその権利を実現するために義務教育の制度が設けられている。義務教育の目的は、一人ひとりの国民の人格形成と国家社会の形成者の育成の2点であり、このことは、いかに時代が変わろうとも普遍的であると、これは断定しております。子供たち一人ひとりが人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させること、そしてどのような道に進んでも自らの人生を幸せに送ることができる基礎をつちかうことは、義務教育の重要な役割ですということであります。同時に、義務教育は、民主的、平和的な国家社会の形成者として必要な国民としての資質を育成する、そのことを責務としている。こうした義務教育の目的に照らせば、学校は知、徳、体のバランスのとれた質の高い教育を全国どこでも提供し、安心し、信頼して子供を託すことのできる場でなければならない。国民が質の高い教育を等しく受けることができるよう、憲法に定められた機会均等、水準確保、無償制という義務教育の根幹は、国がその責務として保障する必要があると、こういうことでうたっております。

さて、私たちの町、非常にやはり少子化問題で学校が揺れている、そのような感じがしております。ここに吉原小地区の保護者がやはり少子化によって学校が非常に厳しくなっているのではないかと、これは吉原小学校の現実を言いますと、今年度は130人の生徒がございます。しかし、6年後、平成12年から17年生まれの6年後には、これが74名という、このような人数になってくるわけでありまして。そこで、やはり一番減少率が高いやはり吉原小学校の御父兄の皆さんにおいては、どういうことで悩んでおられるのかという、これは保護者の生の声でありますので、教育長、また町長も、よく考えていただきたい。

同級生が少なければ、当然、友達になる相手が少ない。これは当たり前のことであります。

少人数でさまざまな面で競争心が損なわれるおそれがある。大体、10人、15人であると、もう1年生、2年生で1つの序列が決まってしまうという状況がずっと6年間進んでしまうということだと私は思っています。

また、スポーツの面、男子はサッカーや野球など団体で行う種目ができない。その子の持つ才能を見出す機会に恵まれない。要するに機会均等という、そういう均等性が損なわれるのではないかと。

クラスが複数の場合は、クラス同士で競争心が生まれ、スポーツ、勉学とも相乗効果がある。これは、先ほど少人数でさまざまな面で競争心が損なわれるの反対ですよ。やはりある程度のクラスがなければ、やっぱり競争心が生まれにくいのではないかと。やっぱり自由社会でありますからどうしても子供たちの競争心もやはりこの場面においては、おれはこれには絶対自信があるんだという、そのようなものをやはりつくり上げていくということも、子供たちにとっては大事じゃないかなと。

あと、登下校に際し、このまま児童数が減少すると、年長者による登校班制度も成り立たなくなる。事件や事故など不安が増加する。確かに、子供たちが少なくなれば、登校班が少なくなるわけですから、やはり吉原小

地区あたりはやはり農家の地区なんで、何が起きてても本当に心配だという、そういう思いをしているのではないかなと思います。

また、中学生になると、どうしても少ない卒業生が多くやっぱり小学校から上がってくるところに入りますから、内向的な子供はやっぱり友達がつくれない。私たちも、やはりずっと6年、3年という形で同じ小学校、中学校でやっぱりやってきたもんですから、非常に友達のそういう思いっていうかな、そういうものが6、3、9年間一緒にいるというのは、非常に強い絆で結ばれるんで、そういう面ではやはりそういう心配も非常に大きいのかなと。

あと、保護者で、保護者自身では、学校の役員の人数が大勢いる学校と比較すると、負担となる。確かにもう小学校が少ないと、もうほとんど役員という形になっておりますから、やはり働くやはり女性がふえている中で、非常に負担が大きいということですね。

あと、保護者の年齢などで同年代の人が少ないため、保護者間で意思疎通が図りにくいいため孤立しやすい状況も。これはやはり、特に女性の場合は、地域社会で生きるにはやっぱりその地域にいい友達を持つということが大事なんです。そういう友達を持つことによって、やっぱり愚痴が言える、そういう状況がないということは、やっぱり離婚率にも非常にかわってくると、そのような思いをしております。

やはり今、小学生の吉原小学校地区の保護者の生の声を皆さんに伝えましたけど、現時点においては、やはり実穀小学校におきましても、6年後にはやはり20名少なくなる。あと第二小学校においても、大体20名以上少なくなるというような非常に減少傾向が生まれております。それは人口動態を見てもわかるんですけど、私たち団塊の世代の……。31歳から34歳の女性の数、これが約380万人です。しかし、20歳から23歳の女性の数はどうでしょうか。97万人少ない283万人。分母を20歳から23歳に置きかえると、34%も減になってしまいます。では当町ではどうなのかと。当町では、31

歳から34歳の女性は1,452人多いというふうになります。そして、20歳から23歳、これが1,194名、20歳から23歳を分母にしたときに、約22%の減と。やはり子供を産んでいただける、将来産んでいただける女性の数が少なくなってきたという、そういう状況は、今後、ますます顕著になっていくのではないかなと、そういうことを考えたときに、やはり今後、学校の統廃合問題はやはりやっていかなければならない大きな問題であると思っております。

また、やはり阿見町が今後予定されている新たな事業ということで、非常に小中学校のやっぱり増改築とか運動場の改装とかそういうものが非常に多くなっております。こういう面においても、やはり教育の効率化を進めていかないと、こういう問題がなかなか解決されない。実際、事業費は52億からあり、それでそのうちに起債は33億ぐらい起債しなければならないと、阿見町の方で私たちに資料をいただいております。やはり、そういう面においても、やはり積極的な教育のやはり効率化を進めていくということは大事じゃないかと。

それでは、では小学校の適正規模というのはどういうことなのかと。それはやはり文部省の方でもうたっておりますが、大体12クラスから18クラス、大体1学年2クラスから3クラスが適当ではないかと、そういうことをうたっております。そういう面においても、10人、15人で教育をやるということが本当にいいのかどうか、そういうことも考えていかなければなりません。

また、公立小のやっぱり小規模の学校が非常に多くなっている。阿見町だけじゃないんですね、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設・設備の整備・充実を図ることが非常に難しい。そういうために、教育効果の向上を図ることが困難であるということをやはり言うております。小さい学校にどんどん、どんどん施設整備をするということ自体が、やはり今の財政状況の中で非常に難しくなっていることは、これはもう阿

見町においてもわかりであります。そういうことを考えたときに、やはり今後、小学校の統廃合問題等を積極的に進める施策をやはり考えていかなければならないと私は考えております。

その点で、教育長に真摯な答弁をお願いしまして、またこの問題は教育長の教育委員会の問題だけじゃなくて、町の問題でもあります。再質問に際しては、この問題を町長としての見解はどのような見解を持っているのか、そのことも町長に答弁の用意をしていただきまして、よろしく願いを申し上げます。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 小学校の統合問題についてお答え申し上げます。

天田議員がかなり私の回答のようなことを詳しく御説明いただきましたので、私の方では一般的な問題でお答えしたいと思います。

本当に内容の細かい話がありましたので、私ども、もう一度考え直さなくちゃならないかなと、そういう気もいたしました。ありがとうございました。

さて、現在の当町の小学校は8校ありまして、それぞれ昭和40年代の児童生徒急増期を経て、昭和59年度の3,881名を頂点として、その減少期を迎え、半数の学校で学級数が減少し、小規模化が進んできました。

平成18年度の全小学校の児童数と学級数の状況を平成元年度と比較してみますと、児童数で元年の3,506名に対し18年度は2,553名で、953名の減となっております。また、学級数では、元年度の115クラスに対し、18年度は102クラスで、13クラスの減となっております。

このような状況の中で、今後の児童数の動向を現在の出生者数で予測しますと、5年後の平成24年度、それには2,515名となり、平成18年度に比べて38名が減となる見込みです。

議員御質問の少子化による小学校適正規模につきましては、先ほど議員も学校教育法に規定されていると、そういうお話がありました。学校教育法施行規則第17条並びに義務教育施設費国庫負担法施行令第4条により、12から18学級を適性とするか標準とすると定めております。しかし、地域の実状に応じた良好な教育的環境にあると判断される場合は、必ずしもこれに合わせなくてもよいということが述べられております。

統合することによる教育行政の効率化は、施設管理費の軽減、備品・消耗品等の必要経費の軽減が図られます。しかし、通学距離が延長になるために、スクールバス等による児童の送迎に要する経費が必要になります。また、自転車や徒歩にて通学する児童の交通事故、不審者による危害等を受ける危険性が十分に懸念されます。

次に、教育活動の充実につきましては、1学級の人数がふえるために、先ほども話がありましたように、児童が切磋琢磨することにより競争心や向上心が芽生えるということがあります。しかし、現在のような少人数学級ならではの一人ひとりの個性や健康状態、さらには学習指導等に十分に目の届いたきめ細かな指導が行き渡るかということが疑問に思われております。

当町では、このような理由で、従来どおり地域の実状に応じた良好な教育的環境にあると判断しておりますので、現在のところ少子化による統合の計画は考えておりません。

しかし、将来的には、都市開発や少子化の進行に起因する学校規模の変化、国や県の動向等、諸般の状況を見極めながら、統廃合の計画については十分に検討していくとともに、今、議員の町内の小学校の保護者の声、そういうものを十分に受けとめまして、考慮しながら検討していくことが必要であると、かように考えております。

今後、それぞれの小学校の特徴や個性及び地域の特性等を生かし、特色のある教育の実現を図るとともに、その成果を全小学校に反映させるな

ど、当町の学校教育の一層の充実・発展に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしく御支援のほどお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） どうもありがとうございます。

教育長、今言われたとおり、地域の実状に合わせてということであります。非常に地域の実状に合わせるということは非常に大事なことでであると私は考えております。

また、ここ13年度あたりから相当統合等の問題、やっている町があります。大子町、山方町、今はもうこちらも合併されておりますが、また潮来市とかつくば市、取手市という形でやっておられます。やはりただ人数が少なればいい教育ができるという、それはやっぱりちょっと、間違っているとは言わないけど、確かにきめ細かいことはできるとは思いますが、やはり子供たちが今から本当に競争社会の中で生きていく、10年先、15年先に生きていくことを考えたときに、本当にそういう少人数の中でいいのかという、そのことがやっぱり一番心配になります。そういう面では、やはりこれはやっぱりその地域に持って行っていただいて、やっぱり議論を戦わせていただきたい。どういう形にするのが、子供たちにとって一番いいのか。やっぱり主役は子供でありますから、その子供たちのために親がどう考えていくかということ、やはり地域、それぞれの地域に持って行って、この問題を提起していただきたい。そのことを1点、お願いするのではなく、どういう考えを持っているのかお尋ねいたします。

あと、先ほども言ったとおり、これはただ単に教育の問題だけじゃないということですね。そういう中で、町長としての所見、この統合問題についての町長としての所見もここでお願いします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） いずれにしましても、もう既に地域的にこういう

形で児童数が減っているという実態が出てきているわけで、これは、現在の全体の少子化の流れの中で、これは1つ阿見町だけの問題じゃなくて、かなり全国的に共通する問題であります。

ただ、阿見町の場合には、まだいろんな形で流動的な要素がありますね。地域的には、むしろある程度ふえるというような要素もあるわけで、先ほどの児童生徒数の予測でも、トータルとしては5年間で38名ぐらいしか減らない。ある意味では、38名しかと言ってもいいぐらいの数字だと思うんですけども、これが地域的に差があるというところが問題であって、こういう問題は、先ほども言ったように、かなり全国的に共通な問題であって、こういう流れの中で、当面は少人数学級とかそういう形で対応を今しているし、地域の実情に応じてという、そういう形で対応しているんですけども、いずれ近いうちにこの辺についての基本的な考え方、そういうもの、国全体の考え方として検討すべき時期に来ているんじゃないだろうか。そういう流れの中で、阿見町としてもそれぞれ8つの小学校があるんですけども、それぞれ状況がみんな違うわけですね。また地域の実情、これも違うわけで、そういうものを見きわめながら、いずれ中長期的という言い方をよくされますが、これをいつごろの時期を目標にして考えるかというのはなかなか難しい課題でありますけれども、全体の地域バランス、地域実情というものを考えながら、それから少子化の流れの中の国全体の基本的な考え方、そういうものを見きわめながら、適切に考えていく必要があるんだらうと。今のところではやはりそういう言い方しかできないんじゃないか。問題としては、やはりしっかりと受けとめて、それぞれの時点で早目にもろもろの検討をしていく必要があるだらうと考えます。

○議長（久保谷実君） 教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 今、町長が地域の特性とか国の動向とかいろいろ見きわめた上でというお話でしたが、私も先ほどお話ししましたように、やはり将来の阿見町の人口の情勢とか地域の特性と、そういうものを十分

に見きわめながら、学校の統廃合を考えたいと思いますが、幸い今のところ、阿見の小学校8つは、それぞれの地域の方々と本当に密接なつながりを持ちながら、学校、地域が本当に1つの教育集団としての機能を果たしているということでございますので、私は今のところは、こんなありがたい学区または学校はないかなと、かように考えております。

私も新聞なんかでいろいろ調べてみましたらば、つくばの学校が廃止されたというのが筑波山の中腹にあって、子供が1人しか入ってこないとか、また、大子の方も山の中の学校で2人入ってきて1人卒業したと。そういうふうに、かなり極端な例が報道されていますので、それはそれとして、阿見町では今のところ十分かなと、そのように考えております。

また、1つの例を申し上げますと、君原の小学校などは郷土芸能の伝統を引き継いでいるということで、ひょっとこがかなりの地域の1つの看板となっておりまして、小学校の生徒が今度、10月5日ですか、土浦のうららでも郷土芸能発表会に出演するというようなことで、それぞれの小学校が自分の学校の持っている特色を発揮して、今、地域とともに、先ほど申し上げましたように伸びているということでございますので、今後は十分に、議員が申されましたように、地域の方々、また保護者、そういうものの方の意見を聞き、また議員の皆様からのアドバイスなどをいただきながら、統廃合については考えていきたいと、かように思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしたいと。

以上です。

○議長（久保谷実君） 13番天田富司男君。

○13番（天田富司男君） 統廃合は非常に難しいと思います。確かに、ただ統合したからって地域がなくなるのではない、これだけはやっぱり言っておきたいなと。また、潮来市あたりではやっぱり89、79というところもやっぱり統合されております。それぞればらつきはありますが、やはり今からやはり国がどういう姿勢で教育改革をやっていくか。しかし、教

育改革に対して先生が、校長先生側の談話では全然追いついていけないと、現場が教育改革が早過ぎて追いついていけないなんていう、そういう状況。また、やはり校長先生の何割、9割近くの人が学力の低下を指しております。そういう面では、教育の効率化を進めて、やはり子供たち、今から少子化という、子供が少なくなる、人口が少なくなる中で、やはり子供たち一人ひとりの能力を高めていくというのがやっぱり国力を維持する大きな柱になります。

そういう面では、教育の役割というのは本当に大きい。それが今の状況の中で、阿見町でいいのかという、このこともやっぱり疑問点に置いて、地域でやっぱりこういう問題に対して真摯な気持ちでやっぱりやっていていただきたい、このことをお願いをいたしまして、私の質問といたします。

○議長（久保谷実君） これで、13番天田富司男君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は、午後1時10分からといたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時10分再開

○議長（久保谷実君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 通告に従いまして、当町のチャイルドシートの貸し出しについて2点のお尋ねをいたします。

平成12年4月の道路交通法改正により、乳幼児を車に乗せるときはチャイルドシートの使用が義務づけられました。これに先立ち、当議会では、議事録によりますと、平成11年第2回定例議会でチャイルドシート購入時の補助をと、第3回定例議会で少子化対策関連として石井正巳議員が2度

の質問を行っております。

子育てを支援する環境づくりの一助となるよう検討すると、そのときに町長が御答弁なさいました。その結果でしょうか、平成12年3月17日付の週報『あみ』で当町でもチャイルドシートの貸し出しを行うと報じておりました。以後、およそ月に1回の割合でチャイルドシート貸し出しの記事が週報『あみ』に載るようになり、今日に至っております。

私の調べた貸し出し実数は、平成12年度は194件、13年度は127件、14年度は108件、15年度は86件、16年度は93件、17年度は97件、そして本年は8月までの5カ月で33件と、毎年およそ100件の貸し出し実績を持っております。ちなみに、当町の新生児の出生児数は、平成15年度は401名、16年度は442名、17年度は394名、そして18年度は4月から7月までの4カ月間で136名となっており、新生児のおよそ4人に1人は町のチャイルドシートのお世話になって成長していると言ってよろしいかと思えます。

新生児が生まれてから1年間、私的な外出を一度もしなかったとしても、乳児健診が年に5回、ポリオ、BCG、三種混合など、予防注射に6回と、合計11回は病院かさわかやセンターに出でなければなりません。公共機関の発達していない当町では、チャイルドシートは必需品です。

近隣の各自治体にお尋ねしたところ、上限で5,000円から1万円の補助金を出しているところが多く、貸し出しをしているのはつくば市と土浦市、それに当町の3自治体だけでありました。しかし、地球に優しい生活、ごみをなるべく出さない生活、リデュースと言いますが、強く求められてきている昨今、貸し出しを選択した当町はすばらしい施策だったと褒めてしかるべきだと思います。

が、現在貸し出されているものは、体重10キロ未満の対象のもので、発育のよい近ごろの赤ちゃんでは、早ければ7カ月くらいで使えなくなってしまうと聞きます。これは、子育て支援、環境問題の視点としても、画竜点睛を欠くことになるのではないのでしょうか。町長が答えておられた子育て

てを支援する環境づくりの一助としてならば、さらに次のステップのチャイルドシートについてもぜひ対応していただきたいと考えます。

については、提案でございますが、道交法改正後、丸6年を経過している今は、要らなくなったチャイルドシートがかなりあると推測されています。チャイルドシートの使用義務は6歳未満とされておりますから、これらをリユースとして環境課で音頭をとって募って集めて点検をして、以降の対応をしていただきたい。これならば、切迫している町の財政に大した負担をかけずにできることではないでしょうかと私は思います。

世間では、金のないときは知恵と汗を出せよとよく言われています。また、今、ケニアの環境大臣、ワンガリ・マータイさんが提唱したことにより世界語ともなっている日本発の「もったいない」の精神を呼び覚ましたらいかがでしょうか。私は、子育て支援、交通災害から子供を守る、そして持続可能な地球環境保護と一石三鳥の施策になると確信しております。今ある施策を100%生かすに当たっても、私たちも協力することはやぶさかではありません。

未来に大きな夢と希望を抱いている若い夫婦たちへ支援を力強く推し進めて、住んでよかった美しい阿見町へと他の自治体に先駆けて先手を打ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、貸し出しの周知についてですが、先ほど申しましたが、現在、週報『あみ』に月1回のペースで載っていることと、それから阿見町のホームページにも掲載されていますが、もっと直接的に、子供を身ごもると必ず受け取りにいく母子手帳の中に貸し出し要項を記した紙を挟んでいただき、必要とする人に必要な情報を直接手渡す方法を取り、週報への掲載は月に二、三回程度に減らして、あいたスペースを他の情報掲載に譲り渡したらいかがでしょうか。午前中の質問にもありましたように、周知しなければいけない情報がたくさんありますので、そのように進めていただきたいと、私は考えております。

以上2点についてお尋ねいたします。よろしく御検討ください。お答えください。お願いいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 石井議員の質問にお答えします。

平成12年4月1日から道路交通法の一部改正に伴い、6歳未満の乳幼児に対し、チャイルドシートの着用が義務化されました。

町では、平成12年2月に、交通安全協会阿見支部、交通安全母の会で構成するチャイルドシート推進委員会を設置し、国からの少子化対策臨時特例交付金で乳児用チャイルドシート300台を購入し、平成12年4月から毎月1回、第2日曜日に、1歳未満用チャイルドシートの貸し出し業務を開始しました。あらゆる機会媒体を通じ、積極的に普及啓発活動を展開し、乳幼児の事故防止に努めてまいりました。

ここで、御質問の1点目の次のステップのチャイルドシートの貸し出しについてお答えいたします。

チャイルドシートは、御承知のように子供の成長段階に合わせて大きく3つに分かれております。乳児用は、体重10キログラム未満、身長70センチメートル以下、新生児から1歳くらいまで。幼児用は、体重9キログラムから18キログラム以下、身長100センチメートル以下、1歳から4歳くらいまで。学童用は、体重15キログラムから36キログラム以下、身長135センチメートル以下、4歳から10歳くらいまでとなっております。

当初、1歳未満用チャイルドシート以外に、1歳から6歳までのチャイルドシートについても、リサイクルでの貸し出しを検討しておりましたが、特に幼児用・学童用タイプは、個人での使用期間が長く、損耗している場合も多く、また、取扱説明書の不備やメーカー保障の期限切れ等、安全性及び衛生上の問題などの観点から、リサイクルとしての再利用は不向きの

ため、幼児用タイプについては、リサイクル貸し出し事業は行わないで現在に至っております。

また、今後、新規に幼児・学童用タイプを購入し、貸し出し業務を行うとすると、購入のための費用が必要となります。経費を概算しますと、幼児用から学童用タイプは価格が1台当たり5万円とし、また年間貸し出し台数を100台として、5年間で500台で合計2,500万円の経費がかかります。毎年、500万円支出が見込まれますが、財政状況も厳しく、さらに、行財政改革推進中でもあり、新規購入は難しいと考えております。そういう点で、御理解をいただきたいと思います。

先ほども言いましたように、この使用期間が非常に長いわけで、結局、利用可能な期間、貸し出すとすると、その人のためにもう専用的に貸し出す、こういうような形にならざるを得ないんだらうと思います。

次に、2点目の貸し出しの周知方法についてであります。

議員御指摘のとおり、母子手帳発行に合わせて貸し出し日やチャイルドシートの安全性のパンフレット等を渡す方法は効果が期待できると判断しますので、関係課と調整の上、実施したいと考えます。

なお、週報掲載の件であります。毎月1回の貸し出し日の掲載については、従来どおり周知の徹底や転入者のためにも必要なもので、継続していきたいと考えます。

いずれにしてもそれほど大きいスペースをそのためにとっているわけじゃありませんので、その点、御理解をいただきたいと思います。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） お答えありがとうございました。

第1点目のお答えについてでございますけれども、保障期間が切れてしまっているというお答えを今いただきましたけれども、当町で貸し出しているチャイルドシートも、既に購入してから7年を迎えているので、貸し出し期間はとうに切れているはずでございますので、それを理由にするの

はちょっと当たらないのではないかなと思います。

また、個人に貸し出す期間が長いのでとおっしゃいますけれども、それを自分の物として使っているからこそ大事に使えるのであるというところを思えば、本当にさっきの資源の有効利用を考え、また町の環境工場への搬入なども考えれば、利して余ることが多いと思いますので、さらにもう一度、もう一度検討をし直すことを望みます。

それから、実は毎月の週報の掲載なんですけど、子供を望んでいても恵まれない夫婦っていうのは、結構現在たくさんいるんです。そういう方が、チャイルドシートの貸し出しの記事が実に、今の言葉で言うとうざいと感じるそうです。

また、週報では、回覧でもあり、次に送るためによく目を通さずに回して見逃してしまう。実際に若い夫婦はそういうところが多いそうです。また、若い夫婦は町内会に加入していなくて、回覧を発信しても見ていないということもありますので、母子手帳に移行していただけるということは大変ありがたいんですが、それを踏まえて、もう一度、今までのスペースが大して広くないとおっしゃいますが、週報の、町長御存じだろうと思いますが、週報の占めるスペースは結構広いと私は感じておりますので、もう一度お考えいただきたいと思います。

そして、それで、その辺はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。経済建設部長白田計律君。

○経済建設部長（白田計律君） お答えいたします。

先ほど町長からもありましたように、このチャイルドシートの貸し出しにつきましては、阿見町チャイルドシート推進委員会といったものを設置をいたしまして、この中で行っているわけでございます。このチャイルドシート推進委員会の中でも、以前からそのリサイクル事業につきましては検討を重ねたという経緯がございます。先ほど町長の方からもありました

ように、期間の問題ばかりじゃなくて、それから安全性とかそういうのも含めた中で検討した結果、ちょっと難しいんじゃないかということで、現在に至っているというような状況でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、週報の件でございますけれども、やっぱり毎月1回貸し出すというようなことでございますので、周知徹底がやっぱり必要だと考えております。ですから、確かにいろんな問題点はあるかと思えますけれども、広報の方は、週報の方は掲載をして周知徹底していく方がいいんじゃないかというような考えは持っております。

○議長（久保谷実君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） その安全性の問題というところで、どうしてもネックになるのかなということは理解できました。

しかし、第2点の週報の件なんですけど、こだわるわけではありませんけれども、母子手帳に必要な事項を挟んで、必要な情報を手にしている人が忘れることはないんですね。どうしても赤ん坊が生まれればチャイルドシートは必需品だということがわかっているんで、ああ、町へ生まれたら借りに行くようにしようというふうになるんで、そのほかの人というのは、おばあさんとか一般の人はもうほとんどチャイルドシートに関しては、孫が生まれれば町から借りられるよって若い人に言っても、うざったく思われたりするんで、実際に必要な人というのは、産む人なんですけど、そこへ周知徹底すればいいわけですから、週報は本当に、先ほど午前中の質問でもありました、常にお知らせしなきゃいけないことがある方にして、実際にうざったく感じている若い夫婦がたくさんいるということも聞きますので、もう年に二、三回程度に抑えていただければありがたいなと。質問した意義があると思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

本当に、今現在、少子化と言われているこの世界の、日本の中で、せっかく生まれた子供を大切に育てるということは、もう共通の願いでござい

ますので、ぜひぜひ、町でも少子化対策の一環であるならばなおさら、さらにより知恵を絞って、皆さんの周知を、知恵を集めてよい方法に持って行っていただきたい。

そして、皆さんも、そこに並んでいらっしゃる方たちは、思い起こしていただきたいのです。自分たちが若い世代のときに、どのような収入でどのような生活をしていたかと。本当にまじめに生活している若い夫婦は、2人の収入を合わせてもやっと生活していけるような年代でありまして、そのために、新しい子供を得るために非常な出費を強いられるわけです。そして、その出費の経費を少しでも軽くしてあげられるのがこのチャイルドシートの貸し出しと、今やっている施策でございますので、ぜひぜひ若い夫婦の支援のためにも、もう一度よく検討して、何とかいい方向に持って行っていただきたいと願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、11番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔11番吉田憲市君登壇〕

○11番（吉田憲市君） 私は、事前に通告をしておきました次の1点について質問させていただきます。質問、バイオマス資源の利用についてであります。

2002年12月、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、文部科学省、内閣府が連携し、バイオマスの有効利用のため、バイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定され、地球温暖化防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな産業の育成、農林水産業、農山漁村の活性化のため、エネルギーや製品としてバイオマスを総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会を形成することを主眼として、早期実現のため、技術的観点、地域的観点、全国的観点から具体的目標を定め、2010年をめどとして基本的戦略が策定され、各省庁において具体的取り組みが始まったと聞いており

ます。

そもそも従来の廃棄物のリサイクル・資源化は、廃棄物総量に占める割合が15%に過ぎず、これに対し、バイオマスになる廃棄物、廃棄物総量の60%にも達すると言われております。これを有効利用すれば、廃棄物の焼却量や最終処分量を大幅に減らすことができます。また、バイオマス・ニッポン総合戦略において、バイオマスタウン構想があり、それは各地域のバイオマスの総合的・効率的な活用を図るため、各市町村が構想を作成し、各関係省庁に公表し、情報の共有化や環境づくりをし、取り組みが進展しやすいようサポートする制度でございます。この構想は、2005年3月現在、18市町村で公表、関係省庁では2010年までに500市町村にまで広げることを目標としております。

限りある化石資源を極力使用することなく、地域の中で発生するバイオマスを原料とし、多種多様な有用物質や燃料を体系的に生産・利用するバイオマス多段階利用システムの将来的な実現に向けて構想を考える時期に来ていると思っておりますが、いかがなものでしょうか。

この1点についてお尋ねをいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 吉田議員のバイオマス資源の利用についての質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、2002年12月にバイオマス・ニッポン総合戦略が閣議決定され、今日の経済社会を築いた石油や石炭等の化石燃料にかわる新たなエネルギーの導入が求められております。

一通り、この内容を認識するために、ひとつ説明をいたしますと、バイオマスとは、再生可能な有機性資源であり、形態別に分類しますと、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物バイオマスに分けられます。

廃棄物系バイオマスには、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、製材工場残材、下水汚泥等が挙げられます。未利用バイオマスには、稲わら、麦わら、もみ殻、林地残材——これは間伐材とか被害木等ではありますが——等が挙げられます。資源作物バイオマスには、サトウキビやトウモロコシ等の糖質系作物や菜種等の油糧作物が挙げられます。つまり、バイオマスとは、これらの日常生活及び自然界から発生するあらゆるエネルギーを再利用するものであります。

これらのバイオマスは、生物が光合成によって生成した有機物であることから、私たちの生活環境の中で生命と太陽エネルギーがある限り、持続的に再生可能な資源であると考えられております。

また、バイオマスを燃焼することにより放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない、つまり地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの抑制に大きく貢献するという利点も兼ね備えております。

このバイオマス・ニッポン総合戦略では、2005年4月に閣議決定された今日と議定書目標達成計画において、2010年までに、原油換算で308万リットルに相当するバイオマス熱利用の導入や、バイオマス発電の大幅増加を図ること、また、市町村が中心となって地域のバイオマス利活用の全体プランを作成し、実現を図るバイオマスタウンの構築を500市町村程度で図ることとされております。

これらの方向性を受け、当町におきましても地球温暖化防止、廃棄物減量化、さらには地域循環再利用型社会の確立を目指し、バイオマスタウン構築への検討をしたいと考えております。

今後、町がバイオマスタウン構築への参加を検討するに当たっては、地域の特性を踏まえた対応が重要でありまして、特に一般廃棄物行政において、バイオマスを導入することにより、廃棄物の再利用が促進され、減量

化が図られる等の重要な役割を果たしていることにかんがみ、構想全体の経済性等にも留意して、バイオマスの利活用の推進を図るよう努める必要があります。

まず、町としましては、基本的な方向性を検討するに当たっては、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物バイオマスの3形態について、当町の実状、地域性などを考慮し、実現の可能性があつてかつ実効性のあるバイオマスを選定するというをまずしなければなりません。

そのためには、町内農業者、農業協同組合、町内各企業、さらには茨城大学農学部等の関係機関と十分に協議を行い、阿見町独自の特色ある計画を整備する必要があると考えます。

さらには、バイオマスタウン構想を策定する中で、現状の霞クリーンセンターの施設機能から判断すると、バイオマスに適合した構造に改修せざるを得ないことが考えられることから、費用対効果の面でも十分に検討をする必要があります。

いずれにしましても、この構想に関しては、町全体として地域循環再利用型社会を目指す計画になることから、最初の取りかかりとして、現在、バイオマスタウンに取り組んでいる先進自治体への聞き取り調査、及び現地視察を踏まえた上で、バイオマスタウン構想が当町に適合し、十分な効果が得られるのかどうか、循環再利用型社会が確実に確立できるか等を、町関係各課において検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保谷実君） 11番吉田憲市君。

○11番（吉田憲市君） 詳しい説明、ありがとうございました。

大変前向きな答弁で、質問をする余地も何かなくなっちゃったような感じなんですけど、本当にそういうふうを考えていただいていることと信じます。

そして、茨城県の今、バイオマスに対する取り組みというのが、ちょっ

と私、資料を調べましたら、16年度、無機質系のバイオマスの検討を図って、茨城県としてはこれは現実に至らないということで、取りやめているようでございます。

産学官が連携して、当然にやらなければ実現しないバイオマスの資源の再生でございます。地域も、地域的特色、社会的特色、それから地理的特色を生かして、その中のたくさんの組み合わせによって、阿見町の最善のバイオマス資源の抽出といいますか、そういうものを求めていくべきだと思います。

あと、先ほど町長の説明にもありましたけれども、バイオマス資源の種類は大まかに先ほど説明ございました。生産資源と未利用、それから廃棄資源ですね、その中でやはり畜産廃棄物の利用と、それから農業廃棄物の利用、一般廃棄物の利用、食品産業の利用、木質系の利用、エネルギー作物の利用ということであるかと思います。バイオマス資源は、日々、自然に発生しているものをいかに抽出し、再現するか、エネルギーにするかというのが最大の課題になっているかと思います。バイオマスを利用する際には、処理に困っている廃棄物とエネルギー作物系のバイオマスとを組み合わせると、効果的なバイオマス資源が抽出できるということを言われております。

ちなみに、先ほどの町長の答弁にもございましたが、近隣地域のバイオマス先進国のデータを調べてという話ございましたが、私が調べる中では、この地域では千葉県の山田町というのがございます。これは、畜産型のバイオマスの形をとっておりますけれども、そこがいち早くバイオマスタウンということで手を挙げまして、それで今、取り組んでいるようございます。

茨城県においては、バイオマスの、バイオマスに対する認識度が少し他の県より弱いのかなというふうに思うんですが、千葉県、それから栃木県においては、既にそういう自治体が手を挙げてバイオマスタウンの構想、

それに施策に入っているということでございます。

このエネルギー問題、これは、決してこれから避けて通れないことだと思います。日本国内でバイオマスタウンとして、北海道から沖縄まで、現在、2005年3月におきましては、18ですかね、失礼しました13市町村で取り組んでおります。日本の資源、要するにエネルギー源が、エネルギーの自給率というのがちなみに4%だそうです。90%以上を輸入に頼っているという現状を見るからには、やはり日本の資源を抽出するというのは、バイオマスが一番適しているんじゃないかと私も思います。ですから、1日も早くこの阿見町が、この阿見町の特質を生かした、いろんな形の形態のバイオマスの抽出の方法があると思いますが、その抽出の方法をより見つけて、そしてバイオマスタウン、バイオマスの多段階構築の町となることを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（久保谷実君） これで、11番吉田憲市君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時44分散会

第 3 号

[9 月 14 日]

平成18年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成18年9月14日（第3日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
18番	佐藤	幸明	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

5番	紙井	和美	君
----	----	----	---

17番 櫛田 豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君
教 育	長	大崎治美君
消 防	長	木 鉛 章君
町 長 公 室	長	糸 賀 富士夫君
総 務 部	長	石 井 定 夫君
民 生 部	長	瀬 尾 房 雄君
経 済 建 設 部	長	臼 田 計 律君
都 市 開 発 部	長	渡 辺 清 一君
教 育 次 長		大 竹 利 一君
総 務 課	長	湯 原 恒 夫君
企 画 課	長	坪 田 匡 弘君
財 政 課	長	松 本 功 志君
国 保 年 金 課	長	野 口 静 男君
総合保健福祉会館	長	大 崎 匠 君
経 済 課	長	黒 井 寛 君
都 市 計 画 課	長	篠 原 尚 彦君
学 校 教 育 課	長	大 塚 康 夫君
生 涯 学 習 課	長	宮 本 寛 則君
中 央 公 民 館	長	北 沢 正 一君
学 校 指 導 室	長	石 井 直 人君
農 業 委 員 会 事 務 局	長	山 崎 久 司君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 栗 原 繁 樹

書

記 山 崎 貴 之

平成18年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成18年9月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成18年第3回定例会

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. ゆとり教育の成果と課題について 2. 長期欠席児童・生徒の現状と支援体制について 3. 国保税値上げ後のアクションについて	教 育 長 教 育 長 町 長
2. 柴原 成一	1. 『区域指定』導入の考えはあるか？	町 長
3. 荻島 光明	1. 公民館の利用について 2. 小規模農業が出来る町に	教 育 長 町 長

その2

午前10時00分開議

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付した日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷実君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、3番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔3番浅野栄子君登壇〕

○3番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

1、ゆとり教育の成果と課題について。2、長期欠席児童生徒の現状と支援対策について。3、国保税値上げ後のアクションについて。以上3点につきまして質問させていただきます。

1点目、ゆとり教育の成果と課題について。まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり。経済条件は必要ですが十分条件ではありません。必要かつ十分条件は、教育であります。自分の家族や周りに児童生徒の存在がないと、教育への関心は薄くなり、興味もなくなってしまいがちですが、そうであってはならない文化の根源であります。教育は、生涯にわたりいろいろな場面や角度でついてくるものですから、無関心ではいられないは

ずです。

平成7年度より施行された第2・第4土曜日を休みとする隔週5日制より、平成14年度からは完全5日制に移行し、ゆとりの教育が施行されました。ゆとり教育は、詰め込み主義からの脱却と豊かな人間性の育成を目指し、土曜日は地域に戻り、地域の人、環境、暮らしと向かい合い、さまざまな体験をさせ、研修では評価できない大切なものを得るという教育改革でした。

しかしながら、現在聞こえてくるのは、計算力、読解力など学力の低下と弊害が生じているニュースです。教育の計は100年にありと言われ、その成果は2年や3年で出てくるとは言えないと言われますが、10年一昔と言われたことも、今では1年一昔と、1年の変化は10年に匹敵するぐらい激しく移り変わっています。100年後の文化を、変化を待っている悠長さは、今どきの人には通用しません。保護者が不安を抱くのも無理はないことです。保護者の不安を一掃するためにも、当町のゆとり教育の現状はいかなのでしょうか。その成果と課題についてお聞かせください。

2点目、長期欠席児童生徒の現状と支援体制について質問します。この夏、文部科学省が学校基本調査を集計し、2005年度の小中学校の長期欠席児童生徒が昨年比べて全国的に増加したと発表しました。長期欠席児童とは、連続または断続して30日以上欠席した者です。茨城県では、小学校在籍者17万3,571人中、長期欠席は1,697人、前年は1,600人。中学校においては、在籍者8万6,063人中、3,295人にも上ります。

その理由として、小学校は疾病異常によるが一番多く、780人で、46.4%。次が不登校によるもので、472人、27.8%。続いて、家庭の理由、372人、21.9%。特に多い学年が6年生で、424人の25%。次に5年生383人で、22.6%。中学生になると、一番多いのが不登校によるもので、2,376人がおります。これは、72.1%に上っております。多い学年は、3年生が一番で、1,279人、38.8%。次に2年生で1,255人、37.2%で、不登校の割合が多い

ことがわかります。

不登校児童生徒とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いた者と定義しています。

不登校となった原因では、学校生活に起因するものが最も多く、友人関係、教師との関係、学業不振、クラブ活動、部活動、入学、転入学、進級時の不適応が挙げられます。身体的な病気での休みは、周りの人たちも、「大丈夫？」と見舞ったり、優しい言葉かけもするけれど、不登校となると、マイナスのイメージが大変強く、まず親が困惑し、周囲の人たちも遠慮がちになってしまいます。心の病気がどれだけ苦痛かわかろうとせず、周りの環境がより子供を閉じこもりに追い込んでしまう傾向がないとは言えません。人生の中で、ふっと立ちどまって休んでもいいじゃありませんか。焦らず温かく接する中で原因の究明をし、登校する心を取り戻すような配慮が十分必要であると考えます。もちろん、不登校の児童生徒を出さない環境づくりが第一であると考えます。

その点で、阿見町の現状はいかがでしょうか。その支援対策はどのように施されているのでしょうか。支援センターの整備は。学校にスクールカウンセラーの現状は。出席扱いはどうなっているか。中学生にとって高校受験資格拡大の配慮はしているか。学校へ行きたくても行けない心の病を持つ弱い悩める子に対して、阿見町はどれだけ温かい思いやりを示しているのでしょうか。

3点目、国保税値上げの後のアクションについて。

厳しい財政状況のもと、国保税は一般会計とは異なり、収入を確保しなければ運営できないということで、値上げに踏み切りました。町民の負担が増したの言うまでもありませんが、その際、財政の健全化に向けて3つの対策を掲げ、協力に推し進めることを確認いたしました。

1つ、国保税収納力向上対策、2つ、町民の健康づくりを推進する長期的展望の健康増進対策、3つ、医療費抑制対策として、ジェネリック医薬品の研究、啓蒙、促進対策、この3点について、敏速かつ早急な行動が余儀なくされていましたが、どのようなアクションがあったのでしょうか。

以上3点について質問いたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。

ゆとり教育の成果と課題についてということでお答え申し上げます。

まず、ゆとりの教育については、先ほどお話のありましたように、平成14年度から実施された学校完全週5日制によって、家庭、地域社会での子供たちの生活時間をゆとりあるものにし、子供たちが望むような多彩な生活体験、自然体験、社会体験、文化・スポーツ活動などを楽しみながら行うようになりました。

ゆとり教育の1つの例としまして、阿見町では、学校週5日制完全実施の対策の1つとして、地域の方々の御協力をいただきながら、各小中学校区に実行委員会を立ち上げまして、週末を中心に学校週5日制対策事業を実施しております。その内容は、バドミントンやソフトボールなどスポーツ教室から、そば打ち、もちつきなどの体験学習に至るまで、さまざまな学習の場を提供し、子供たちの居場所づくりや地域の教育力の向上に努めております。

また、学習面での成果につきましては、町内の各小中学校では、子供たちに基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるために、みずから学び、みずから考える力などの生きる力をはぐくむことをねらいとした特色のある教育実践が熱心に推進されております。

例えば総合的な学習の時間、これが新設されましたが、これは、国際理

解、環境、障害、福祉、健康などについて、自然体験やボランティア活動などを体験的に学習すると、また、観察、実験など、調べ方を身につける学習、地域の人々の参加による学習と、こういうものを通して、子供たちは自分で課題を見つけ、考え、判断し、問題を解決していく力を身につけてきています。

また、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や問題をより深く探る活動に意欲的・創造的に取り組み、そこから自分のこれからの生き方について考える力をはぐくんでおります。

次に、課題ですが、保護者の間には、読み書き、計算力などの低下を心配する声があります。しかし、阿見町では、少人数指導などの個別指導に力を入れておまして、基礎基本、これの定着を図るために、毎朝、朝の学習の時間に計算や漢字練習を徹底させたり、計算力・漢字検定を定期的に設けたりして実施しております。

また、朝の読書の時間を設定し、読書活動の充実を図るとともに、図書館司書の全校設置などの施策により、本を読む児童・生徒が増加しております。

例えば、夏休みの読書感想文コンクール等の作文のコンクールには、数多く出品されております。実はきのう公民館で下水道普及の絵画・作文コンクールの審査がありまして、私も審査員として議会の終わった後行ってまいりましたが、各小中学校から下水道啓蒙の立派な作文が出ていて、大変喜んで帰ってきました。

このように、いろいろの部門での作文が提出されておりますが、そのほかに、「まちづくり探検隊」では、阿見町内を独自に調査・研究して、立派な作品が報告されております。

また、茨城県教育委員会主催の小学生の「みんなに進めたい一冊の本推進事業」、こういうものがありますが、昨年度の1年間で50冊以上読んだ児童は町内の小学校の約4割に当たる480名、100冊以上読んだ児童は251名、

300冊以上読んだ児童は16名と、このような数に上り、それぞれ茨城県の教育委員会から表彰されております。

このように、阿見町の教育理念、「やさいの教育」は、各学校の先生方の努力と保護者や地域の方々の大変な御支援により、着々と成果を上げております。

今後とも、児童生徒の学習活動のためには、より一層の御援助をいただきたいと、かように考えております。

次に、長期欠席児童生徒の現状と支援体制についてお答え申し上げます。

長期欠席児童生徒の現状は、阿見町では、昨年度30日以上欠席者は、小学校25名、中学校45名で、今年度は、9月1日現在ですが、30日以上の欠席者は小学校8名、中学校26名です。

それでは、まず、質問の教育支援センターの整備についてですが、阿見町では教育支援センターを教育相談センターと呼んでおります。この教育相談センターは、通称やすらぎの園、そういう名前でも呼んでおまして、活動を展開しております。このやすらぎの園では、不登校児童生徒の適応指導をするほか、保護者からの不登校等の相談に応じております。センターの職員構成は、精神科医2名、カウンセラー1名、相談員6名で、その任に当たっております。

次に、教育相談員の現状についてですが、スクールカウンセラーは県からの派遣で町内の3中学校に配属され、毎週1回、生徒や保護者から相談を受けております。しかし、竹来中学校は月に1回の訪問なので、このやすらぎの園から相談員が週1回訪問し、相談を受けております。

また、小学校での長期欠席児童への対応は、担任や生徒指導主事等が家庭訪問をしたり、保護者に学校へ来ていただいて面談をしたりして相談に応じております。また、必要があればこのやすらぎの園と連絡をとり、連携をとって相談に応じてもらっております。

続いて、出席扱いの措置については、やすらぎの園に通所している児童

生徒は、町内のどの小中学校でも出席扱いと、そういうことになっております。

最後に、同年齢の生徒に遅れることなく高校受験が可能となるような高校入試受験資格拡大についてということでございますが、やすらぎの園に通所している生徒も中学校卒業と認定されますので、高校受験は可能でございます。

今年度のように、中学3年生が11名ほど通所しているので、高校受験等進路への対応についても力を注いでおります。例えばことしの夏休みには、サマーセミナーというのを開設しまして、特別に受験指導を実施しております。

ちなみに、昨年のやすらぎの園の通所生の3年生は4名でしたが、その全員が希望どおり高校に進学しております。今後は、こうした中学3年生の進路指導にもさらに力を注ぎたいと考えておるところでございます。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 浅野議員の御質問にお答えいたします。

国保税値上げと関連して、いろいろ対策をしようという確認をしておりますが、まず収入確保のための対策としまして、町では収納率向上を全庁的な問題としてとらえまして、収納対策委員会で策定した収納強化方針に基づき、引き続き徴収体制の強化に取り組んでいるところであります。

具体的には、収納課の滞納整理計画に基づきまして、月2回の収納課職員と徴収嘱託員の休日・夜間滞納整理、さらには強化月間を設けまして、7月には全管理職2人1組による滞納整理など、全庁一体となった取り組みをしております、12月にも実施する計画であります。

また、11月から12月の休日を含む10日間で、収納課と国保年金課の共同滞納整理を計画しております。国保年金課単独でも、新規滞納者をふやさないように、現年度課税分を中心に、2月から5月の休日に滞納整理を実

施し、収納率の向上に努めております。さらに、国保税、一般税の区別なしに、悪質滞納者20人に対し、収納課と県税事務所が共同で、差し押さえを前提として預貯金や資産の状況について調査し、調査を終えているところであります。差し押さえ予告通知を発送する準備を整えております。今後とも、特に悪質な滞納者については、法的手段等により厳しく対応してまいりたいと考えております。

この徴収率の問題は、全県的な問題でありまして、最近、新聞にこの悪質滞納者について車の差し押さえということが話題として載っておりますが、従来の収納対策の強化というのは、極力滞納者に会って、理解を求めて、何回も何回も督促をして払ってもらおうと、こういう形の対策が多かったんですが、やはりこういうやり方でも限界があるということ、これがはっきりしてきましたので、この点について、やはり厳しくすべきところはさらに厳しく、先ほども言いましたけれども、法的手段に訴えてやると、そういう段階に入っているだろうと思います。

次に、健康対策としましては、あみ健康づくりプラン21の計画的な推進を図るため、8月に庁内関係各課で構成する健康づくりワーキングチームを設置し、健康づくり事業や医療費削減についての検討を進めております。

具体的には、健康づくりや疾病予防を促進するための行政の窓口は、これまでどおり総合保健福祉会館を中心に行ってまいりますが、現在、関係各課で実施している健康づくり事業については、効果的に事業を推進するため、これを連携・調整するための組織の設置についても検討を進めております。

さらに、東京医大・県立医療大とも引き続き連携していくとともに、新たに始まる介護予防部門を中心に、さらなる連携を深めるための定期的な協議の場の構築に取り組んでまいりたいと思います。

これは、とりあえず介護予防ということではありますが、もうちょっと広い形での健康対策あるいは医療費削減対策、こういうものについても、で

きるだけ定期的な協議ができるような場というものをつくっていききたい、こう考えております。

次に、ジェネリック医薬品に関しましては、広く町民に周知するため、さわやかフェアにおいて薬剤師による講演会を開催する予定であります。また、既に広報紙等でもこのジェネリック問題についての広報を始めておりますけれども、さらにこの問題についての理解を深めるような形で、この問題についての周知徹底に努めていきたい、こう考えております。

しかしながら、現実問題としまして、議会の皆さんも医療関係の方々が話し合いをされた経過があったようではありますが、この医療機関の考え方、あるいは医師個人としての考え方とさまざまな見解があることも事実であります。このようなことを少しずつでも解消し、ジェネリック医薬品の普及を図るために、今後、稲敷医師会及び町内医療機関に対し、個別に訪問し、小まめに働きかけを行っていく予定であります。

今後も引き続き収納率向上のための徴収体制の強化や健康対策、ジェネリック医薬品の普及啓蒙など、医療費抑制のため努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） 御答弁ありがとうございました。

阿見町は、ゆとり教育が充実して、成果を上げているということがわかりました。保護者の方も安心なさることと思います。

また、アクションにつきましては、早速、早急に敏速にアクションしていただきまして、活気を感じられました。ありがとうございました。

そこで、不登校について質問させていただきます。

ただいま教育長からやすらぎの園という相談センターのことが出ましたけれども、ここは不登校児童生徒のよりどころということを十分わかっております。所長を含め、7名の指導員がすべて非常勤であるということは、どのようにお考えなのでしょうか。児童生徒がいつでも来院でき、話せる

常勤の先生がいることが、子供にとって最大必要条件なのではありませんか。公民館と同じように、非常勤だけというのは、ちょっとどうかと思います。非常勤ではなく、常勤指導員の確保についてお尋ねします。

次、学校へ行きたくても行けない、クラスへ行きたくても行けない、そんな子のために保健室登校というのが叫ばれております。でも、保健室そのもののつくりが相談できる環境ではありません。保健室と教室の中間の場、これが必要ではないかと思うのですけれども、場所と人と環境の充実には、不十分ではないかと思えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、やすらぎの園の現在の状況の職員の体制のことでありますが、現在、議員も御存じのとおり7名の方の非常勤の方で運営しております。現在、始まって12年たちますけれども、現在の体制の中で今後、課題等も見つげながら、やがては常勤に行く時期もありますので、十分、今、非常勤の体制でクリアーしておりますので、今後も課題に考えながら、常勤に行く等も考えていきたいと思っています。

非常勤で今、十分対応している体系でございますので、いろいろ問題等が出てくることも考えながら、常勤にしていく時期等も検討していきたいと思っております。

それから、2点目につきましても、当然、保健室との関係もありますので、今後、問題等を考えながら対処していきたいと思っております。

○議長（久保谷実君） 3番浅野栄子君。

○3番（浅野栄子君） その対処が早急に現実になるように、常勤勤務、それから保健室と教室のワンクッション、その場をぜひ設けていただきたいと思います。

それから、ここに不登校によくぞならなかったと思う事件がありました。

やはり両親に心配をかけないと、そういう思いから不登校にはなれなかったのだと思いますけれども、愛媛県の今治市の小さな島の学校です。中学1年生の男子生徒です。この子は自殺をしました。遺書がありました。遺書の全文です。「最近、生きていくことが嫌になってきました。クラスでは貧乏、泥棒という声が絶えず響いていて、そのときは悲しい気持ちになります。それがもう3年間も続いていて、もうあきれています。それに、毎日おもしろおかしくそいつらは笑っているのです。そういうことで、このたび死ぬことを決意しました。私が死んだ後の物は、弟2人で分けてください。机にある小判は、私だと思って持っていてください。弟は、僕の分まで長生きして、いい職についてください。いつも空から家族を見守っています。さようなら。今まで育ててくれてありがとう。母さん、父さん」。こういう思いをして自殺をした子がおります。

阿見町でも、児童数、小学生2,552名、中学校1,299名、4,000人弱の生徒の中に、このような思いをして通っている子がいないとは断言できません。いると思い、そのように先生方一人ひとり自覚を持って対処して、日々の教育にまい進していただきたいと思います。

以上、要望としてお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで、3番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、2番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔2番柴原成一君登壇〕

○2番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

通告に従い、質問いたします。

質問は、区域指定制度導入の考えはあるかです。

区域指定制度とは、都市計画法上の市街化調整区域であっても、居住に適した一定の要件を満たしていれば、だれでも自由に居住用の住宅を建築することができるような区域を指定するもので、本県においては、平成14

年3月、県条例によって制度が決定されました。いわゆる既存宅地制度が廃止された代替措置として創設された制度であり、指定区域内であれば、従来の分家住宅のみならず、集落の出身要件などを問うこともなく、だれでも住宅を建てることのできるというものです。

このだれでも自由に居住用の住宅を建築することができる制度というのは、町の発展基盤である人口の誘導と定着に欠かせない要件であると思い、今回、質問に取り上げました。

最近、土浦市において区域指定の条例ができ、つくば市でも条例の準備に入ったと聞き、我が阿見町はどうなんだろうと二、三勉強してみました。それでわかったのは、土浦やつくばのような十万都市は別にして、県内の市町村の多くは、県の条例で既に網がかかっているんです。阿見町などは、新たな条例化は必要ないんです。市町村でその区域指定範囲を検討し、県に申請手続をして開始することになるわけで、神栖、鹿嶋、常総市などでは実施に移されています。

これら実施市町村の区域指定導入の趣旨を注意して読んでみますと、次のように書かれています。人口減少、少子高齢化傾向の中で、市街化調整区域に属する旧来からの既存集落は、児童数が減少するなどにより存続が危ぶまれている。このような状況を踏まえ、既存集落の活性化とそのコミュニティを維持するために、区域指定制度を活用するものである。私の日ごろからの問題意識を的確に反映する趣旨であります。

地区名を挙げては恐縮ですが、実穀、小池、福田、飯倉、君島、大形、塙など、町の市街化調整区域に線引きされた地区は、今、確実に高齢・過疎化が進行しています。児童数の減少で学校の存続が危ぶまれている地区もあります。実穀小学校の1年生は13人、君原小学校の1年生はたったの7人、では、町はどのような手を打ってきたのでしょうか。

確かに町には市街化区域の中に膨大な未利用地を抱えています。土地区画整理事業を行った本郷第一地区で分譲が始まりました。市街化区域に編

入された荒川本郷地区では、行き先の見通しが立たないほどで、これら資金を投入した市街化区域への人口の張りつきが切実な課題となっています。

また、余談ではありますが、荒川本郷地区のある人がこう言っていました。市街化区域になったのはいいが、ここの土地は道路もない、下水もない、水道もない、ぼっとな便所に井戸水だ、駅から近いのに原始時代と同じだと。しかし、これは今、着工する3本の道路と雨水管理設工事で少しずつ改善されていくとは思いますが。

しかし、優先順位からいって、こっちが先で、区域指定までは手が回らないということなのではないでしょうか。居住先を物色する消費者サイドに立ってみれば、まだまだ区画整理事業への保留地は、分譲価格が高いと感じる向きがあるかもしれません。また、駅からは離れるけど、勤務先の工場に近いし、市街化調整区域の中でも手ごろな土地があれば検討したいと考える人がいるかもしれません。こうした人たちを想定して、区域指定を導入すれば、阿見町の中で選択の幅が広がるわけです。

この制度がスタートすれば、調整区域の住宅建築が複雑な制度によらずわかりやすくできることになり、メリットが多いと言えます。まして調整区域内の土地の値段が少なからず上がります。既存集落の中の活性化につながるわけです。

区域指定という新たな開発基準を設けるには、都市計画法第34条8号の4、ないし34条第8号の3の2つのいずれかの準拠にすることになるわけです。が、阿見町の場合、さきに言いました34条第8号の4が基準となって理想のはずです。この一番の大きな基準は、既存集落の維持が困難となっている市町村であって、規則で定める要件に該当することとなっております。この要件というのは、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則、茨城県規則第68号によって細かく設けられています。私からは、この規則については省略しますが、要は一定の土地の条件を満たしておればだれでも住宅やその他のものも建築できると

ということです。少なくともこのような要件に該当する地区は、阿見町の市街化調整区域の中で何地区あるんでしょうか。この程度のことは把握しているのでしょうか。それすらしていないとしたら、怠慢のそしりを免れないのではないかと、私はそう思います。

合併問題との関連など、言いわけはあるかもしれませんが、人口減少、超高齢化、そして財政難の時代だからこそ、新たな土地利用の方向を見据え、区域指定などの新制度を活用した方策を組み入れていく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 柴原議員の質問にお答えします。

最初に、区域指定の制度について、質問の中でも説明がありましたが、確認する意味で、私の方からも再度まず説明いたします。

区域指定は、市街化調整区域における開発行為等の許可基準の1つとして、平成13年5月18日に施行された改正都市計画法で追加された制度であります。

この制度は、市街化調整区域のおおむね50以上の建築物が連檐している既存集落のうち、一定の基準を満たした土地区域について、当該制度の対象となる市町村が区域指定の申し出を県に行い、県が条例により区域を定め、建築物の用途を制限して開発を許可するものであります。

この区域指定には、工業専用地域を除く市街化区域から、おおむね1キロメートルの範囲内にある既存集落を対象にしたものと、1キロメートル以上の範囲にある既存集落を対象にしたものの2種類がありまして、それぞれ区域指定をするための要件が定められております。

その主な要件としましては、両方に共通する項目では、区域内に5.5メートル以上の道路が配置されていること、排水施設が適当に配置されている

こと、水道事業の給水区域であること等であります。また、宅地率につきましては、1キロメートル以内と以上で、それぞれ40パーセント及び30パーセント以上であること、さらには1キロメートル以上の区域の場合においては、人口が減少している等により、既存集落の維持が困難となっている市町村であること等であります。

このような要件を満たす既存集落につきまして、県の条例で区域指定がされれば、その区域内におきましては、市街化調整区域であっても、集落の出身者であること等の要件を問われることなく、住宅等の一定の建築物の建築が可能となるものであります。

この制度が都市計画法に追加されたことに伴い、県におきましては、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可基準に関する条例を平成14年4月1日から施行しているところであります。

これら国・県の動向を踏まえ、当町におきましては、平成14年度に区域指定への対応につきまして調査及び検討を行っております。

その概要を申し上げますと、まず検討の対象となるおおむね50以上の建築物が連檐している区域の抽出、次に宅地率の検証、続いて人口及び人口密度や市街化調整区域の開発動向等の基礎データの調査、また区域指定の導入の課題の整理及び対応方針の検討であります。

ここで、区域指定の可能性のある地区として、検討の対象となった既存集落数は、市街化区域から1キロメートル以内の範囲におきましては13地区で325ヘクタール、1キロメートル以上の範囲におきましては10地区で223ヘクタールの合計23地区で、面積は548ヘクタールであります。

当該調査当時は、平成2年と平成12年の国勢調査のデータを使用しておりますが、当町の市街化調整区域の人口の推移は、17,800人から17,400人で、400人減少しております。これは、この間に新たな市街化区域への編入があり、市街化調整区域の面積が減少している関係上、1ヘクタール当たりの人口密度は2.9人から3.1人と逆に増加しており、市街化区域から1キ

ロメートル以上の既存集落の10地区、223ヘクタールにつきましては、区域指定要件の1つである既存集落の維持が困難となっている市町村には該当しないことから、区域指定の対象からは除外しております。

この調査・検討の結果を、町の関係各課の職員で構成する市街化調整区域における集落实態調査検討委員会に諮った上で、区域指定の導入に対する町の基本方針をまとめたところであります。

その検討結果及び基本方針の内容は、町の将来の市街地形成を計画的に進めていくためには、新たな市街化区域編入により拡大した低密度の市街化区域に、優先的に職・住機能を導入することにより、新市街地の形成を推進していくべきであり、市街化調整区域に新たな宅地供給が見込まれる区域指定の導入は、当分の間、原則として実施しないこととするというものであります。

したがって、町としましては、当分の間は本郷第一地区や荒川本郷地区あるいは吉原東地区等の新市街地の市街化の進行状況を見ていくこととし、区域指定の導入につきましては、それらの状況や社会情勢等を見きわめながら、適切な時期に総合的に判断していきたいと考えております。

ところで、区域指定を導入しない場合でも、既存集落の開発行為につきましては、既存宅地確認制度の廃止以外は、従前のまま改正されていないため、一定の要件を満たせば、既存集落の出身者等の自己用住宅や同一敷地内での世帯分離住宅、増改築等につきましては、従前どおり認められることとなっております。

また、議員御指摘の過疎の問題につきましては、大変重要な課題であると認識しております。今後、十分検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（久保谷実君） 2番柴原成一君。

○2番（柴原成一君） 御答弁ありがとうございます。

確かに本郷第一地区区画整理や荒川本郷地区区域、市街化区域に重点を

置く、また吉原地区にも重点を置くというのは当然のことと思います。

ただ、この阿見町町内の地域格差を考えたときに、このままでいいんだろうかという、もう格差、ここだけ張りつけばいい、こっちは要らないよ、そういう形でいいんでしょうか。せつかく県にこういう条例があるんですから、ぜひこの条例を取り入れて、なおかつこの制度は、調整区域には家が、一般の人は家が建てられないんだという常識を覆す画期的な制度であります。つくば市では、スタートして2年、調査から始まって2年かかったそうです。まだ実施されていませんが。

私の調べた細則、規則の中では、該当しないはずはない、該当するはずだと思えます。もう一度研究し直していただいて、今言った給水条件とか道路の条件とかいろいろあります、確かに。ただ、これから追原の工業団地とかいろんな工業団地の会社が張りつく、そういう方たちがまた、社員たちがまたその職場に近いところに大きな土地を買える。面積の基準もありますから、普通の一般の五、六十坪じゃなくて、もっと大きなものが、土地が買えるわけです。

どちらにしても、調整区域には一般の人は建てられないんだという常識が覆るわけですから、もう一度、再度検討の作業に入るように強く要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷実君） これで、2番柴原成一君の質問を終わります。

次に、20番荻島光明君の質問を許します。登壇願います。

〔20番荻島光明君登壇〕

○20番（荻島光明君） 私の今議会の一般質問のテーマは2つ。1つは、公民館の利用について、もう1つは、小規模な農業ができる町に、この2点について質問をいたします。

最初に、公民館の利用についてを質問いたします。

阿見町は、中央公民館と4つの地区館があり、合わせて5つの公民館が設置されております。使用に制限のない、つまり多様な利用ができる町民

会館や文化センターの施設がありません。このように、社会文化施設整備に偏りがある阿見町は、町民の自由で多様な活動利用に多くの支障があるのが現状であります。ですから、公民館利用については、公民館管理運営の根拠法である社会教育法に照らし、可能な限り町民要望を満たす利用を図ることが切に求められております。

近接の社会文化施設でございますが、国際会議場やノバホール等の多様な施設を持つつくば市は、これは別格で、レベルが違い過ぎて、当町との比較にはなりません。隣の土浦市は、1,200名収容の大ホールがある土浦市民会館、中小のホールや会議室が充実している土浦亀城プラザ、そして中学校単位ごとに8カ所の公民館があります。

また、牛久市は、大規模な文化ホールのほか、5つの生涯学習センターがあります。この生涯学習センターでございますが、新設時から中央生涯学習センターとして建てた施設以外は、いずれも当初中央公民館として使っていたものを、数年前に市民の利用に制限のない生涯学習センターに切りかえ、変更した施設でございます。

ところで、今回の質問のテーマでございますが、今、前段として申し上げましたように、近隣市と違って社会教育法、つまりいわゆる公民館法でその利用が制限される施設しか持たない当町は、その利用にあっては相当弾力的な運営を行う必要があります。しかし、にもかかわらず、利用する同好会や組織団体の構成員の70%以上が町民でなければ利用を認めないとする現在のあり方は、大変問題が大きい。

特に、阿見町の場合、趣味等の同好会等、土浦市民との歴史的・社会的関係が深く、活動をともにしておりますので、現実的にこのことに対する強い批判、苦情がございます。早急に町民の構成員、原則70%以上を改善する必要があります。また、申し込み期間や利用料金に町民利用との格差、町民との優先格差と申しましょうか、そういうものを設けて、施設利用率を高める必要がございます。近隣の市等を見ますと、この町外、市外の利

用は有料で認めているというのが大きな流れになっております。

それから、この質問での2つ目の件ですが、公民館に、これは慣例的に贈り物をしているというような同好会等がございます。会員の方たちが、今どきこんなことをしなくてもというようなことで、私の方に具体的に話が寄せられています。こういう事実が実際にありますので、こうしたことは直ちにやめるよう、御指導していただきたいというふうに思います。

以上、公民館利用については2点ほど質問をさせていただきます。御答弁をお願いします。

次に、小規模農業ができる町に。

産業としての農業、つまり生計を立てる職業としてのプロ農業は、高齢化、担い手不足によって活路がなかなか見出せないのが現状でございます。このような中で、農地の耕作放棄地、荒廃化が、つまり遊休地の拡大が深刻な問題になっていることは、どなたも御承知のとおりでございます。特に、当町においては、この遊休地が大変多いというのは、私がいつも指摘しているとおりでございます。

阿見町農業委員会のこれまでの調査資料を見ますと、田んぼで約105ヘクタール、畑で359ヘクタール、合わせて464ヘクタールの遊休地面積となっております。これを遊休地率で見ると、田んぼで11.4%、畑で18.1%、合わせて16%となっております。しかしこれは私の見方では、これよりも実態はかなり多いというふうに見ております。しかし、数字として出ているのはそうした面積であるということです。

農業者の高齢化の現在の実体から判断をいたしますと、今後、急速に大幅に拡大することは間違いございません。そうした中で、今、私たちも農業者や消費者あるいは商店の皆さん、それから茨城大学部の関係者の皆さんたちと、それから町も含めて、新たな地産地消の取り組みを始めたところでございますが、こうした活動も、遊休地の拡大にどれほどのブレーキになるか、現実的には非常に難しいところがございますが、しかし、危機

感を持って行政と連携し、協働して行い、より成果が上がることを期待をし、活動をしてまいります。

一方、農業はもちろん、社会的にもさまざまな問題が広がっているこの遊休地対策として、また農業と農村の自然環境資源を、市民生活を豊かにすることに生かそうと、かつ農村地域の活性化を図ろうと、農水省はグリーンツーリズムや市民農園等、多様な政策を推進しております。

私は、これらの一環として、高齢者対策、団塊世代の第二の仕事としての受け皿づくり、一般市民の余暇活動として、主に生きがいづくり、健康づくり、そして少しの経済性が持てる小規模農業、つまり健康農業を繰り返し提案してまいりました。昨年の6月議会でも、農地法で規制されている50アール未満の面積の栽培ができる町にするため、農業経済特区の申請を町に求める質問を重ねて行いました。

町長の答弁は、これまで特区の検討を進めてきたが、今月の初め、そのときの答弁ですけれども、今月の初め、6月3日に可決された農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、また、これに対応するために、下限面積基準を定めている農地法施行規則が9月初旬に改正され、経済特区を適用しなくても同様のことが可能となるので、こちらの法律での対応を検討すると答弁しております。

あれから既に1年3カ月、15カ月が経過しております。十分な検討時間は過ぎました。きょうは検討結果の結論を御答弁いただきたいと思います。

以上、2点について質問をいたします。御答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 公民館の利用についてお答え申し上げます。

まず、公民館の法的な立場について御説明いたします。

先ほど議員も公民館の法律的な立場を申されましたが、もう一度申し上げますと、社会教育法第5章、いわゆる公民館法、この第20条に公民館の目的があり、これには、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると記されておりますので、基本的には公民館は阿見町民のためにあると、そういうふうに解釈いたします。

しかし、利用者は阿見町公民館貸し館規定により、先ほども話出ましたが、10名以上で、町内・町外の混在団体の場合、町内在住者が70%以上であることと、こう規定しております。公民館は、地域住民のための生涯学習の拠点であり、その運営は町民の税金で賄われておりますから、町民の利用が最優先されると、当然であります、そう私どもは考えております。

また、議員御質問の同好会等の社会教育認定団体は、町全体で9月1日現在、255団体あり、利用率も年々高まってきております。

ところで、近隣市町村の貸し館の実態を調査したところ、美浦村の場合は10人以上で50%以上が村内の人の認定団体で、使用料規定の50%を徴収、それ以外の村外団体には、規定料金の1.5倍の料金徴収で貸し出していると。

また、牛久市の場合は、10名以上の団体で、市内の人が60%超える場合は無料、市外の団体は有料で貸し出している。

また、土浦市の場合は、おおむね10名以上の団体で、市内の人が50%以上でなければ貸さないと。また、市外の団体には貸し出しはしていないと、そういうふうになっております。

阿見町の公民館としても、隣接市町村の取り扱い状況を参考にしながら、今後の社会教育認定団体等の利用状況、利用団体における町内の人の割合、また、有料化、議員提案の優先条件等を勘案し、また公民館運営審議会、コミュニティー運営審議会、そういうものにも諮りまして、十分に検討し

ていきたいと、かように考えております。

なお、中央公民館は、平成13年2月21日に当時の稲敷郡郡内町村と公の施設の相互利用に関する協定書、これを取り交わしまして、現在、稲敷市及び町村の住民は、利用しようとする施設のそれぞれの市町村の住民と同じような条件で利用できるかと協定されております。

次に、同好会からの贈答品についてですが、公民館としては、日常一般的な儀礼の範囲を解釈していましたが、今後は一切、そういうものに対しては、受け取らないと、そういう決意でございます。

以上です。

○議長（久保谷実君） 町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 次に、小規模農業ができる町にという問題提起に対してお答えをいたします。

町内の遊休農地の実態等については、荻島議員から話がありましたように、非常に大きな問題であると考え、そのための対策が必要だとは考えております。

一般的に、農地を耕作する目的で、所有権や賃借権などの権利を取得する場合には、その権利を取得した後の経営面積が一定の面積に達しなければ許可されないことが農地法で定められていることは、繰り返し話があったとおりであります。その必要面積を下限面積と呼んでおりますが、この下限面積は、北海道では2ヘクタール、都道府県では50アールと定められております。

近年、農業者の高齢化や都市部への労働力の流出等を背景とした農業の担い手不足や、遊休農地の増加対策として、新規就農者を確保することが非常に重要となっております。しかしながら、就農希望者が新たに農業を始める場合、最初から50アールを耕作することは難しいというのが実態であります。

そこで、平成15年度から、遊休農地が目立つ一定の地域を指定して、下限面積を10アール以上の面積に緩和できる構造改革特区が導入されました。先ほどこの辺のいきさつについては荻島議員から話がありましたが、その後、平成17年9月1日からこのような趣旨の構造改革特区が全国で認められまして、規制緩和を可能にする農地法施行規則の改正が行われたわけがあります。

この新しい制度では、都道府県知事が農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を公示することで、地域の実状に応じ、下限面積を10アール以上の面積に緩和できるようになりました。これによって、就農希望者がふえるとともに、遊休農地を解消できる効果が期待もできるわけであります。

しかしながら、新しい制度には問題もあるわけであります。阿見町は首都圏域に属しまして、都市化が進んでいるために、この制度により農地取得要件を緩和しますと、定年後の就農希望者を含む新規農業を希望している者以外の者が投機目的等で農地取得に参入し、地域の農地集積等の秩序が守られなくなることが懸念されます。このようなこともありまして、県内では、今のところ下限面積を変更した、このような形で下限面積を変更した市町村はありません。

こういうことを踏まえまして、当町としては、現在のところ、農地法での下限面積を緩和するという事は考えておりません。

ただし、地域農業の担い手の育成と農地の有効利用、遊休農地の解消等を促進することを目的とした農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地を利用する権利の設定をすることによりまして、10アール以上の面積要件で農地の貸し借り等が可能でありますので、この法律に基づき、農地の貸借のあっせんや営農指導を行うことによって、小規模農地で、農業を本当にやる気がある人たちが小規模農地で農業を行う意向に沿えるよう、県、また各農業関係機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） まず、公民館の利用についてでございますが、教育長の答弁は、現在の組織団体の構成員の70%以上が町民でなければ、阿見町民優先という見地から、これを下方修正するようなことはできないという御答弁でしたけれども、これは納得できません。

先ほども話をしましたように、近隣のどこの市等を見ても、町内や自分の市、町とそれ以外の地との外部との優先性というものをきちんと確保して、利用を促進しているという状況でございます。これは、空いている場所を利用して、施設の稼働率を高めると、財政的にも大変必要なことであります。施設を利用させないで、町内優先だというようなことでやっている今の姿勢は、直ちに改める必要がございます。

それから、先ほどの教育長の近隣市町村の状況についての説明で、美浦村、それから牛久市については、私の調査した結果と同様でございますけれども、土浦市については、土浦市外の利用を認めていないというのは間違いでございます。私の調査した限り、土浦市では認めております。有料で認めております。その点について、きちんとした回答を得たい。

いずれにいたしましても、それではなぜ阿見町は稲敷市との相互施設利用協定を結んでいるか。土浦市となぜその相互利用協定を結べないか。先ほど私、お話ししましたように、土浦市との、土浦市民との歴史的・社会的な町民とのつながりがあって、一緒にこの同好会、あるいは組織活動をしているというのが非常に多い。そういう土浦市と協定を結ばないで、稲敷市とだけ協定を結んでいるというのは、実状に合わない。町民の願いに逆行するものだ。そんなことは認めるわけには断じてはいきません。そもそも協定をするということは、館の活発な利用というものを保障するもので、今の実態は、特にホール等については、相当空き室になっている。

私は、今回の答弁には納得できませんので、もう一度、再答弁をしてい

ただきたい。少なくとも町内70%以上というものを、ほかの市なみに50%以上とするような改定がぜひとも必要でございます。

それから、町長の答弁であった阿見町で小規模農業ができる町にという、この点での回答なんです、具体的に来春からこの農業経営基盤強化促進法を活用して実際に一般市民の50アール以内の小規模農業を募集して、事業として進めていきたいというふうに考えております。来春からのそうしたことに間に合うように、きちっと進めてくれる、進めていただける体制をつくってくれるかどうか、その点での確認だけをさせていただきたいと思っております。

○議長（久保谷実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） まず、公民館の利用関係につきまして答弁いたしたいと思っております。

先ほど教育長の方から答弁がありましたように、また近隣町村の実状を踏まえて、これから70%の件については検討していきたいという回答でございますので、御了解いただきたいと思います。

それから、土浦市の貸し出しの件については、再度今、調べておりますので、お待ち願いたいと思っております。

それから、公の施設の協定でございますが、今、最初として稲敷郡ですか、当時、との協定はされておりますけど、土浦市、それから牛久市、そういうこともありますので、今後、公の施設の協定につきましては、段階を踏みながら考えていきたいと思っております。

○議長（久保谷実君） 経済建設部長臼田計律君。

○経済建設部長（臼田計律君） お答えいたします。

荻島議員言われるとおり、3月、来春からできるような体制を構築したいと思っております。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 一般質問は、事前通告しているわけです。そして、その質問に対してどういう答弁をするか、十二分に執行部は協議する時間があるわけです。相当難しい問題であれば、この一定の時間の中で結論を出すことができないので、今後、検討して進めていこうということも十分あるわけですが、今回の公民館利用について私が質問している内容については、これは、そういう検討時間を必要としない問題。もう近隣市の流れというのは、もうはっきりできている。自分のところの自治体の市民を優先させながら、近接の市民にも有料等で貸し出しをするというのがもう当たり前の流れ。こういう簡単なことに対して、検討するなんていう、そういう答弁が出てくること自体が怠慢である。この件については、とても答弁を認めるわけにはいかない。検討というようなことを認めるわけにはいかない。相談をしてほしい、ひとつお願いします。

○議長（久保谷実君） 教育長大崎治美君。

○教育長（大崎治美君） 今の答えですけど、9月5日に質問が出たんですけど、これは教育委員会だけの条例とか内規というのは改正するわけにはいきません。公民館審議会が町民から代表して選ばれております。また、コミュニティー運営審議も町民から15名ほど選ばれております。町の話聞いたから、荻島議員の話聞いたから、すぐに我々で直すという、そういう簡単なものじゃございません。この審議委員は、年に3回開催されています。だから、今からでしたらば、10月なり11月に審議会開かれますから、その節に我々はこういう質問があったということで、いかがいたしましょうという提案をして、3月の議会にでもそれを回答したいと、かように思いますので、怠慢とかそういう言葉は当てはまらないと、かように解釈しています。

以上です。

〔「土浦市の方は分からないか」と呼ぶ者あり〕

〔「いやいや、電話1本かければわかることでしょうよ」と〕

呼ぶ者あり]

〔「今、調べています、土浦市」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時40分からといたします。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

○議長（久保谷実君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長大竹利一君。

○教育次長（大竹利一君） 先ほどの土浦市の事情でございますが、手前どもの方の調査の間違いでございましたので、訂正願いたいと思います。

市外団体の場合は、有料で貸し出しをしているというのを確認できました。それから、この有料につきましては、土浦市の場合は、継続的、単発ではなくて継続的に活動している団体についての有料で貸し出しをしているというのを確認できましたので、訂正願いたいと思います。

○議長（久保谷実君） 20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 隣接の土浦市の現状認識を誤って見ていると。現状認識が間違っているなんていうことで、正しい答えが出るはずがないんですよ。今のその世の流れというのが、自分のところの町民が70%を超えなければ利用させないなんていうのは、これは時代錯誤ですから。市町村を越えて、連携して、さまざまな活動をしているわけですからね。もうこれは直ちにこういう規定は改めていただきたいと。教育長もメンツがあるだろうから、ここでこれ以上責めても回答を翻すことはできないでしょうから、次の議会までにはしっかりと回答できるように、同じ質問をいたしますので、きちっとした答弁を改めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（久保谷実君） これで、20番荻島光明君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷実君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審議及び議案調査の都合により、9月15日から9月26日までを休会にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

散会の宣告

○議長（久保谷実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分散会

第 4 号

[9 月 27 日]

平成18年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成18年9月27日（第4日）

○出席議員

1番	久保谷	実	君
2番	柴原	成一	君
3番	浅野	栄子	君
4番	難波	千香子	君
6番	青山	正一	君
7番	石井	早苗	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	吉田	光男	君
11番	吉田	憲市	君
12番	滝本	重貞	君
13番	天田	富司男	君
14番	小松沢	秀幸	君
15番	倉持	松雄	君
16番	大野	孝志	君
17番	櫛田	豊	君
19番	諏訪原	実	君
20番	荻島	光明	君
21番	細田	正幸	君
22番	岡崎	明	君

○欠席議員

5番	紙井	和美	君
----	----	----	---

18番 佐藤幸明君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田弘二君											
教	育	長	大崎治美君										
監	査	委	員	橋本英之君									
消	防	長	木鉛章君										
町	長	公	室	長	糸賀富士夫君								
総	務	部	長	石井定夫君									
民	生	部	長	瀬尾房雄君									
経	済	建	設	部	長	臼田計律君							
都	市	開	発	部	長	渡辺清一君							
教	育	次	長	大竹利一君									
消	防	次	長	兼	消	防	課	長	大津力君				
総	務	課	長	湯原恒夫君									
企	画	課	長	坪田匡弘君									
財	政	課	長	松本功志君									
秘	書	課	長	川村忠男君									
社	会	福	祉	課	長	飯野利明君							
国	保	年	金	課	長	野口静男君							
収	入	役	職	務	代	理	者	兼	会	計	課	長	宮崎茂夫君
水	道	事	務	所	長	横田充新君							

○議会事務局出席者

事	務	局	長	栗原繁樹
書	記	山崎貴之		

平成18年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成18年9月27日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第52号 阿見町監査委員条例の一部改正について
議案第53号 阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する
条例の一部改正について
議案第54号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正
について
議案第55号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について
議案第56号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の
一部改正について
議案第57号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支
給に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第58号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）
議案第59号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）
議案第60号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補
正予算（第2号）
議案第61号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計
補正予算（第2号）
議案第62号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算
（第2号）
- 日程第4 議案第63号 平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定
について

- 日程第5 議案第64号 平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第78号 助役の選任について
- 日程第7 意見書案第1号 道路整備の促進に関する意見書(案)
- 日程第8 行政改革について
- 日程第9 議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（久保谷実君） 定刻になりましたので、ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（久保谷実君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

本日、町長より議案第78号が提出されました。

次に、櫛田豊君ほか6名の諸君から、意見書案第1号が提出されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第52号 阿見町監査委員条例の一部改正について

議案第53号 阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第54号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第55号 阿見町国民健康保険条例の一部改正について

議案第56号 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について

議案第57号 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第2、議案第52号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第53号、阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第55号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について、議案第56号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について、議案第57号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る9月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会副委員長難波千香子君、登壇願います。

〔総務常任委員会副委員長難波千香子君登壇〕

○総務常任委員会副委員長（難波千香子君） それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月15日午前10時に開会し、午前10時51分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員13名、議会事務局3名の出席をいただきました。

議案第52号、阿見町監査委員条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。採決に入り、議案第52号、阿見町監査委員条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

つきまして、議案第56号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。採決に入り、議案第56号、阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第57号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。採決に入り、議案第57号、阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） ただいま、19番諏訪原実君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は20名です。

次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、9月19日午前10時に開会し、午後2時59分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の8名で、議案説明のため執行部より川田町長初め20名の出席をいただきました。議会事務局より3名の出席をいただきました。

初めに、議案第53号、阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、社会福祉施設等を老人と指定して老人福祉センターに定めたのはどのような趣旨なのか質疑があり、それに対して、条例の設置趣旨をより明確にするということで、老人福祉センターの設置及び管理に関する条例ということで定めさせていただきますとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第53号、阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、条例の説明の中で、第5項中、入院時食事療養費の次に及び入院時生活療養費を加える食事療養費と入院時生活療養費というのはどういう違いがあるのか説明をお願いします。

これに対して、食事代につきましては入院時の食事代、それと生活療養費は入院時の水道光熱でありますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第55号、阿見町国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員より、30万円を35万円に定めるということですが、1人5万円ふやして大体阿見町の子供の出生率というのは、年間何人ぐらいいるのか。

これに対し、平成17年度の出生率は394名、うち国保の方は83名ということですが、83名が国保で、残りは社会保険ですね、35万円というのは、5万円実質ふえるということで、400万円ぐらいふえるということですが、これに対して、10月から上がると国保の方で17年が83名、単純計算にしますと

80名に5万円を掛け、400万円増額となるわけです。という答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第55号、阿見町国民健康保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案のとおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は、議案第54号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について反対討論をいたします。

この内容は、今まで入院時の食費が新たに負担になりましたけれども、その上に、光熱水道費が新たに負担増に加わると。その内容を聞きましたところ、最高で1日1,700円を限度に、負担をすると。これに30日を掛けますと、1カ月5万1,000円の負担になります。これは、入院者に対してさらに個人負担を増すものであり、到底容認できないというふうに思いますので、反対をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

これより、順次採決をいたします。

初めに議案第52号を採決いたします。

本案について、委員長報告は原案可決であります。議案第52号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第53号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第53号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第54号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第54号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第55号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第55号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第56号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第56号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第57号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第57号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決することに決しました。

議案第58号 平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第3、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第59号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る9月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会副委員長難波千香子君、登壇願います。

〔総務常任委員会副委員長難波千香子君登壇〕

○総務常任委員会副委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。採決に入り、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、障害者福祉費の自動車運転免許習得費補助事業の内容と、それから補助金と、何名の方が対象になっているのか、それに対して、補助は10万円が限度です。今回は、1人補正してございますので、1人だけということです。

また、老人福祉費で、福祉巡回バス運行事業で、委託料の減額について質疑がありました。これは、契約金額の差額の発生でございます。昨年度までは、町のバスを使用しておりましたが、老朽化に伴いまして、そのバ

スを廃止し、平成18年度から複数年契約によりまして、バス申し込みということで、当初5年間で3,150万円の債務負担行為を設定させていただいておりましたが、実際の契約金額が1,517万2,500円、年間303万4,500円ということで、入札結果が出ております。その分の減額ということでございます。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第59号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国民健康保険の補正について、4月から値上げになった分の額が補正額として1億4,500万円計上されているが、この説明をお願いしたい。

これに対して、本年8月の本査定時におきまして税率を改正した分の調定額は、15億9,850万円、それと本査定時に平成17年度の税率を使用した場合の調定額は14億3,910万円ほどです。調定額の増ということで、1億5,930万円ほどになります。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第59号、平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第62号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、介護保険特別会計補正予算で、歳入で支払基金交付金1,289万5,000円の増額の内容について説明をお願いします。

これに対し、歳入の方で支払基金交付金、これは歳出の方で今回サービスの給付の関係で総体的に増額させていただいてございます。支払基金交

付金につきましては、第2号被保険者40歳から60歳の方の保険料ということで、市町村によってかかった介護保険寄附の31%分、これは法定分で、支払基金交付金から交付され、介護保険の歳入につきましては、基本的に給付費の半分が被保険者の負担、残りの50%が国、県、それから支払基金、それと市町村の持ち出しということで、支払基金交付金が31%、これは第2被保険者の分ということです。答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第62号、平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（櫛田豊君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日午前10時に開会し、午後2時15分まで慎重審議を行いました。出席委員は7名で、久保谷議長にも出席をいただき、議案説明のため、執行部より川田町長初め職員11名の出席をいただきました。

まず初めに、議案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、農業振興推進事業のうち、地域農業を支える法人育成モデル事業に12万5,000円となっているがとの問いに、それは、100%県の補助事業なので、県が、農協が出資している法人と指定しているので、有限会社農援あみにしているとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議

案第58号、平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第60号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第60号、平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第61号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第61号、平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は、議案第59号、平成18年度阿見町健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対をいたします。

今回の補正予算は、先の6月議会で保険税の値上げ10.9%が決まりました。ことしの4月より保険税の値上げがなったわけですが、その値上げ関連の増、全体で1億4,500万が負担増になっております。先の6月議会で私どもは値上げ認められないということで反対をいたしましたので、こ

の補正予算についても、値上げが入っているので、反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

これより、順次採決いたします。

初めに、議案第58号を採決します。本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第58号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第59号を採決します。

本案については、委員長報告は、原案可決であります。

議案第59号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第60号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第60号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第61号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第61号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第62号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第62号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決することに決しました。

議案第63号 平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第4、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会副委員長難波千香子君、登壇願います。

〔総務常任委員会副委員長難波千香子君登壇〕

○総務常任委員会副委員長（難波千香子君） それでは、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定うち総務常任委員会所管事項に

ついて御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、主要施策の成果及び予算執行実践報告書の歳入の増減の主な内容につきまして、まず町税では、大規模法人の工場再編の影響に伴う法人税2億8,400万、18%の減ということですが、この内容について尋ねますとの問いに対し、大規模法人は、福田工業団地のキャノンで、前年度の法人町民税に対し、17年度は2億5,450万の減というようなことで、18%の減になっておりますとの答弁でありました。

また、町民税の中に法人税の占める割合と、そのうち大規模法人の工業団地は何%入っているのか。また、福田工業団地の中のキャノンの占める割合はどれくらいかとの問いに対し、法人町民税の全体の額としましては12億9,200万になっており、その中で、福田工業団地が占める額は8億7,000万、うちキャノンは7億5,790万という状況になっております。また、法人町民税に占める工業団地、追原、福田、東部工業団地の大規模法人の割合は81.6%というようなことでの答弁でありました。

次に、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟の活動状況と見通しについて尋ねますとの問いに対し、霞ヶ浦二橋というのは、霞ヶ浦を南北に橋を建設していくというような計画で、橋をかけますと、南北を主要な幹線で結びまして、北側は、ひたちなか港とか水戸市の方から南の方にすぐ来られるようになり、南側は、圏央道、さらには千葉の方にも行けるようになる。橋を渡って、茨城県の県北から千葉の方まで一気に主要幹線を通って行けるといような、広域的な幹線連絡網を敷こうという計画の1つであります。活動の状況は、霞ヶ浦二橋建設促進同盟は、平成8年に17市町村で設立しており、初代の会長は川田町長であります。それ以来、県を初めとして、毎年、関係機関に陳情や広報活動を行っているところであります。

成果としましては、昨年つくりました新茨城県総合計画「元氣いばらき戦略プラン」の中の茨城の将来像、いわゆるグランドデザインの中に二橋が表示されているということで、ある程度の見通し、方向性が出てきてお

ります。

さらに、今後の見通しについては、今、百里の飛行場が民間共有化ということで建設が進められており、アクセス道路もつくられております。南側は圏央道、来年3月には阿見の東インターチェンジができて、アクセス道路も整備されていることもありますし、千葉と茨城県の間の利根川をつなぐ第二栄橋、若草大橋は供用を開始しております。そういった拠点、拠点が整備されていきますと、将来的には霞ヶ浦の方の広域幹線網の中の橋も整備が進んでいくと考えております。それまで継続的に運動と陳情を展開していきたいとの答弁でありました。

また、この二橋の建設が実現できると、阿見町にとって経済効果と一大観光施設というような最高の発展を遂げる動機になりますので、これからも町長を先頭に、国、県に積極的に運動、働きかけ、展開をお願いしたいとの要望がございました。

次に、防犯対策事業の中の、公有財産購入費というのは、交番用地のことでしょうか、また、集会施設整備事業の内容及びその補助金は、どのような形でどこに出しているのかとの問いに対し、公有財産購入費は、上郷にできました交番の用地取得の購入費であり、また、集会設備事業の内容と補助金先は、各行政区にある集会施設、例えば公会堂とかのたぐいで、補修費とか新築費に対して補助を行っております。今回の決算による集会施設の補助につきましては、まず敷地の借り上げということで、21行政区に83万9,700円、修理事業補助金としまして14行政区に480万1,000円、次に、増築補助金としまして1行政区、下本郷に127万を補助しており、どれも補助率は2分の1になっておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論もなし。採決に入り、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委

員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、教育関係について、阿見町の就学援助率はそのくらいになっているか、全国平均で12.8%ですが、景気も悪く、年々、この要就学援助が援助しなければならない児童がふえつつあるというふう

に聞いているのですが、平成17年度までの推移説明をしていただきたい。これに対して、就学援助は、要保護及び準要保護の就学児童に対し補助を行っており、人数は、中学校につきましては、要保護が4名、準要保護が52名、その他、特殊教育の分で4名、小学校につきましては、要保護が20名、準要保護が92名、特殊教育については16名です。

就学援助の率は、小学校が全体の5%、中学校が全体で4.5%、合わせて4.8%の生徒・児童が援助を受けているということで答弁をいただきました。

また、今後予想される新たな事業ということで、学校給食センターの耐震工事が13億から12億の形で出ておりますが、予定の中で、今後、学校給食センターを建てかえに向けてやっていかれるのか。

これに対して、事務方の方で協議を進めてまいっているところでございますが、メンバーとして、今現在は学校教育課、企画課、給食センター、この3つで今現在、検討中でございますが、まだ方向的なものは出ていない状況でありますけども、今後、給食運営協議会などで諮りながら進めていきたいというふうに考えておりますという答弁でございます。

それから、福祉タクシー利用券補助事業103万9,500円について説明をお願いします。

これに対して、町単独の事業で、対象者は障害者手帳の1級、2級の者、療育手帳Aのもので、助成はタクシーの初乗り料金660円を助成しております。交付件数は、17年度は36枚つづりで70件、60枚つづりで18件、これは人工透析者です。前年度の状況で合わせまして金額的に100万円です。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（櫛田豊君） それでは、先ほどに続きまして、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、町営住宅家賃の収入未済額が3,015万4,991円で、調定額の31%となり、過年度分となると、かなり入らなくなる。町営住宅は福祉的な住宅で、非常に安い家賃となっているはず。きちっと支払わなければいけないと思いますがの問いに、未済額の中に、現在、住宅に住んでいない方がいて、不納欠損として1,000万くらい処理でき、残り約2,000万の過年度分、現年度分に対しては、悪質滞納者には平成16年度から裁判をやっています。こんなことをしながら徐々に減らしていきたいとの考えでいます。

また、有価物売上代金1,500万632円とあるが、どういうものなのか、が含まれているのかの質問に、ごみとして入ってきたものの鉄、新聞、雑誌、びん、その他のものの売上代金ですとの答弁でした。

さらに、霞ヶ浦平和記念公園整備事業委託料の測量設計管理委託料1,000万、草刈り委託料が402万の予算が大幅に減額になっているのはなぜかの問いに、測量設計管理委託料は、平和記念公園の実施設計業務で、当初、4.2ヘクタールの予定をしていたが、2ヘクタールにし、残り2.2ヘクタールは平和記念公園の外構工事ということで分割した。草刈り委託料は、実際に生えている状況を確認して、発注面積を絞った関係で減額しておりますとの答弁でございました。

ほかに、家賃収入より経費のかかる老朽化した町営住宅の今後の対応についての質疑などがあり、質疑応答が繰り返されました。

次に、公害対策費、郡航空騒音公害対策協議会負担金で、成田公団に対し、今度、北滑走路2,500メートルの着工に際し、今までもらえなかった美浦、阿見が連携して対象となるようにしてもらいたいとの問いに、8,000フィート、2,000フィートの進入角度が二本立てになることもあり、協議をして要望していきたいとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論1件がございました。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成者多数により原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同を申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。21番細田正幸君。

○21番（細田正幸君） 私は、議案第63号、平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

ここ、医療費の問題やジェネリックの問題が議会でも大きな論議になっております。平成17年度決算についても、その中で民生費のうち保健衛生

に支出するのは2億2,400万支出しております。これは、町民の健康管理、それから予防とかそういうものに対しての支出でございますけれども、それらの支出は、当然、後の国保会計や老人保健会計、そういうものに連動してくるわけでございます。

私は、今度の決算について、執行部または議員の皆さんに、町民のいわゆる健康保険に、健康にかかわる支出がどれぐらい予算のうち占めるのかというのをもう一度認識する必要があるのではないかなというふうに思います。一般会計129億4,500万の決算でございます。また、特別会計を入れると260億ぐらいになるわけですがけれども、そのうち、いわゆる町民の広義の健康管理、それから医療費に支出しているのは幾らかというのをちょっと合計してみたんですけども、特別会計、国保、老人保健、介護保険、それを合わせると84億9,600万を支出しているわけですね。それで、あと一般会計の2億2,000万をプラスすると、町の予算全体で87億2,000万もの支出をしていると。全体の会計から考えれば、3分の1が町民の健康管理に支出していると。当然、その金額の比率からすれば、もっともっと町民の健康管理について真剣に取り組み、そして多くの人が健康管理の町の事業に参加して、意識的に自分の健康は自分で守ると、そういう方向に、町としては、やっぱり指導していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういう点で、17年度の決算が、そういうことを考慮されて動いていたのかということを考えれば、当然、私は不十分だったと言わざるを得ないというふうに思います。それが1点でございます。

あと、それから、町営住宅の管理についても、委員長報告の中で、家賃収入で3,000万からの未収があるという点についても、大いに問題であろうというふうに思います。既に吉原住宅などはかなり老朽化しておりますけれども、この住宅対策についても、町として抜本的に考える必要があるのではないかなというふうにも思っております。

その2つの点については、十分な執行状況ではなかったというふうに思っていますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論ありませんか。6番青山正一君。

○6番（青山正一君） 私は、議案第63号について賛成討論をいたします。

近年、非常に厳しい経済状況の中、歳入においては、先ほどもありましたように、大企業の編成替え等により、町税の減収また基準財政の収入額による不交付団体というようなことで、この点についても減収というようなことで、大変、歳入が厳しい中、この事業において、いろんな部分で、また歳出においても経費の削減を初めとする行政改革に基づく歳出の削減を図りながら、また、民生費の増大等により、大変厳しい予算の中での執行であったかというふうに思います。十分な執行ではないかとは思いますが、しかしながら、少ない歳入の中で、町民福祉向上のために効果ある予算の執行ができたこと、こういうふうに私は考えますので、委員長の報告どおり、本議案については賛成すべきものと考えますので、賛成をいたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第63号は原案どおり認定することに決しました。

- 議案第64号 平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第66号 平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第5、議案第64号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号、平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算認

定について、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る9月12日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長滝本重貞君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長滝本重貞君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（滝本重貞君） それでは、議案第64号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を許しましたところ、収納対策を強化する必要がありますが、町の収納率は、平成16年度は60.3%、17年度は63.6%、若干、3.3%増加しておりますが、県の平均の国保の収納率は幾らぐらいのパーセントか、また、町として収納率の目標値をどのような形で設定しているのかお伺いいたします。

これに対して、県平均で、17年度の市町村の計でいうと、89.4、それに対して、阿見町の収納率につきましては、県の方では87.32の順位で38位となっております。目標値は、県の収納率の方に近づけてまいりたいと考えているということでございます。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし。議案第64号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許す。質疑なし。質疑を終結し、討論に入る。討論なし。議案第66号、平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第69号、平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、待機介護者は、今どれくらいおりますかとの問い

に対し、これに対して、町内にある特別養護老人ホーム状況でございますが、8月25日現在で、町内、町外合わせて27名、必要性の高い方によって、AランクからDランクに分けてございます。町内のお申し込みされている方で優先度の高いAランクの方は、男女合わせ3名、町内合わせて24名、次のBランクが4名、Cランクが12名、Dランクが7名という状況ですが、Aランク4名のうち、町内3名、その内訳は、在宅で介護されている方が1名、老人保健施設に入所されている方が2名という内訳になっております。

質疑を終結し、討論に入る。討論なし。議案第69号、平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（久保谷実君） 次に、産業建設常任委員会委員長櫛田豊君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長櫛田豊君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（櫛田豊君） それでは、先ほどに続きまして、議案第65号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、分担金、負担金の収入未済額が31.9%で、滞納繰越分については9.7%しかもらっていないが、手の打ちようはないのかとの問いに、受益者負担の未納については、実際に公共下水道の升を宅地内につけても、合併浄化槽を使っていて、そういう方の説得をいろいろしているが、実績が上がらないとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第67号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、ひたち野うしく駅近辺が、安い価格と大きい区画で早いスピードで売却している。本郷第一地区保留地分譲についても何か考えがあるのかとの問いに、ひたち野うしくに負けない住環境整備と、カスミストア、ドラッグストア、セブンイレブン、内科診療所等を沿道沿いに地権者に企業誘致して実績を上げている。また、民間のハウスメーカーとタイアップや、市民農園等の付加価値をつけて、課一同、一体となって当たっているとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。議案第67号、平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第68号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成17年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、収入、支出とも補正で大幅減額されているが、上下水道料金徴収の一本化を平成17年度実施予定であったが、平成19年7月を目指している。このため、料金徴収の人件費3人分と追原配水場の完成により……、質問と答弁がごっちゃになりましたけど、もう一度やりますから。収入、支出とも補正で大幅減額されているがの問いに、上下水道料金徴収の一本化を、平成17年度実施予定であったが、平成19年7月を目指している。このため、料金徴収の人件費3人分と追原の配水場完成によ

り、県からの受水費の支払いが少なくなったためとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入り、反対討論1件がございました。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算認定については、賛成者多数により、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。20番荻島光明君。

○20番（荻島光明君） 日程第5、特別会計について、私は議案第64号、議案第69号、この2件について反対討論をさせていただきます。

まず初めに、議案第64号、平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

反対理由でございますが、医療費の毎年の増額が予測される中で、当年度は前年対比1億8,200万円ふえておりますけれども、医療費の増額を抑える抜本的な対策、ジェネリックや町を挙げての健康増進対策でございますが、こうした対策を当年度も行うことができなかった。また、収納率においても、平成16年度60.3%であったものが63.6%にふえるなど、収納率の改善も図られなかった。先ほども委員長報告の中でありましたけれども、県下でも収納率は大変低い状況だということは皆さん御認識のとおりでございます。このように、医療費の増額を抑える施策、収納率を改善する施策、こうした取り組みが求められている現状からすると、大変弱い。効果的な施策をスタートさせることができなかったということで、当年度の会計について反対をさせていただきます。

それから、続きまして、議案第70号、平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について反対討論をします。

反対理由でございますが、第1点目、当町の水道会計の問題については……。

今、天田議員より指摘がございまして、私が当初、2つの特別会計について反対討論をするというときに、第64号と第69号というように言ったそうでございますが、第69号は、70号の誤りでございました。訂正をさせていただきます。天田議員、ありがとうございます。

それでは、引き続き、議案第70号について、平成17年度阿見町水道事業会計決算認定について反対討論をさせていただきます。

反対理由でございますが、第1点目、当町の水道会計が問題なのは、いつも指摘しているとおりでございます。過去に高い料金を設定し、毎年10%前後の収益を出しながら、料金の値下げ改善を図らなかったということでございます。この料金、現行の料金に対しまして、町は、毎年、この程度の収益は、今後、将来の施設整備、機械整備、あるいは給水管の更新などで必要となるというような説明をしていたわけでございますが、これまでの結果は、更新を行ってきても、他市町村と比較して明らかなように、多額の累積黒字になっているということでございます。

それから、2つ目でございますが、調整区域の普及整備、これについては、他市町村と比べても、普及率63%と低い状況にあると。当年度においても、こうした調整区域の普及を抜本的に進めていく積極的な対策を見ることができなかったということでございます。これは、町民に切望されている上水道、この状況からすれば、非常に初歩的な対応であるということで、この点でも反対をせざるを得ないということでございます。

以上の理由で、反対をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がありますので、順次採決いたします。

これより、順次採決をいたします。

初めに、議案第64号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第64号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第64号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第65号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第65号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第66号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第66号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第67号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第67号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第68号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第68号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第69号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第69号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第70号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第70号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷実君） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案どおり認定することに決しました。

議案第78号 助役の選任について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第6、議案第78号、助役の選任につい

てを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第78号、助役の選任について、提案理由を申し上げます。

平成17年4月1日から欠員となっております助役に、大崎誠氏を選任いたしたいと存じます。

助役は、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を得て選任することとなっております。

大崎氏につきましては、町職員42年に及ぶ長年のキャリアの中で、町長公室長や総務部長の要職を歴任し、豊富な行政経験の持ち主でもあります。これから大いに発展する阿見町の助役として、また、私の補佐役として最適任であると考えておりますので、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより、採決します。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については、原案どおり同意することに決しました。

意見書案第1号 道路整備の促進に関する意見書（案）

○議長（久保谷実君） 次に、日程第7、意見書案第1号、道路整備の促進に関する意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。17番櫛田豊君、登壇願います。

〔17番櫛田豊君登壇〕

○17番（櫛田豊君） それでは、意見書案第1号、道路整備の促進に関する意見書（案）を提案するに当たり、経過について御説明申し上げます。

この意見書案につきましては、去る9月20日に開かれた経済建設常任委員会において審議した結果、本会議に提出することになり、本日ここに提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員櫛田豊、賛成者、阿見町議会議員石井早苗、同じく荻島光明、同じく青山正一、同じく佐藤幸明、同じく大野孝志、同じく小松沢秀幸。提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

道路整備の促進に関する意見書（案）。阿見町は、茨城県の南部に位置し、日本第2位の面積を誇る霞ヶ浦の南岸に面しており、首都東京へは南へ50キロ、水戸へは北へ50キロ、成田新東京国際空港へは、東南に30キロの位置にあり、東京、水戸へは、JR常磐線や常磐自動車道を利用して1時間の距離にあります。当町においては、21世紀の地域間の交流・連帯による活力ある地域づくりや、豊かな暮らしづくりを支援するとともに、良好な生活環境を創造するため、首都圏中央連絡自動車道を初めとする幹線道路の一般国道第125号バイパスや、県道竜ヶ崎、阿見線、土浦竜ヶ崎線、土浦稲敷線、さらには生活を支える市町村道等の道路整備を一層促進することがぜひとも必要である。

よって、いまだに立ち遅れている道路整備を、渋滞解消対策や広域交通ネットワーク構築の観点から、着実に推進するとともに、新たな社会環境の変化に対応したバリアフリーや道路環境対策及び緊急医療支援などの観点から、道路整備を充実させるため、次の事項について強く要望します。

1、道路特定財源については、受益者負担の原則に則り、一般財源化することなく、国民の期待する道路整備を強力に推進するために、全額道路整備に充当すること。

2、高速自動車国道は、国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地方の社会経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。

3、地方の課題に対応した道路整備を機動的に進められるよう、地方の道路財源を確保すること。

4、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成18年9月27日、茨城県稲敷郡阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政担当大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、説明といたします。

以上です。

○議長（久保谷実君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これより、討論に入ります。

討論を許します。15番倉持松雄君。

○15番（倉持松雄君） 提案理由を拝見しますと、これはなるほどと、ごもつともだと思えます。阿見町の道路整備がおくれては困りますので、ぜひ強行に進めていただきたく、賛成をいたします。

○議長（久保谷実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字を削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除をお願いします。

行政改革について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第8、本件につきましては、行政改革特別委員会に付議されております案件であります。

委員会の審査経過につきまして、委員長より中間報告を求めます。行政改革特別委員会副委員長千葉繁君、登壇願います。

〔行政改革特別委員会副委員長千葉繁君登壇〕

○行政改革特別委員会副委員長（千葉繁君） それでは、阿見町議会行政改革特別委員会から、第3回提言書回答についての執行部説明の要旨と、

第4回提言について御報告いたします。

まず、第3回の提言書回答についてでございますが、1つ目の、医療費の削減対策と健康づくりについて、①健康づくりの重要性を認識し、長期的な町民の健康づくりを計画的に推進するとともに、将来の医療費削減のため、医療関係者等の専門家を含むプロジェクトチームを設置し、方向の決定と計画を実施することの提言の回答で、推進に当たっては、医療関係者や有識者で構成する阿見健康づくりプラン21推進委員会の活用や、役場庁内関係各課で構成するワーキングチームを設置し、具体的な健康づくり事業や医療費削減に取り組んでいくとの回答をいただきました。

この中で、ワーキングチームの設置要綱の説明があり、医療費の増大による国民健康保険等の社会負担を軽減することを目的に、生活習慣病予防事業をより効果的に推進するために設置することや、構成員は総合福祉会館館長が招集し、総合保健福祉会館、民生部、総務部、町長公室、教育委員会からの12名の職員で構成、運営されることなどの説明を受けました。

委員から、健康づくりは生きがいを持って生活することが必要であるので、生きがいづくりの事業を検討いただきたいとか、全庁挙げての大々的な取り組みを行ってほしい、また、プラン21推進委員会で、専門家による施策を出していただき、それを実行部隊として、ワーキングチームで庁舎内の体制を整備するようものにしていただきたいなどの要望が出されました。

続きまして、②の健康づくりと疾病予防を促進するための行政窓口として、健康推進室等を設置し、専門家との協力や連携が円滑に行えるようにする、また、各課それぞれが取り組んでいる現行の健康づくりの事業を再考し、一元化を図ることの回答は、健康づくりと疾病予防を促進するための行政窓口は、これまでどおり総合保健福祉会館を窓口に行っていくが、各課の事業調整や連携を強化するための組織については、できるものがあれば見直しし、検討していきたいとのことでした。

また、東京医大や県立医療大、またその他の医療機関との連携体制を維持し、さらなる連携を深めるために、定期的な協議の場を設けていきたいとのことでした。

③のジェネリック医薬品の利用促進につきましては、町民に引き続き広報活動を行い、周知していくこと。また、稲敷医師会及び町内医療機関には、普及のための働きかけを行っていくことの説明を受けました。

なお、ジェネリック医薬品につきましては、10月29日に行われるさわやかフェアの中で、薬剤師による講演会を予定しているとのことでした。

このようなことから、医療費削減対策と健康づくりについては、委員会といたしましても、今後の状況を見守りながら、担当課とも意見交換をしていくことになりました。

続きまして、2つ目の、窓口業務の向上について、案内係を毎日終日実施を求める提言につきましては、アンケート調査の結果などから、毎日終日は必要ないのではないかと考えており、混雑が予想される月曜日の午前8時半から12時までを従来どおり管理職で行っていくこと。また、3月、4月の転出入時期や、混雑する期間には、内容を拡大し、実施すること。また、体の悪い人や高齢者の方が来られたときは、担当課が配慮し、随時、案内を行っていくということでした。

これにつきましても、今後の状況を見守っていくことになりました。

以上、第3回の提言書回答につきましても、御報告は終了させていただきます。

続きまして、行政改革に関する第4回の提言書を朗読させていただきます。

行政改革に関する提言書第4回、平成18年9月27日、阿見町長川田弘二殿。阿見町議会議長久保谷実、阿見町議会行政改革特別委員会委員長紙井和美。

まず、今回の提言を行うに当たりまして、これまでの会議内容について

申し上げます。

8月29日に勉強会を開催し、荒川本郷地区のまちづくりについて及び(仮称)予科練平和記念館について、それぞれの事業の進捗や今後の計画などを執行部から説明をいただきました。

それと同時に、それぞれの問題点を把握しながら、審議も行いました。

また、議員定数についての議論があり、時期的に、できるだけ早い段階で審議を行うため、その調査資料を行政改革特別委員会の中で作成することを確認いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、平成18年12月定例会までに全員協議会に諮れる資料を委員会として整え、全員協議会へ提出し、来年3月定例会には、議員全員の審議のもと、結論を見出せるように進めることとなりました。

さて、今回提出する提言につきましては、9月7日の委員会において、(仮称)予科練平和記念館建設について執行部から再度説明を受け、現状から判断した中での問題点、補助金の捻出や今後の建設計画の見直しを含めた提言を提出することとなりました。

記念館建設につきましては、11億ともいわれる多額な財源が必要になり、当町の厳しい財政状況を考えると、国の補助金を視野に入れた資金計画を考えることが得策であります。こうしたことから、急遽9月12日に防衛庁額賀長官に陳情することになり、この記念館の建設に関する事業効果を訴え、防衛庁としての補助金の検討をお願いしてきたところであります。

このようなことから、この事業の重要性をかんがみまして、以下のとおり提言をいたします。

なお、この提言の回答は、平成18年第4回12月定例議会の第1日目までをお願いをいたします。

(仮称)予科練平和記念館建設と町活性化についての提言。

① (仮称)予科練平和記念館建設についての実行委員会を早急に創設す

ること。委員については、議会、自衛隊、海原会、商工会、JAなどから選出をする。

②全国から集客が期待でき、町が活性化できる記念館の建設を行うこと。

③担当課窓口を一元化し、関係省庁と交渉する統括窓口を明確にすること。

④担当職員を変えず、継続的な配置を行い、事業終了まで任せること。

⑤歴史的遺産の将校クラブを復元し、その有効活用を考えること。

⑥建設費負担軽減のため、全国から支援金を集められる基金を創設すること。

⑦雄翔館所有資料を、共同展示が行えるよう交渉すること。

⑧雄翔館、雄翔園と記念館が一体利用できる出入り口を設けること。

⑨物産館建設用地の確保と、新町地区の再開発を考えること。

⑩防衛補助を受けるための交渉を継続して粘り強く行うこと。

以上、行政改革に関する提言書第4回を、本日本会議終了後、町長に提出させていただきますので、御検討のほどよろしく願いいたしまして、報告いたします。

○議長（久保谷実君） 以上で委員長報告は終わりました。

執行部におかれましては、ただいまの委員長報告における改革の趣旨を十分理解されまして、今後検討されるよう、要請いたします。

議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷実君） 次に、日程第9、議会運営委員会並びに常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長並びに各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷実君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

これで、本定例会に予定された日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成18年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の言葉を申し上げます。

議員各位には、本定例会に提案いたしました案件につきまして熱心に御審議をいただいた上、全議案とも議決いただき、また、特に1年半にわたりますて不在でありました助役任命の人事案件では、本日提出して御同意をいただきました。まことにありがとうございます。

今定例会は、平成17年度の決算認定が一番のメインの案件でありましたが、監査委員さんには連日長期にわたる監査に加え、いろいろな角度からの確なご指導をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

早いもので、平成18年度も間もなく上半期を終えようとしております。議員各位並びに町民の方々の御支援と御協力によりまして、阿見町におきましては、来年早々の阿見東インターチェンジまでの圏央道の開通、阿見東部工業団地への7社目となるボイラー製造販売の大手企業の進出、その他、また多くの企業からの引き合いも来ている状況があります。

さらに、本郷第一土地区画整理事業地内に大型ショッピングセンターの出店に伴う保留地分譲も進みつつあるなど、ここ最近、明るい話題が次々と出てきております。

しかしながら、我が国経済は、デフレ脱却宣言は見送られたものの、戦後最長のいざなぎ景気に並ぶと言われており、景気拡大に明るさが見えてきたとは言われておりますが、地方経済は依然として実態としては低迷が

続いております。

このことから、地方自治体を取り巻く環境はいま一つ、具体的には税収の伸びも期待できない、さらには三位一体改革等により、地方財政においてはかなり厳しさが逆に増しているという状況であります。

このような状況の中で、平成19年度の予算編成も間近に迫ってまいりました。徹底した行財政改革を断行しながら、昨年度から実施しております行政評価による事務事業の見直しに伴い、着実な事業執行とさまざまな課題に積極的に取り組んでまいりますので、議員各位には、さらなる御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

明日で彼岸明けとなりますが、季節の変わり目でもあります。どうか皆さん方には、健康に十分御留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（久保谷実君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位、並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、平成18年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 実

署 名 員 難 波 千香子

署 名 員 青 山 正 一

参 考 资 料

平成18年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第52号 議案第56号 議案第57号 議案第58号 議案第63号</p>	<p>阿見町監査委員条例の一部改正について 阿見町消防本部及び消防署設置に関する条例の一部改正について 阿見町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第2号) 内 総務常任委員会所管事項 平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第58号 議案第59号</p>	<p>阿見町社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 阿見町国民健康保険条例の一部改正について 平成18年度阿見町一般会計補正予算(第2号) 内 民生教育常任委員会所管事項 平成18年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)</p>

	<p>議案第62号</p> <p>議案第63号</p> <p>議案第64号</p> <p>議案第66号</p> <p>議案第69号</p>	<p>平成18年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>平成17年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>平成17年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>平成17年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第58号</p> <p>議案第60号</p> <p>議案第61号</p> <p>議案第63号</p> <p>議案第65号</p> <p>議案第67号</p> <p>議案第68号</p>	<p>平成18年度阿見町一般会計補正予算（第2号）</p> <p>内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>平成18年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>平成18年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）</p> <p>平成17年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>内 産業建設常任委員会所管事項</p> <p>平成17年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>平成17年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>平成17年度阿見町農業集落排水事業特別</p>

	議案第70号	会計歳入歳出決算認定について 平成17年度阿見町水道事業会計決算認定 について
--	--------	---

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成18年6月～平成18年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営 委員会	9月5日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回定例会会期日程について ・その他
民生教育 常任委員 会	7月18日	河 内 町 給食センター	視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターの民間委託について
	7月19日	龍ヶ崎市 給食センター	視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・給食センターの民間委託について
産業建設 常任委員 会	6月23日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）霞ヶ浦平和記念公園事業について ・物産館について ・その他
行政改革 特別委員 会	7月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革に関する提言書（第2回）の回答について ・行政改革に関する提言書（第4回）の提出について ・その他

	8月29日	第2委員会室	勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・荒川本郷地区のまちづくりについて ・（仮称）予科練平和記念館について ・9月定例会提言について ・その他
	9月7日	第2委員会室	勉強会 <ul style="list-style-type: none"> ・物産館について ・9月定例会提言について ・その他
議会だより編集委員会	7月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第106号の発行について ・その他
	7月20日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第106号の校正について ・その他
全員協議会	9月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・人事案件について（政治倫理審査会委員・教育委員会委員・助役） ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
土 浦 石 岡 地 方 社 会 教 育 セ ン タ ー 一 部 事 務 組 合	8 月 22 日 ～ 23 日	先進地視察 ・ 静岡県浜松市立西部 公民館 ・ 滋賀県草津市立笠縫 公民館		浅野栄子
	8 月 30 日	・ 歳入歳出決算 会計 監査	承 認	浅野栄子
龍ヶ崎地 方衛生組 合	8 月 1 日 ～ 2 日	先進地視察 ・ 静岡県富士市 クリーンセンター ききょう		大野孝志 吉田憲市